

第三編
生活環境の整備



延岡市医師会病院

第一章 都市整備

第一節 道路

道路は、人々の安全で快適な暮らしや交流を支える重要な生活基盤であり、効率的な物流や活力のある経済社会を実現するための基礎的な社会基盤である。また、道路は地域の活性化はもとより、災害時における救援物資の輸送、救助、救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するために、なくてはならない都市基盤施設である。特に、高速道、国道、県道及び広域農道等の幹線道路網の整備は、延岡市を含む県北地域の重要な課題の一つであり、国、県及び市が連携しながら、道路ネットワークの整備を進めていく必要がある。

近年、宮崎県においては広域交通網の整備が進められ、東九州自動車道は、平成二十五年（二〇一三）度までに、延岡・宮崎間が全線供用開始となる予定である。

本市でも、それに伴って高速道路へのアクセス道路の整備も順調に進んでいる。また、市街地の西側を迂回し、都市計画道路で構成する西環状線（延長八・七キロメートル）の整備も、県と分担・協力しながら進められている。

一 高 速 道

本市は、県北地域の産業・経済・文化の発展、さらには九州循環型高速交通ネットワークの形成を図るため、東九州自動車道及び九州中央自動車道（法定路線名：九州横断自動車道延岡線）の早期整備を積極的に推進している。また、将来、東九州自動車道と一体となって機能する「国道一〇号延岡道路」や、九州中央自動車道と一体的に機能する「国道二二八号北方延岡道路」等の早期整備・早期完成を目指して積極的に活動を展開してきた。

市民にとって永年の悲願であった高速道路が、平成二十四年（二〇一二年）度に、延岡から大分県佐伯市蒲江に至る区間の内、北浦から須美江に至る区間を除き開通した。この悲願達成を祝い、二十四年十二月九日に須美江から延岡に至る区間、二十五年（二〇一三年）二月十七日に蒲江から北浦に至る区間の開通記念の催しが行われた。

なお、国土交通省延岡河川国道事務所管轄区間の、十四年（二〇〇二年）度から二十三年（二〇一一年）度までの事業費は、約



高速道路建設促進総決起大会

一四五億八〇〇〇万円となっている。

1 国道一〇号延岡道路（延長二〇・六km）

国道一〇号延岡道路の工事は、平成十年（一九九八）度に着手し、十七年（二〇〇五）四月に延岡JCT・ICから延岡南ICに至る区間（延長七・八km）が暫定二車線で開通した。（以下、JCT・ICの表記は略）また、同道路と市街地を結ぶ延岡インター線（延長三km、幅員七m）も同時に供用開始された。二十四年（二〇一二）十二月に、残る北川から延岡に至る区間（延長一二・八km）が暫定二車線で供用開始された。

2 国道二二八号北方延岡道路（延長一三・一km）

九州中央自動車道の一部となる国道二二八号北方延岡道路の舞野から延岡に至る区間は、平成十三年（二〇〇一）十一月に工事に着手し、十八年（二〇〇六）二月に暫定二車線（延長二・一km）で開通した。また、二十年（二〇〇八）四月に同道路の北方から舞野に至る区間（延長六・四km）が開通した。現在、蔵田から北方に至る区間（延長四・六km）が二十七年（二〇一五）度開通へ向け工事が進められている。

3 東九州自動車道（北九州市～鹿児島市、延長四三・六km）

東九州自動車道は、全区間が昭和六十二年（一九八七）九月に予定路線に、平成元年（一九八九）一月に延岡から清武に至る区間が基本計画路線に、三年（一九九一）十二月に西都から清武に至る区間が整備計画路線へ格上げされた。

西都から清武に至る区間については、七年（一九九五）五月に工事に着手し、十二年（二〇〇〇）三月に宮崎西から清武に至る区間（一〇・一km）、十三年（二〇〇一）三月に西都から宮崎西に至る区間（一六・八km）、二十二年（二〇一〇）七月に高鍋から西都に至る区間（二一・一km）、二十二年十二月に門川から日向に至る区間

(二二・九km)、二十四年(二〇一二)十二月に都農から高鍋に至る区間(二二・九km)が、それぞれ順次供用開始された。

さらに、大分県佐伯市から延岡市に至る区間については、二十四年十二月に東九州自動車道の一部となる延岡道路の北川から延岡に至る区間(一二・八km)と東九州自動車道の須美江から北川に至る区間(五・六km)が開通し、蒲江から北浦に至る区間(二四・二km)が二十五年(二〇一三)二月に開通した。

今後は、二十五年度までに日向から都農に至る区間(二〇km)が開通することで、延岡市から宮崎市までの全線がつながり、延岡市民及び宮崎県民の永年の悲願であった、高速交通網の時代が到来することになる。

なお、北浦から須美江に至る区間(六・四km)の供用開始予定は、佐伯から蒲江に至る区間(二〇・四km)と同じ二十八年(二〇一六)度と発表されている。

4 九州中央自動車道(嘉島～延岡、延長九五km)

九州中央自動車道は、昭和六十二年(一九八七)九月に予定路線となり、平成三年(一九九一)三月に御船から矢部に至る区間が基本計画路線に格上げされた。八年(一九九六)五月には、将来、九州中央自動車道の一部となる国道二一八号北方延岡道路の事業化が決定され、十二月には、矢部から延岡に至る区間が基本計画路線に、御船から矢部に至る区間が整備計画路線に格上げされた。十年(一九九八)十二月には、御船から矢部に至る区間に施行命令が出され、十三年(二〇〇一)十一月には、国道二一八号北方延岡道路の起工式が行われた。

道路公団民営化を巡る一連の流れの中で、高速道路の整備主体の見直しが行われ、十五年(二〇〇三)十二月には、御船から矢部に至る区間が新直轄方式による整備区間に選定され、国の直轄事業により整備されることとなった。十八年(二〇〇六)二月には、国道二一八号北方延岡道路の舞野から延岡に至る区間(二・一km)が供

用開始され、九州中央自動車道では、最初の開通区間となった。二十年（二〇〇八）四月には、国道二一八号北方延岡道路の北方から舞野に至る区間（六・四km）が供用開始され、北方延岡道路の残る区間である蔵田から北方に至る区間（四・六km）は、二十七年（二〇一五）度の供用開始を目標に工事が進められている。二十一年（二〇〇九）三月には、九州中央自動車道の一部となる国道二一八号高千穂日之影道路（五・七km）の事業化が決定されたが、山都から高千穂に至る区間、及び日之影から蔵田に至る区間が事業化されておらず、全線開通の見通しはまだたっていない。

5 高速交通網整備の経緯

平成十四年（二〇〇二）

二月 ・ 国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井〜天下）において、小峰地区の用地買収を開始した。

九月 ・ 東九州自動車道「都農〜高鍋間」の工事着工式が川南町で行われた。

十月 ・ 国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井〜天下）において、祝子・宇和田地区の用地買収を開始した。

平成十五年（二〇〇三）

二月 ・ 国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井〜天下）において、用地幅杭打ち式が行われた。

七月 ・ 国道一〇号延岡道路第二工区（北川町長井〜天下）において、小峰地区で起工式が行われた。

八月 ・ 東九州自動車道「日向〜門川間」の工事着工式が日向市・門川町で行われた。

十二月 ・ 第一回国土開発幹線自動車道建設会議において、東九州自動車道「蒲江〜北川間」（二・六km）、「清武〜北郷間」（二・九km）、「北郷〜日南間」（八km）が新直轄方式で整備されることが決定した。

平成十六年（二〇〇四）
 ・同じく、九州中央自動車道「御船～矢部間」（二三km）が新直轄方式で整備されることが決定した。

七月
 ・国道二一八号北方延岡道路第三工区（舞野～天下）において、高野トンネルが貫通した。

十二月
 ・国道一〇号延岡道路第二工区（天下～伊形）において、延岡若あゆ大橋連結式が行われた。

平成十七年（二〇〇五）

四月
 ・国道一〇号延岡道路第二工区（天下～伊形、七・八km）が開通した。

十月
 ・道路公団の民営化に伴い、西日本高速道路株式会社が発足した。

平成十八年（二〇〇六）

二月
 ・国道二一八号北方延岡道路第一工区（北方町蔵田～北方、四・六km）が都市計画決定された。

・国道二一八号北方延岡道路第三工区（舞野～天下、二・二km）が開通した。

・東九州自動車道「門川～西都間」が西日本高速道路株式会社により行われることが決定した。

三月
 ・東九州自動車道「門川～西都間」において、二十六年（二〇一四）度までに順次供用開始され

ると公表された。

十一月
 ・国道二一八号北方延岡道路第二工区（北方～舞野）において、岡元トンネルが貫通した。

十二月
 ・国道二一八号北方延岡道路第二工区（北方～舞野）において、小川トンネルが貫通した。

・国道二一八号北方延岡道路第二工区（北方～舞野）において、小川橋上部工が完成した。

平成十九年（二〇〇七）

二月
 ・東九州自動車道県境～北川間で用地説明会が開かれ、用地買収に着手した。

- 三月 ・国道二一八号北方延岡道路第二工区（北方～舞野）において、古江橋上部工が完成した。
- ・国道二一八号北方延岡道路第二工区（北方～舞野）において、曾木トンネルが貫通した。
- 五月 ・国道二一八号北方延岡道路第二工区（北方～舞野）において、細見川橋上部工が完成した。
- 六月 ・東九州自動車道「県境～北川間」において、着工式が行われた。
- ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井～天下）において、大峽谷川橋上部工が完成した。
- 十月 ・九州中央自動車道「嘉島～山都間」において、着工式が行われた。
- 十二月 ・国道二一八号北方延岡道路第二工区（北方～舞野）において、曾木橋上部工、舞野橋上部工が完成した。
- 平成二十年（二〇〇八）
- 一月 ・国道二一八号北方延岡道路第二工区（北方～舞野）において、岡元大橋上部工が完成した。
- 四月 ・国道二一八号北方延岡道路第二工区（北方～舞野、六・四km）が開通した。
- 八月 ・東九州自動車道「蒲江～北浦間」、延岡道路「北川～延岡間」の二十四年（二〇一二）度の供用開始予定が発表された。
- 十一月 ・国道二一八号北方延岡道路第一工区（北方町蔵田～北方）において、用地買収を開始した。
- 平成二十一年（二〇〇九）
- 一月 ・東九州自動車道「日向～都農間」の開通年度が、予定年度より一年前倒しの二十五年（二〇一三）度と発表された。
- 三）度と発表された。
- 八月 ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井～天下）において、大峽トンネルが貫通した。

十月 ・東九州自動車道において、熊野江第二トンネルが貫通した。

十二月 ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井く天下）において、桜ヶ丘トンネルが貫通した。

・東九州自動車道北浦高架橋上部工、熊野江川橋上部工が完成した。

平成二十二年（二〇一〇）

三月 ・東九州自動車道本谷橋上部工が完成した。

・東九州自動車道陣ヶ峰トンネル（蒲江く県境区間）到達式が行われた。

六月 ・高速道路無料化社会実験（全国の高速度道路三七路線五〇区間）が始まり、延岡南道路も無料区間として利用された。

七月 ・東九州自動車道「高鍋く西都間」（二二km）が開通した。

九月 ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井く天下）において、須佐トンネルが貫通した。

十一月 ・東九州自動車道家田小麦山トンネルが貫通した。

十二月 ・東九州自動車道「門川く日向間」（二四km）が開通した。

・国道二一八号北方延岡道路第一工区（北方町蔵田く北方）において、（仮称）蔵田第二トンネルが貫通した。

平成二十三年（二〇一一）

二月 ・東九州自動車道「須美江く北川間」の開通予定年度が二十五年（二〇一三）度と発表された。

・国道二一八号北方延岡道路第一工区（北方町蔵田く北方）の開通予定年度が二十七年（二〇一五）度と発表された。

- ・東九州自動車道うつぎ橋上部工が完成した。
- ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井く天下）において、小峰天下高架橋上部工が完成した。
- ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井く天下）において、祝子トンネルが貫通した。
- ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井く天下）において、小峰高架橋上部工が完成した。
- ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井く天下）において、新宇和田トンネルが貫通した。
- ・東九州自動車道において、北浦トンネルが貫通した。
- 五月
 - ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井く天下）において、差木野トンネルが貫通した。
- 六月
 - ・東日本大震災の発生に伴い高速道路無料化社会実験が凍結された。（延岡南道路を含む五〇区間）
 - ・東九州自動車道において、須美江トンネルが貫通した。
- 七月
 - ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井く天下）において、祝子川橋上部工が完成した。
- 八月
 - ・東九州自動車道において、陣ヶ峰トンネルが貫通した。
- 十月
 - ・国道一〇号延岡道路第二工区（北川町長井く天下）において、蛇谷川橋上部工が完成した。
 - ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井く天下）において、はゆま大橋上部工が完成した。
 - ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井く天下）において、北川トンネルが貫通した。
- 十一月
 - ・東九州自動車道において、家田トンネルが貫通した。
- 十二月
 - ・国道一〇号延岡道路第二工区（北川町長井く天下）において、的野トンネルが貫通した。

平成二十四年（二〇一二）

二月 ・東九州自動車道きたがわ大橋連結式が行われた。

五月 ・東九州自動車道「佐伯～蒲江間」「北浦～須美江間」の開通予定年度が、二十八年（二〇一六）度と発表された。

・東九州自動車道「須美江～北川間」の開通予定年度が、一年前倒しの二十四年（二〇一二）度と発表された。

八月 ・東九州自動車道大門橋上部工が完成した。

十月 ・東九州自動車道きたがわ大橋上部工が完成した。

十一月 ・国道一〇号延岡道路第一工区（北川町長井～天下）において、すき大橋上部工が完成した。

十二月 ・東九州自動車道「須美江～北川間」（五・六km）及び延岡道路「北川～延岡間」（二・八km）が同時開通した。

・東九州自動車道「都農～高鍋間」（二・九km）が開通した。

・東九州自動車道熊野江第一トンネルが貫通した。

二十五年（二〇一三）

二月 ・東九州自動車道「蒲江～北浦間」（一・四・二km）が開通した。

二 国 道

1 国道一〇号

延岡市を南北に走る幹線道路としての国道は、明治以来、市民の生活基盤及び経済・社会基盤として活用されてきた。昭和二十七年（一九五二）六月に新道路法が制定され、門司市（現北九州市）から大分・宮崎を経て鹿児島市までの幹線道路は、「一級国道一〇号」と改められた。以後、本市における国道一〇号は、道路の拡張（一部四車線化）、舗装、延岡バイパス（稲葉崎～下平原間）の建設などを経て現在に至っている。

平成十五年（二〇〇三）度から二十三年（二〇一一）度までの、延岡市内の国道一〇号における道路の整備は、歩行者の安全性、快適性及び都市景観の観点から順次改良されてきた。十五年には、浜砂町から出北までの二・四キロメートルのバリアフリー化、十六年（二〇〇四）には、同区間の無電柱化（電線共同溝の設置）が行われ、二十三年には、昭和町交差点の改善として、国道二一八号からの左折車線の改良及び車の通行区分の改良がなされた。

延岡市内における国道一〇号の問題点は、朝夕の通勤時間帯の車両の渋滞である。とりわけ土々呂地区（平原交差点～草交差点）の渋滞度は高く、平日の交通量は、一日約二万四〇〇〇台に達している状況である。こうした中で、国が全国の高速度道路の約二割の区間について、地域への経済効果、渋滞や環境への影響を調査するため、二十二年（二〇一〇）六月から二十三年六月まで、無料化社会実験を実施し、延岡南道路も対象区間となった。その結果、期間中の平日の交通量は約一万六〇〇〇台で、社会実験実施以前より約八〇〇〇台減少し、渋滞

が緩和された。また、国道一〇号沿線の住民からは、交通の安全性や交通環境の向上の声も聞かれた。それに反して商業施設からは、交通量減少に伴う売り上げの減少などの声も出ていることが分かった。今後、この実験を基礎資料にして、渋滞緩和や経済発展を考慮したより効果的な対策を考えていく必要がある。

2 国道三八八号

無鹿バイパス（無鹿～大門間）は、平成八年（一九九六）に総事業費約四〇億円をかけて着手し、十八年（二〇〇六）十二月に延長一・二キロメートル、幅員一六メートル（両側各三・五mの歩道）の全線で供用が開始された。これにより、交通安全の確保や交通混雑の解消、距離・時間の短縮などが図られた。延岡市に關係のある国道は、下記の表のとおりである。なお、表中の実延長等は、延岡市管内の数値を表している。

三 県 道

延岡市に關係のある主要地方道及び一般県道は二五路線で、総延長は一七九・二〇キロメートルである。この内、改良済の延長は七九・一二キロメートルである。延岡市に關係のある県道は、次の表のとおりである。

表 延岡市に關係のある国道

路線名	起点	終点	実延長 (km)	改良延長 (km)	改良率 (%)	舗装延長 (km)	舗装率 (%)
10号	北九州市	鹿児島市	47.7	47.7	100	47.4	100
218号	熊本市	延岡市	29.5	29.5	100	29.5	100
326号	延岡市	大分県 豊後大野市	14.4	14.3	99.6	14.4	100
388号	佐伯市	熊本市 本前町	36.4	33.1	90.9	36.4	100

平成23年4月1日現在

(資料：道路施設現況調査：宮崎県土整備部)

表 延岡市に関する県道

路線名	起点	終点	実延長(km)	改良延長(km)	改良率(%)	舗装延長(km)	舗装率(%)	橋りょう数
稲葉崎平原線	延岡市	延岡市	11.37	11.37	100	11.37	100	8
北方北郷線	延岡市	美郷町	2.79	2.79	100	2.79	100	5
北方北浦線	延岡市	延岡市	13.91	12.47	89.6	13.91	100	14
北方土々呂線	延岡市	延岡市	22.26	18.08	81.2	22.19	99.6	12
小計			50.33	44.71	88.8	50.26	99.8	39
古江丸市尾線	延岡市	佐伯市	9.99	2.23	22.3	9.99	100	5
岩戸延岡線	高千穂町	延岡市	25.31	7.16	28.2	25.31	100	19
浦城東海線	延岡市	延岡市	18.64	3.09	16.5	18.64	100	8
上丸子綱の瀬線	延岡市	延岡市	16.80	0.46	2.7	16.80	100	19
大保下曾木停車場線	延岡市	延岡市	16.19	1.33	8.2	16.19	100	14
早日渡停車場線	延岡市	延岡市	0.15	0	0	0.15	100	1
曾木停車場線	延岡市	延岡市	1.24	0.95	76.6	1.24	100	0
日向長井停車場線	延岡市	延岡市	0.58	0	0	0.58	100	0
延岡停車場線	延岡市	延岡市	0.07	0.07	100	0.07	100	0
西延岡停車場線	延岡市	延岡市	0.96	0.16	16.6	0.96	100	1
南延岡停車場線	延岡市	延岡市	0.06	0.06	100	0.06	100	0
延岡港	延岡市	延岡市	1.95	1.95	100	1.95	100	0
遠見半島線	門川町	延岡市	1.27	0.65	51.1	1.27	100	1
八重原延岡線	日向市	延岡市	2.39	1.80	75.3	2.39	100	3
土々呂日向線	延岡市	日向市	1.40	0	0	1.40	100	1
樫原細見線	延岡市	延岡市	8.65	5.12	59.1	8.65	100	2
北方高千穂線	延岡市	高千穂町	9.16	2.42	26.4	9.16	100	2
日豊海岸北川線	延岡市	延岡市	10.40	3.30	31.7	10.40	100	6
延岡インター線	延岡市	延岡市	2.91	2.91	100	2.91	100	4
北方インター線	延岡市	延岡市	0.75	0.75	100	0.75	100	0
須美江インター線	延岡市	延岡市	-	-	-	-	-	-
小計			128.87	34.41	26.7	128.87	100	86
合計			179.20	79.12	44.1	179.13	99.9	125

平成23年4月1日現在

(資料：道路施設現況調査：宮崎県土木整備部)

四 市 道

延岡市における、平成二十四年（二〇一二）四月一日現在の市道の状況は、総延長が一四八・一キロメートル、改良率が六七・四パーセント、舗装率が八六・八パーセントである。十四年（二〇〇二）四月の状況は、総延長が九二・九キロメートル、改良率が六五・四パーセント、舗装率が八六・九パーセントで、一〇年前に比べると、旧三町との合併のため総延長が五五・二キロメートル、改良率が二パーセント上回っているが、舗装率については、わずかではあるが〇・一パーセント下回っている。二十四年四月一日現在、市道の路線数は三七七五路線である。

1 小峰天下線

小峰天下線は、延岡JCT・ICから延岡インター線を経由して、南はクレアパーク延岡、北は国道二一八号に接続する道路である。平成十三年（二〇〇一）度に事業に着手し、総事業費五億五四〇〇万円、延長一〇〇八・二メートル、幅員一メートル、暫定二車線で二十三年（二〇一一）度に完成した。

2 バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業

本事業は、「まちづくり総合支援事業」として、五路線（南町通線・西階通線・亀井通線・出北通線・古城安賀多線）の総延長三一・五メートルを整備対象エリアとして、平成十三年（二〇〇一）度から事業に着手した。

この事業のねらいは、この五路線が公共施設や福祉施設、大型店舗等へのアクセス道路として、安全かつ快適に通行できることを目的に、段差解消等のバリアフリー化やカラー舗装を行うもので、総事業費四億三〇〇万円をかけて、二十一年（二〇〇九）三月に完成した。

表 市道の現況

区 分		延 長	
道 路 総 延 長		1,481,360.6 m	
重 用 延 長		13,630.9 m	
道 路 実 延 長		1,418,457.3 m	
道 路 延 長		1,404,643.1 m	
幅員別の内訳	改良済延長		956,566.5 m
	内 訳	車道 19.5m 以上	751.7 m
		車道 13.0m 以上	5,522.7 m
		車道 5.5m 以上	237,200.1 m
		車道 5.5m 未満	713,092.0 m
	改良率 (%)		67.4 %
	未改良延長		461,890.8 m
	内 訳	車道 5.5m 以上	894.1 m
		車道 3.5m 以上	7,066.1 m
		車道 3.5m 未満	453,930.6 m
自動車交通不能		216,230.0 m	
路面別内訳	砂 利 道		186,723.7 m
	セメント系舗装		63,218.1 m
	アスファルト系 舗装	高級	24,268.3 m
		簡易	1,144,247.2 m
	舗装道計		1,231,733.6 m
舗装率 (%)		86.8 %	
橋りょう	本 数	673 本	
	延 長	12,359.2 m	
トンネル	本 数	9 本	
	延 長	1,455.0 m	
渡船場	箇 所 数	1 箇所	
	延 長	56.0 m	
路線数	一 級 市 道	70 路線	
	二 級 市 道	70 路線	
	そ の 他	3,635 路線	
	合 計	3,775 路線	

延岡市における市道の現況は、次の表のとおりである。

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市土木課)

五 橋（橋りょう）

1 国道橋（高速道橋は除く。この章の一節一項「高速道」を参照）

(1) 祝子大橋

祝子大橋は、延岡市内を貫流する五ヶ瀬川の支流祝子川をまたぎ、栗野名町と中の瀬町を結ぶ国道一〇号延岡バイパスに架かる、橋長一二・八メートル、幅員一八・三メートルの橋で、昭和四十年（一九六五）十二月に着工し、四十二年（一九六七）三月に完成した。

(2) 延岡大橋

延岡大橋は、国道一〇号延岡バイパスのほぼ中央部に位置し、五ヶ瀬川と大瀬川の合流点付近に架設された、橋長五三・八メートル、幅員一一・八メートルの大橋である。四十七年（一九七二）に着工、五十五年（一九八〇）に全線四車線が完成した。

(3) 沖田橋

沖田橋は、沖田川をまたぎ、旭ヶ丘と塩浜町を結ぶ国道一〇号に架設された橋長一四五・七メートル、幅員一〇・七メートル（側道橋を除く）の橋で、三十三年（一九五八）三月に完成した。建設省（現国土交通省）としては、初の長大橋であり、無事に完工したことを記念して、橋の親柱には、関係図面等を収納したタイムカプセルが埋設されている。

(4) その他の国道橋

① 川島橋 四十四年（一九六九）に完成。六十二年（一九八七）同橋下流側に歩道橋を敷設

- ② 塩浜高架橋 六十一年（一九八六）十二月に完成
- ③ 新沖田橋 六十二年（一九八七）三月に完成
- ④ 井替川橋 平成元年（一九八九）三月に完成

2 県道橋

(1) 五ヶ瀬大橋（口絵参照）

五ヶ瀬大橋は、五ヶ瀬川をまたぎ野地町と古川町を結ぶ、西環状線（愛宕通線・富美山通線・須崎中川原通線の都市計画道路三線）に架かる、橋長一九〇メートル、幅員二三メートルの片側二車線のコンクリート橋である。平成十八年（二〇〇六）度から、総事業費約一九億円をかけて整備が進められ、二十四年（二〇一二）三月に完成した。

五ヶ瀬大橋は、整備中の西環状線を構成する区間にある重要な橋の一つであり、市街地の交通渋滞の緩和や延岡道路へのアクセス向上に役立つものである。

(2) 祝子橋

祝子橋は、祝子川をまたぎ、檜山町と中川原町を結ぶ都市計画道路に架かる、橋長一一三メートル、幅員一八メートルの橋である。延岡市内の交通混雑を緩和する西環状線の一部として計画され、二十三年（二〇一一）二月に完成した。



祝子橋

(3) 安賀多橋

旧安賀多橋は、完成した昭和十二年（一九三七）から、水郷延岡を象徴する橋として長い間市民に親しまれてきた。しかし、橋げたの高さが低いことや橋脚数が多いことで洪水時に水の流れを妨げることから、平成十九年（二〇〇七）度から、総事業費四〇億円をかけて架け替え工事に着手、二十三年三月に完成した。新安賀多橋は、全長二五五メートル、幅員一五・二メートルで、橋脚は旧橋の九本から四本になり、橋げたの高さも旧橋より一・五メートルかさ上げされた。また、親柱は旧橋のものを再利用し、バルコニーやベンチを設置するなどデザインや機能面にも配慮している。

なお、延岡発祥の水辺イベント「橋の日」（八月四日）は、昭和六十一年（一九八六）に、この橋で行われたのが最初であり、平成二十四年の第二十七回の「橋の日」は「橋から川へ、川から海に、折りて願う、復興安全！」のテーマを掲げて開催された。

(4) その他の県道橋

延岡市内に架かる県道橋は、規模の小さな橋まで含めて一二五の橋がある。市内に架かる県道橋の主なものは、下の表のとおりである。

表 延岡市内に架かる主な県道橋

路線名	橋りょう名	橋長(m)	幅員(m)	完成年月
稲葉崎平原線	板田橋	115.50	15.30	昭和10年10月
〃	大瀬大橋	385.00	15.00	平成10年10月
〃	祝子橋	113.00	18.00	平成23年2月
〃	安賀多橋	255.00	15.20	平成23年3月
〃	五ヶ瀬大橋	190.20	23.00	平成24年3月
延岡インター線	松尾橋	292.00	13.00	平成15年11月

平成24年4月1日現在

(資料：宮崎県延岡土木事務所)

3 市道橋（この一〇年間に架け替えた主な橋）

(1) 大瀬橋

大瀬橋は、市役所をはじめ官公庁の多い市街地につながる生活・通勤道路として利用されている。しかしながら、旧大瀬橋は昭和二十八年（一九五三）に完成して以来、供用五〇年を経過し老朽化が著しく、また、幅員が一〇・五メートル（車道五・五m、歩道二・五m×2）と狭いため、大型車の通行が規制されてきた。

このため、交通安全の確保及び交通の円滑化を図ることを目的として、平成六年（一九九四）に、大瀬橋橋りょう整備事業に着手した。十二年（二〇〇〇）九月に仮橋の架設に着手し、十三年（二〇〇一）度から二カ年計画で旧橋の撤去に取りかかった。そして、十四年（二〇〇二）度の渇水期から、左岸橋台の設置に着手した。新しい橋りょうは、延長二四三・五メートル、幅員一六メートルで、二十年（二〇〇八）十一月に開通し、関連事業費を含め三六億六〇〇〇万円（二〇〇九）度に完成した。

(2) 白石橋

旧白石橋は、昭和四十二年（一九六七）に旧北川町によって架設され、白石地区の生活、経済流通路として利用されてきた潜水橋であった。近年の車社会の進展と、老朽化による大型車両の通行規制などにより、市民生活に支障をきたす状態となっていた。このため、平成十五年（二〇〇三）度から、県の北川広域基幹河川改修事業と同時に県代行による架け替え事業に着手した。

新しい白石橋は、橋長が一四二・三メートル（旧橋約九一m）、幅員九メートル（旧橋三m）で、二十年（二〇〇八）十一月に、関連事業費を含め一〇億二〇〇〇万円（二〇〇九）度に完成した。

4 渡船

延岡市は、五ヶ瀬川水系の川の流域に街が開かれていて、橋の少ない時代には、人々は、「出北の渡し」や「祝子川の渡し」などの「渡し舟」を利用してながら街を行き来していた。これまでいくつかあった「渡し」も、洪水による船の流失、橋の建設、道路の改修、及び車社会の到来等により、利用者が減少し廃止されていった。

旧延岡市にあった「鹿越の渡し」（上三輪～岡元）は、利用者の減少と平成二十三年（二〇一一）六月の大雨による「鹿越丸」の流失などで、存続を断念し廃止された。

この「鹿越の渡し」の廃止によって、延岡市内の「渡し」は、北方町下崎の五ヶ瀬川で約一〇〇年間運行されている「下崎の渡し」のみになった。市道を運行する「渡し舟」としては、九州で唯一のものである。なお、市は、この渡船を二十三年一月に繊維強化プラスチック製の新船に造り替えている。

第二節 河川

一 河川の状況

延岡市は「水郷のべおか」と呼ばれるように、市内に一級・二級合わせて六三の河川があり、五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川及び北川が、市街地の河口付近で合流し日向灘に注いでいる。平素は豊かな水の恵みを与えてくれるこれらの河川も、過去においては、台風や集中豪雨による洪水で、尊い生命や財産を奪ってしまう被害をもたら

してきた。このようなことから、国及び県による河川改修事業が昭和七年（一九三二）から行われており、特に平成十七年（二〇〇五）の台風十四号災害を受け、五ヶ瀬川激甚災害特別緊急事業として、河道掘削やポンプ場の設置、築堤などの大規模な河川整備を行い、災害に強いまちづくりを推進してきた。

河川は利水を担う役割だけでなく、潤いのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として捉えられ、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素として、その個性を活かした川づくりが求められている。このため、流域の自治体と連携を図りながら、河川本来の良好な自然環境や歴史的・文化的資源を保全するとともに、多自然型川づくりなど河川環境に配慮した整備を推進することが重要である。

また、市民が河川に親しみ河川環境に対する理解を深めるために、「クリーンアップ宮崎」や「延岡アースデイ」「五ヶ瀬川イカダ下り大会」など様々なイベントが実施されており、今後もこれらの取り組みを通して、本市の豊かな河川環境を守り育てていくことが大切である。

1 一級河川

(1) 五ヶ瀬川水系河川

平成十七年（二〇〇五）九月の台風十四号は、宮崎県各地に猛威を振るい、五ヶ瀬川流域では、連続雨量が上鹿川で一・二一七ミリメートル、見立一〇二五ミリメートル、上祝子一〇九七ミリメートルを観測するなど、記録的な豪雨をもたらした。この出水で五ヶ瀬川・大瀬川では、延岡市の三ツ瀬水位観測所において、七・六七メートルという戦後最大の水位を観測するなど、各水位観測所では軒並み最高水位を記録した。

この台風により、国管理区間内の五カ所^カで越水、また、国管理区間内で四カ所、県管理区間内で一カ所の内水被害（堤内地にたまった流水・雨水による浸水被害）が発生し、床上・床下浸水、道路や田畑の冠水、TR高千

穂鉄道の鉄橋の流失など甚大な被害が発生した。そのため、再びこのような被害が起きないように、「水からまもる」(河川改修や施設の整備)、「自らまもる」(地域の防災力向上)の二本柱からなる「みずからまもる」プロジェクトを国・県・延岡市により進めてきた。

また、国では、十七年度から二十二年(二〇一〇)度までの六年間で、「五ヶ瀬川激甚災害対策特別緊急事業」により、集中的に河川改修工事を進めるとともに、情報伝達網の整備や地域、関係機関との連携を強化し浸水被害の軽減を図ってきた。

総事業費約二・二億円をかけた、この「激特事業」の主な取り組み状況は、次のとおりである。

① 隔流堤かくりゅうてい

隔流堤とは、五ヶ瀬川と大瀬川の合流部に堤を設置することにより、合流による水位上昇を防ぐものであり、延長約七六〇メートルの堤が、二十三年(二〇一一)三月末に完成した。隔流堤の下流部分には川舟の往来や鮎の遡上を阻害しないよう水門が設置されている。なお、この隔流堤は、地震・津波等の大規模災害時には、方地区の住民避難路、救援物資輸送路などとして活用することとしている。

② 堤防

堤防工事は、洪水時に越水しないよう堤防を設置(築堤)、または計画の高さまでかさ上げするものである。岡富古川地区では、十七年の台風十四号により、五ヶ瀬川の水が堤防を越える浸水被害が発生した。そのため、岡富古川土地区画整理事業(延岡市)や国道二一八号拡幅事業(宮崎県)との連携により、高さの足りない堤防に盛り土をして堤防の高さをあげる工事を行い、二十三年三月に堤防は完成した。

③ 河道掘削かどくつぞく

河道掘削は、川を広くまたは深くして、洪水時に水を流れ易くする工事である。五ヶ瀬川では、天下橋上流、岡富古川地区、北小路本小路地区、大瀬川では、東浜砂地区の掘削を実施、二十二年八月に完了した。

④ 排水ポンプ場

排水ポンプ場は、洪水時に支流の水があふれないよう、ポンプを使って本川に排水する施設である。北川では毎秒三立方メートルの排水能力をもつ川島排水ポンプ場が、十九年（二〇〇七）九月に完成、毎秒一二立方メートルの排水能力をもつ追内川排水ポンプ場については、二十二年三月に完成した。また、二十年（二〇〇八）十月には、毎秒五立方メートルの排水能力をもつ蛇谷川排水ポンプ場もできて、大雨の際の排水にも対応できるようになった。

一方、県では、五ヶ瀬川水系の県管轄地域での洪水による浸水被害に対処するため、十二年（二〇〇〇）度より、「土地利用一体型水防災事業」に取り組んでいる。二十三年度までに、五ヶ瀬川においては、「輪中堤」を実施した地区は二地区、「宅地かさ上げ」は八地区で完了している。また、北川においては、「宅地かさ上げ」の終了地区は九地区である。

2 二級河川

(1) 浦尻川

浦尻川は、過去、頻繁に洪水に見舞われており、近年では、平成十二年（二〇〇〇）及び十三年（二〇〇一）の洪水により床上・床下浸水被害が発生したため、十五年（二〇〇三）より、統合二級河川事業として河口部より工事に着手し、順次下流から工事を実施している。二十四年（二〇一二）度以降、橋りょう工事や家屋移転を伴う河川改修を計画している。

3 準用河川

準用河川は、浦上川・甫場谷川・太田谷川・高野川・弘川・追内川（平成十七年二月十日指定）・江子川（十八年一月十一日指定）の七河川である。

4 ダム（県管理）

(1) 祝子ダム

大崩山の麓にある祝子ダムは、五ヶ瀬川水系の祝子川にあり、延岡市街地付近の水害防除のための治水と、農業用水、工業用水の供給及び発電（最大出力一万六八〇〇kw）を目的とした多目的ダムとして、昭和四十七年（一九七二）に完成した。

(2) 浜砂ダム

浜砂ダムは、平成元年（一九八九）二月に工事に着手し、三年（一九九一）四月に完成した。このダムは発電及び工業用水の確保のために建設され、ダムに付随して発電所が設置されている。発電所（最大出力二四〇〇kw）は、昭和五十八年（一九八三）度から実施した、浜砂ダム・発電所建設事業によって建設された。

(3) 沖田ダム

沖田川流域は、中流部は水田などの耕地として利用され、下流部は主に住宅地帯として、地域の社会的・経済的基盤をなしているが、これまで、一部を除き堤防がなかったため、梅雨や台風での洪水に悩まされてきた。そのため、下流の河川改修と併せてダムによる治水を行うこととなり、「沖田ダム建設事業」が、四十九年（一九七四）度に事業採択され、約三〇年の歳月と一〇一億円の総事業費で、平成十四年（二〇〇二）度に完成した。

ダムは、五〇年に一度の降雨を最高水位として想定した、高さ三六メートル、長さ一一一メートルの重力式コ

ンクリートダムである。このダムの完成により、洪水による被害の軽減が図られるとともに、渇水時に既得農業用水の確保や河川環境の保全等ができるようになった。

第三節 港湾の整備

延岡市には、延岡港・延岡新港・熊野江港・古江港の四つの地方港湾がある。この四つの港は、県北部地域の貨物取引港として重要な役割を担っており、また、地域住民の生活流通、漁船施設などに利用されている。

各港湾の利用度が高まる中、港湾施設の老朽化や航路・泊地（安全に停泊できる水面）への砂の堆積、不規則な三角波発生等の対策について、これまで順次整備を行ってきた。

1 延岡港

延岡港は、県北地域の生活必需品の移出入港として古くから利用されており、近年では、主に砂利や原石等の貨物取引港として大きな役割を担っている。そのため、東海地区や方財地区の護岸工事、港周辺の整備など、数次にわたり港湾の整備や補修・改修にあたってきた。平成十五年（二〇〇三）以降、現在までに東海地区では、航路の静穏度確保のために東海防波堤（五一・三m）の整備が行われ、全体延長六六〇メートルとなった。方財地区と大武地区では、既存岸壁の老朽化対策として、防蝕塗装等の補修整備が行われた。

2 延岡新港

延岡新港は、化学製品・セメント・石油等を取り扱い、貨物量は県内の港湾で四番目に多く全体の三・一パーセントを占めている。大型船の出入りが困難な河口港の延岡港に代わり、貨物量の増大に対処するため、昭和

四十九年（一九七四）度から平成八年（一九九六）度まで、岸壁の整備や新しい埠頭の建設などを行った。また、十五年（二〇〇三）以降、現在までに、既存岸壁の老朽化対策として、防蝕塗装等の補修整備が行われた。

3 熊野江港

熊野江港は、かつては離島航路の基地として、また、木材の積み出し港として利用されていたが、近年は主に水産加工製品・原材料の積み出し等としての役割が大きくなっている。平成十五年（二〇〇三）以降、現在までに、既存岸壁の老朽化対策として、エプロン舗装等の補修整備が行われた。

4 古江港

古江港は、古くから古江地区・阿蘇地区・直海地区の地域住民の生活・生産・流通の拠点として利用されてきた。明治末期には、延岡経由の古江・土々呂間に四〇トンの大阪商船の定期船が就航、大正四年（一九一五）には、阪神・四国・細島間の八〇〇トン級貨客船の寄港地となった。さらに、昭和二年（一九二七）には、土佐沿岸汽船（高知～細島）の寄港地になるなど、延岡・北浦間の道路が整備されるまでは、地域の生活物資や農産物の輸送拠点として、重要な役割を担ってきた。

平成十八年（二〇〇六）二月の合併以降、現在までに、直海地区では、臨港道路（七二m）、護岸防波堤（一五二m）、物揚場（二三五m・水深三m）の整備が行われた。古江地区では、物揚場（六〇m・水深四m）、航路・泊地の整備が行われた。また、阿蘇地区では、既存岸壁の老朽化対策として、エプロン舗装等が整備された。

第四節 都市計画

一 都市計画区域

延岡市の面積は、平成二十三年（二〇一一）十月一日現在、八万六八〇〇ヘクタールで、同年十一月一日現在の都市計画区域は、市の面積の約一二パーセントに当たる一万三七六ヘクタールである。

これは、昭和四十三年（一九六八）に制定された新都市計画法に基づいて、四十五年（一九七〇）に決定していた都市計画区域を変更し、設定し直したものである。また、市街化区域は、都市計画区域の約二四パーセントの二五・〇ヘクタールである。

1 市街化区域

市街化区域の面積は、昭和四十五年（一九七〇）十一月に、二二九〇ヘクタールと決定していたが、その後、数次にわたって区域の拡大変更を行った。平成十五年（二〇〇三）以降の変更は、十七年（二〇〇五）三月、十八年（二〇〇六）四月の二回である。種類別の二十三年（二〇一一）四月現在の面積は、次のとおりである。

- (1) 住宅地 市街化区域の約七〇パーセント、一七五九ヘクタール
- (2) 商業地 市街化区域の約九パーセント、二二〇ヘクタール
- (3) 工業地 市街化区域の約二パーセント、五三一ヘクタール

2 市街化調整区域

市街化調整区域の面積は、昭和四十五年（一九七〇）十一月に八〇七〇ヘクタールであったが、その後、数次にわたって見直しを行った。平成十五年（二〇〇三）以降の見直しは、十七年（二〇〇五）三月、十八年（二〇〇六）四月の二回で、七八六六ヘクタールとなり、昭和四十五年より、二〇四ヘクタール減少した。都市計画区域の状況は下の表のとおりである。

二 都市計画道路

延岡市の都市計画道路は、昭和三十二年（一九五七）に全面的な路線決定を行い、その後、部分的な変更及び追加などで、平成二十三年（二〇一一）度現在、五一路線で、総延長一二万二六七〇メートルに及んでいる。

1 完成した都市計画路線

(1) 本小路通線

本小路通線は、平成八年（一九九六）十月に延長八八〇メートル、幅員一六メートルで都市計画決定された。この路線は、都市計画道路亀井通線の東本小路交差点を起点に、都市計画道路延岡インター線に接続している。

また、この路線は、国道一〇号延岡道路JCT・ICから延岡インター線を経由して、市の中心部へと導く道路であり、交通混雑の解消と歴史・文化ゾーン内にあることから、九年（一九九七）度から景観に配慮した整備

表 都市計画区域の状況

(単位：ha)

地域名称	面積	告示年月日	備考
都市計画区域	10,360	昭45.11.14	当初決定
	10,376	〃 56.7.3	変更(延岡新港等)
市街化区域	2,492	平17.3.17	変更
	2,510	〃 18.4.20	〃
市街化調整区域	7,884	平17.3.17	変更
	7,866	〃 18.4.20	〃

平成23年4月1日現在

(資料：延岡市都市計画課)

に着手し、総事業費三五億円で十七年（二〇〇五）度に全面開通した。

(2) 亀井通線

亀井通線は、当初は昭和二十一年（一九四六）八月に都市計画決定されているが、その後、何度か起点・終点・線形を変更し、現在の線形となったのは、平成十四年（二〇〇二）四月である。この路線は、都市計画道路安賀多通線の安賀多交差点を起点として北上し、都市計画道路高千穂通線に接する延長一六九〇メートル、代表幅員二〇メートルの道路である。

また、この路線は、土地区画整理事業などにより整備が進められてきたが、大瀬橋については、幅員が狭く老朽化が著しいため架け替えることになり、六年（一九九四）度から取り付け道路などの整備に着手し、二十年（二〇〇八）度に新大瀬橋が完成した。

2 整備を進めている都市計画道路

(1) 須崎中川原通線（大門工区）

須崎中川原通線は、当初は昭和二十一年（一九四六）八月に、都市計画道路に決定されているが、その後何度か線形・幅員を変更し、現在の線形となったのは、平成十六年（二〇〇四）六月である。この路線は、都市計画道路出北通線との交差点を起点として北上し、大門町の国道一〇号線に接する延長三四八〇メートル、代表幅員一六メートルの道路である。

大門工区は、樫山町の県道交差点を起点として大門町の国道一〇号までの、延長四四〇メートル、幅員一七メートルを十七年（二〇〇五）度に認可を受けて事業に着手し、二十四年（二〇一二）度末に完成の予定である。

都市施設（道路）の状況及び西環状線全図は、次の表・図のとおりである。

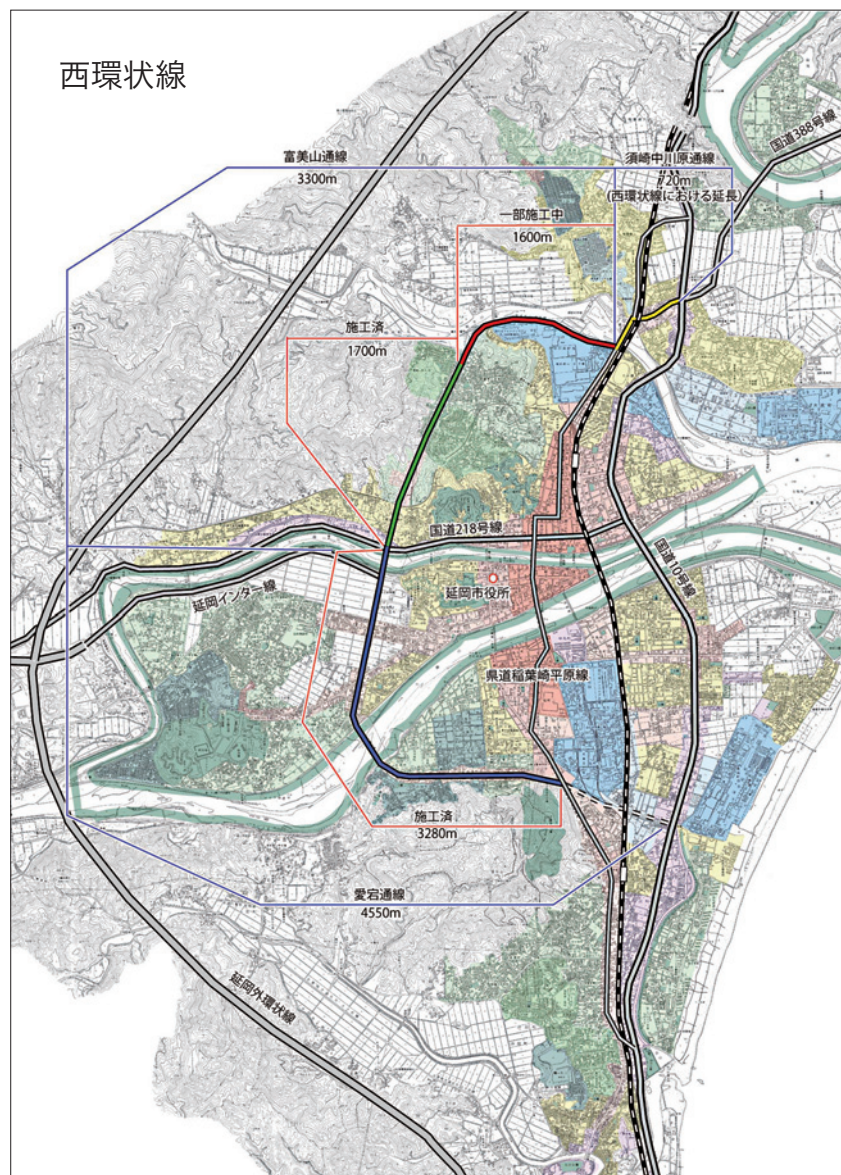
表 都市施設（道路）の状況

(単位：m)

道路名称	車線数	延長	代表幅員	最終決定年月日	道路名称	車線数	延長	代表幅員	最終決定年月日
延岡外環状線	4	22,680	24.0	平成 20. 4. 7	野田西階通線	2	1,090	16.0	平成 14. 4. 18
延岡北方線	4	13,210	24.0	18. 2. 13	大貫通線	2	650	16.0	14. 4. 18
安賀多通線	4	4,310	30.0	14. 4. 18	野田松山通線	2	450	16.0	14. 4. 18
延岡駅通線	4	40	36.0	14. 4. 18	本小路通線	2	880	16.0	14. 4. 18
国道10号線	4	13,300	25.0	20. 8. 14	国道388号線	2	1,190	16.0	13.12.13
南延岡インター線	未決定	2,450	25.0	6.10. 6	岡富松山通線	2	2,680	16.0	16. 6. 14
延岡インター線	4	2820	28.0	13. 1. 9	西延岡通線	2	130	16.0	14. 4. 18
中町通線	2	750	25.0	14. 4. 18	恵比寿通線	2	200	16.0	14. 4. 18
日の出通線	4	270	25.0	14. 4. 18	高千穂通線	2	610	12.0	14. 4. 18
南延岡駅通線	4	50	25.0	14. 4. 18	昭和中川原通線	2	1,230	12.0	14. 4. 18
一ヶ岡環状線	4	22,40	22.0	14. 4. 18	桜ヶ丘通線	2	1,630	12.0	14. 4. 18
延岡港通線	2	1,930	18.0	14. 4. 18	浜砂通線	2	1,800	12.0	14. 4. 18
出北通線	2	3,370	20.0	14. 4. 18	西出北通線	2	1,680	12.0	14. 4. 18
亀井通線	2	1,690	20.0	14. 4. 18	東出北通線	2	3,100	12.0	14. 4. 18
須崎中川原通線	2	3,480	16.0	16. 6. 14	緑ヶ丘通線	2	2,220	12.0	14. 4. 18
昭和通線	2	1,020	16.0	14. 4. 18	平和橋通線	2	630	12.0	14. 4. 18
塩浜通線	2	1,710	16.0	14. 4. 18	若美通線	2	1,160	12.0	14. 4. 18
愛宕通線	2	4,550	16.0	16. 6. 14	富美山通線	2	3,300	16.0	23. 1. 13
西階通線	2	3,000	16.0	14. 4. 18	笹目通線	2	550	12.0	14. 4. 18
国道218号線	4	2010	20.0	16. 6. 14	伊形通線	2	810	12.0	14. 4. 18
西小路通線	2	890	16.0	14. 4. 18	恒富通線	2	660	12.0	14. 4. 18
野田通線	2	1,330	16.0	14. 4. 18	南方小学校通線	2	470	14.0	14. 4. 18
貝の畑土々呂通線	2	5,080	16.0	14. 4. 18	西高通線	2	970	14.0	14. 4. 18
津田通線	2	850	16.0	14. 4. 18	幸町通線	2	100	12.0	14. 4. 18
松山通線	2	180	16.0	14. 4. 18	山下通線	未決定	710	8.0	昭和 52. 6. 17
文化センター通線	2	560	16.0	14. 4. 18	小計 25路線	小計	28,900		
小計 26路線	小計	93,770			合計 51路線	合計	122,670		

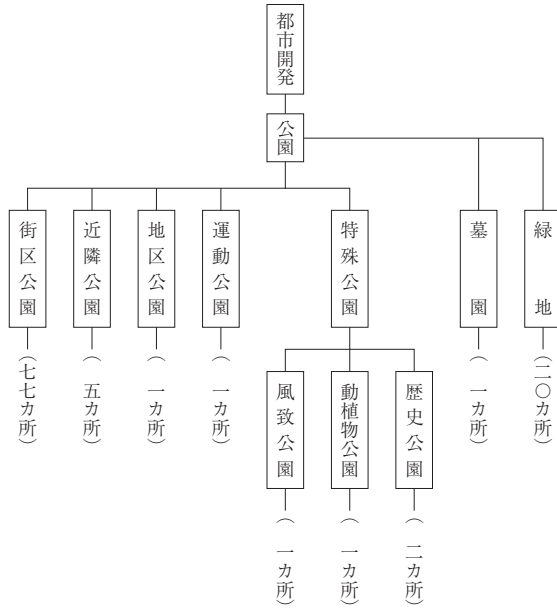
平成24年4月1日現在

(資料：延岡市都市計画課)



(資料：延岡市都市計画課)

表 都市公園の分類



平成24年4月1日現在

(資料：延岡市都市計画課)

三 都市計画公園

1 都市公園

延岡市の都市公園は、市民のふれあいの場、憩いの場、あるいはスポーツ・レクリエーションの場、災害時の避難所などとして、それぞれの役割と機能をもち、多くの人々に親しまれ、安心して利用されている。

都市公園は、公園・緑地・墓園の三つに大別される。このうち、延岡市にある公園は、街区公園・近隣公園・地区公園・運動公園・特殊公園であるが、さらに、特殊公園は、風致公園・動植物公園・歴史公園に分類される。

都市公園の分類は、上の表のとおりである。

(1) 公園

平成二十四年(二〇二二)四月現在、公園のうち、街区公園は七七カ所、近隣公園は五カ所、地区公園は一カ所、運動公園は一カ所である。

(2) 特殊公園

特殊公園のうち、風致公園として愛宕山公園、動植物公園として延岡植物園、歴史公園として城山公園・今山公園、墓地として岡富公園墓地がある。

① 愛宕山公園

愛宕山公園は、市街地にあつて眺望の開けた位置にあり、親しみやすい環境にありながら、これまで公園としての施設内容等が未整備であったことから、「ふるさとづくり事業」として総事業費約九〇〇〇万円で、五年（一九九三）度から九年（一九九七）度にかけて、登山道路や遊歩道等の整備を行った。

さらに、十年（一九九八）度から十二年（二〇〇〇）度までに、「愛宕山ふれあい整備事業」として約三億五〇〇〇万円をかけ、東屋・給配水設備の設置をはじめ、駐車場の舗装、展望台・便所の改修、遊具・スロープの設置など、施設内容の整備充実を図った。

このことよつて、現在、多くの人々がウォーキングやレクリエーション、スポーツを通しての健康増進の場として、また、ふれあいの場としてこの公園を活用している。

② 延岡植物園

延岡植物園は、延岡JCT・I.C、クレアパーク延岡及び九州保健福祉大学の隣地に位置し、芝生広場・遊具広場・遊歩道・花壇・温室などを備え、緑の中のレクリエーション広場や市内の花と緑の供給基地としての役割を果たしている。

また、園内の「みどりの相談所」では、月三回から四回の園芸教室を開催したり、植物に関する相談に応じたリするなど、身近な緑化推進に努めている。

(3) 都市緑地

都市緑地は、都市の自然環境の保全と改善、併せて景観の向上を図る目的で設ける緑地で、二十四年四月現在、市内に二〇カ所ある。

(4) 緑化美化

快適な生活環境の確保と、大気汚染防止にも重要な役割をもつ緑を、更に増やしていく必要があることから、街路樹の植栽と補植に努めている。二十四年四月現在の街路樹の本数は、合計三〇〇〇本を超えている。

延岡市の公園、特殊公園の状況及び街路緑化の状況は、次の表1・表2・表3のとおりである。



延岡植物園みどりの相談所

第1章 都市整備

表1 公園の状況

(単位：ha)

種別	名称	計画面積	供用面積
街区公園	平成19年4月20日以前に供用を開始した公園 71カ所	14.75	14.26
	霧島台第1区公園	0.08	0.08
	霧島台第2区公園	0.10	0.10
	土々呂ニュータウン公園	0.06	0.06
	長浜街区公園	0.40	0.40
	野田第1街区公園	0.62	0.62
	野田第2街区公園	0.30	0
	計 77カ所	16.31	15.52
近隣公園	大武公園	0.98	0.98
	土々呂公園	3.30	3.30
	浜川公園	2.50	2.10
	石田公園	1.80	-
	一ヶ岡中央公園	4.10	4.10
	計 5カ所	12.68	10.48
地区公園	妙田公園	5.80	4.80
	計 1カ所	5.80	4.80
運動公園	西階公園	46.80	46.80
	計 1カ所	46.80	46.80

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市都市計画課)

表2 特殊公園の状況

(単位：ha)

名称	計画面積	供用面積
愛宕山公園	20.00	20.00
延岡植物園	8.70	8.70
城山公園	6.80	5.50
今山公園	10.30	8.90
計	45.80	43.10

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市都市計画課)

表3 街路緑化の状況

(単位：km, 本)

道路区分	道路総延長	植栽分延長	街路樹本数
市道	21	15	1,656
県道	47	6	1,294
国道	37	11	901
計	105	32	3,851

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市都市計画課)

四 景観形成の取り組み

延岡市は、平成二十年（二〇〇八）四月に景観行政団体となり、また、旧北方町・旧北浦町・旧北川町との合併により、海・山・川の多彩な自然景観が増えたことから、新たな枠組みのもとで景観づくりに取り組んでいくこととし、景観法に基づいた景観計画を策定し、より実効性の高い景観形成に取り組んでいる。

1 取り組みの概況

延岡市は、平成二十二年（二〇一〇）七月に延岡市景観計画を策定し、市全域を景観計画区域として指定を行い、二十三年（二〇一一）十月に延岡市景観条例を施行した。このことにより、市内全域における景観形成に大きな影響を及ぼす可能性のある大規模な建築行為等について、景観に配慮した行為であるかを判断するために、届出を義務付けている。

2 景観形成重点地区の指定

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な地区である「城山周辺地区」と「シンボルロード周辺地区」を景観形成重点地区に定め、地区ごとの方針や基準などに基づき、重点的・先導的に景観形成を推進している。

3 公共標識（サイン）

公共標識については、景観形成を推進していくために、平成十二年（二〇〇〇）度に「公共標識基本計画」を策定した。

この基本計画に基づいて、分かりやすくそして親しみやすい景観の創出を目指して、統一した色彩による標識（公共施設等への案内標識）を二〇基設置した。

4 市民への啓発

市民への啓発として、市民に、良好な景観の形成に寄与している建築物等の推薦（自推を含む）を呼びかけるほか、平成九年（一九九七）度から、「わたしの好きな風景」をテーマにした絵画を募集し、それぞれ優秀な建築物等や絵画作品を表彰している。

第五節 住居表示

延岡市の住居表示は、昭和五十三年（一九七八）に施行した「延岡市住居表示に関する条例」に基づき、五十六年（一九八一）に一ヶ岡地区を実施したのをはじめ、六十年（一九八五）に鶴ヶ丘一丁目（二丁目については部分造成であったため、町区、町名の改正のみ）を、また、六十三年（一九八八）には、出北地区、平成四年（一九九二）には、緑ヶ丘地区の住居表示を行った。

第六節 区画整理

一 土地区画整理事業

延岡市の土地区画整理事業による市街地整備面積は、戦前（昭和二十年以前）から現在施行中の地区を含めて、六六三・六ヘクタールで、これは市街化区域面積の二二・四パーセントにあたる。

1 野田地区区画整理事業

野田地区は、平成八年（一九九六）九月の事業着手以来、地元地権者をはじめ多くの関係者の協力で、一三年余りの歳月をかけて、二十二年（二〇一〇）三月に事業が完了した。野田西階通線や街区公園等の公共施設の整備により、交通の利便性が図られ居住環境も改善されて、整然とした街並みが形成された。

2 岡富古川地区区画整理事業

岡富古川地区は、市街地から西方約一・五キロメートルに位置し、北は旧TR高千穂線を地区境界として、南側は、一級河川五ヶ瀬川左岸の国道二一八号に接し、以前から、ミニ開発等の市街化が進んでいる地区である。

地区内は、山林と堤防に囲まれた窪地状の地形のため、台風や大雨による浸水被害を受けることが多く、災害に強い安全なまちづくりが求められていた。また、国道二一八号及び都市計画道路富美山

通線が計画されており、高速道路網と一体となった都市施設の早急な整備が望まれていた。

このため、土地区画整理事業により、総合的な都市基盤の整備を行い、健全な市街地の形成を図ることを目的とし、平成十七年（二〇〇五）二月に、市施行の土地区画整理事業として着手した。現在、関連する五ヶ瀬川川改修事業、国道二一八号拡幅事業と合わせ、地区内の幹線道路や宅地の整備を進めている。



区画整理後の野田地区の街並

第1章 都市整備

3 多々良土地区画整理事業

多々良地区は、岡富古川地区と旧TR高千穂線を隔てて北に隣接し、北側には富美山地区の住宅団地及び丘陵地が連なっている。

本地区は、市街地に近接しているものの、傾斜が急な険しい地形等により、有効な土地利用が図れないまま存置されていた。また、都市計画道路富美山通線が地区の中央に計画されており、岡富古川地区と同様、早急な整備が望まれていた。

このため、公共施設の整備を行い、土地利用を増進させるとともに、新たな良質で良好な市街地の形成を図ることを目的とし、平成十八年(二〇〇六)八月に組合施行の土地区画整理事業として着手した。現在、岡富古川地区と一体となって幹線道路や宅地の整備を進めている。

土地区画整理事業の状況は、下記の表のとおりである。

表 土地区画整理事業

事業名		野田土地区画整理事業	岡富古川土地区画整理事業	多々良土地区画整理事業	小計 3カ所	合計 27カ所
施行者	平成21年12月31日までに完了している地区数24カ所	延岡市	延岡市	組合		
事業計画認可 公告年月日		平成8.9.25	平成17.2.1	平成18.8.21		
換地処分 公告年月日		平成22.3.19	施行中	施行中		
面積 (ha)	584.50	30.10	31.10	17.90	小計 79.10 ha	合計 663.60 ha
減歩率 (%)	省略	25.00	25.60	59.25		
施行区域	省略	野田町の一部 事業費 7,442,000千円	岡富町、古川町の各一部 事業費 13,380,000千円	岡富町、古川町、富美山町の各一部 事業費 3,150,000千円		

(注) 平成21年12月31日までに完了している地区の詳細については掲載省略。

(資料：延岡市区画整理課)

第七節 建 築

一 建築指導行政

平成十九年(二〇〇七)六月の建築基準法改正では、建築確認・検査の厳格化が図られたが、二十一年(二〇〇九)のリーマンショックによる不況と相まって、建築着工戸数の減少といった経済活動の低迷を招く結果となった。しかし、エコポイント制度等の導入により、住宅需要は持ち直し、現在はほぼ横ばいの状況である。

また、十七年(二〇〇五)に延岡市住宅・建築物耐震化促進計画(十七年度から十九年度までの三カ年計画)を策定し、昭和五十六年(一九八一)以前に建築された木造住宅の耐震診断の補助事業を始めた。平成二十年(二〇〇八)三月には、延岡市建築物耐震改修促進計画(二十年から二十七年度までの八カ年計画)を新たに策定し、引き続き木造住宅の耐震診断の補助事業を行い、併せて市民等に耐震診断士を派遣する耐震診断士アドバイザー派遣事業も実施している。二十二年(二〇一〇)度からは、耐震診断の結果により耐震改修が必要とされた木造住宅の耐震改修工事費の補助事業も行っている。このように、想定される日向灘沖地震などの被害軽減の施策を展開している。

なお、バリアフリー法や人にやさしい福祉のまちづくり条例、建築物耐震改修促進法の確認事務、及び建設リサイクル法や省エネ法の届出事務などとともに、住まいの情報提供促進事業を行っている。

さらに、都市計画法の規定に基づいて、開発許可や市街化調整区域での建築許可などを行うとともに、狭あい道路拡幅整備事業を推進している。建築確認年度別総括表、開発許可等件数は、次の表1・表2のとおりである。

第1章 都市整備

表1 建築確認年度別総括表

種別		年度										計
		平成15	16	17	18	19	20	21	22	23		
確認申請件数	受付(件)	528	561	529	632	435	355	271	328	329	3,968	
	確認(件)	521	569	520	621	429	344	270	330	329	3,933	
計画通知件数	受付(件)	39	13	14	16	16	24	21	31	23	197	
	確認(件)	41	15	13	18	16	21	22	20	34	200	
検査済証交付件数		443	485	416	496	385	308	245	321	285	3,384	
指定検査機関確認申請件数		49	35	73	62	119	175	140	174	166	993	
用途地域43条建築許可件数		2	0	1	3	0	1	0	0	0	7	
用途地域48条建築許可件数		1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	
用途地域55条建築許可件数		1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
仮設建築物許可件数		8	8	5	10	5	4	3	7	7	57	
仮使用承認件数		1	1	2	2	5	3	4	3	2	23	
一団地認定件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公開による意見の聴取開催回数		0	0	0	0	1	2	0	1	0	4	
建築審査会開催回数		3	0	1	1	1	1	1	2	1	11	
道路位置指定件数		1	0	0	0	1	0	0	0	0	2	
建築協定認可件数()は変更件数		0	0	0	0	0(1)	0(1)	0	0	0	0(2)	
違反建築物等取扱件数		19	10	5	3	5	7	3	2	0	54	
がけ地近接等危険住宅移転事案件数		0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	

(注) 確認・検査済証交付件数は建築物・工作物及び建築設備の合計 (資料：延岡市建築指導課)

表2 開発許可等件数

(単位：件)

内容		年度										計
		平成15	16	17	18	19	20	21	22	23		
開発行為許可	(法29)	9	3	7	3	3	5	3	4	5	42	
開発行為変更許可	(法35の2)	1	3	4	1	0	0	1	1	6	17	
完了公示前の建築承認	(法37)	1	1	1	0	0	1	0	1	0	5	
建築形態の特例許可	(法41)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
予定建築物以外の建築許可	(法42)	3	0	2	0	0	0	0	1	1	7	
調整区域内の建築許可	(法43-1)	19	18	12	13	17	15	15	16	17	142	

(資料：延岡市建築指導課)

二 住宅建設の状況

平成十五年（二〇〇三）度から二十三年（二〇一一）度までの、延岡市における民間住宅建設戸数は、年平均七二二戸である。

一方、市営住宅の建設は、八年（一九九六）度に開始した第七期五カ年計画により、すみれ団地等の建て替えを完了し、一ヶ岡A団地の建て替えに着手したが、引き続き延岡市長期総合計画に基づき、十三年（二〇〇一）度からの第八期五カ年計画、十八年（二〇〇六）度からの第九期五カ年計画により建て替え事業を実施した。

本事業では二十二年（二〇一〇）度末までに、高齢者世話付住宅（シルーバーハウジング）三〇戸を含む、全一二棟二五四戸の建て替えを終了したが、二十四年（二〇一二）度中に完成予定（一棟）の工事の完了後は、老朽化の進む昭和町第一団地の建て替えを行う予定である。

その後は、延岡市長期総合計画や二十四年度に策定する延岡市住宅マスタープランに基づいて、市営住宅の整備を進めていく予定である。

民間住宅の着工新設住宅戸数は、下記の表1、住宅金融支援機構受託件数、市営住宅年度別建設状況、及び市営住宅団地別状況は、次の表2・

表3・表4のとおりである。

表1 着工新設住宅戸数

区分		年度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	計
総戸数(戸)			727	794	729	892	644	921	542	553	606	6,408
床面積(㎡)			65,625	73,782	63,047	86,489	63,391	76,776	54,330	49,668	55,875	588,983
構造	木造(件)		361	389	409	502	437	495	327	395	442	3,757
	その他		366	405	320	390	207	426	215	158	164	2,651
建て方	一戸建ての住宅		351	369	363	441	390	393	326	348	380	3,361
	長屋建住宅		20	37	36	63	68	132	48	24	96	524
	共同住宅		356	388	330	388	186	396	168	181	130	2,523
利用関係	持家		291	306	306	352	313	322	266	296	317	2,769
	貸家		349	332	323	399	237	467	215	199	232	2,753
	給与住宅		25	26	2	7	1	8	10	14	0	93
	分譲住宅		62	130	98	134	93	124	51	44	57	793

(資料：延岡市建築指導課)

第1章 都市整備

表2 住宅金融支援機構受託件数

(単位：件)

区分		年度		平成	16	17	18	19	20	21	22	23	計
		15											
マイホーム 新築	設計	34	14	1	2	0	0	0	0	0	0	0	51
	現場	39	19	2	2	0	0	0	0	0	0	0	62
建売住宅	設計	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	現場	8	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13
中古住宅	設計	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	現場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リフォーム	設計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	現場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	設計	45	19	1	2	0	0	0	0	0	0	0	67
	現場	47	23	3	2	0	0	0	0	0	0	0	75

(注) 平成19年度以降は、災害関連等のみを住宅支援機構から受託されているため受託件数は0になっている。

(資料：延岡市建築指導課)

表3 市営住宅年度別建設状況

(単位：戸)

区分 年度	一般市営住宅							特公賃	合計
	木造	簡平	簡二	準耐二	中層耐	高層耐	計	中層耐	
平成15					19		19		19
16					31		31		31
17					18		18		18
18					18		18		18
19					23		23		23
20					0		0		0
21					30		30		30
22					30		30		30
23					0		0		0
計	0	0	0	0	169	0	169	0	△ 202 169

(注1) △印は建替に伴う除却数

(注2) 特公賃：特定公共賃貸住宅

(資料：延岡市建築住宅課)

表4 市営住宅団地別状況

(単位：戸)

区分 団地名	公営住宅								特公賃	その他		合計
	木造	簡平	簡二	準耐二	低層耐	中層耐	高層耐	計		中層耐	木造・ 簡平・ 簡二・ 特耐	
島浦			8			30		38				38
桜ヶ丘						232		232				232
大門						30		30				30
大武						16		16				16
松馬場						56		56				56
岡富						16		16				16
昭和町第1						55		55				55
昭和町第2						120		120				120
昭和町第3						40		40				40
船倉						△ 24		△ 24				△ 24
天神小路				16				16				16
野地		2				24		26				26
西階はぎ						124		124				124
西階つつじ						246		246				246
西階かえで		34	30					64				64
西階すみれ						124		124	6			130
浜の山		6				40		46				46
塩浜						38		38				38
旭ヶ丘北						50		50				50
旭ヶ丘南						112		112				112
一ヶ岡A			△ 174 84			344		△ 174 428				△ 174 428
一ヶ岡B		4	30					34				34
一ヶ岡C			90					90				90
一ヶ岡D			204					204				204
一ヶ岡E			70					70				70
土々呂						20		20				20
城	△ 4							△ 4				△ 4
川水流		8						8				8
東原		6						6				6
久保山						12		12				12
あけぼの						16		16				16
宮野浦						18		18				18
古江						24		24				24
阿蘇						6		6				6
市振						18		18				18
梅木						6		6				6
宇和路						30		30				30
直海					4			4				4
永代		2						2				2
曾立						16		16				16
白石中央		13						13				13
野峰						15		15				15
愛宕荘										6		6
曾木										1		1
横峰										4		4
上鹿川										4		4
下鹿川										6		6
市棚										7		7
曾立北									15			15
若者定住											6	6
山村定住											21	21
ニュータウン北方											20	20
計	△ 4 15	0 60	△ 174 516	16	4	1,878	0	△ 202 2,489	21	28	47	△ 202 2,585

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市建築住宅課)

(注) △印は平成15～23年度建替等に伴う除去数 特公賃：特定公共賃貸住宅

第二章 医療・保健

第一節 地域医療の充実

日本人の平均寿命は、先進諸国間で戦後最下位であったが、日本における教育・経済・保健・医療の高い水準に支えられる一方、「感染症」などの急性期疾患の減少などにより、昭和五十九年（一九八四）から今日まで、世界一の水準を維持している。しかしながら、がんや循環器系疾患などの「生活習慣病」が増加し、さらに、「寝たきり」や「認知症」の高齢者も増加している。これらを克服するためには、個人が継続的に生活習慣を改善し、病気を予防していくなど、積極的に健康を増進していくことが重要な課題となっている。

そのため国は、平成十二年（二〇〇〇）四月から、二十一世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」をスタートさせ、また、宮崎県においても十三年（二〇〇一）二月に「健康みやざき行動計画21」を策定し、生活習慣改善の具体的な目標を掲げて、一人ひとりの健康づくりを進めた。

こうした動向を受け、延岡市においても「市民一人ひとりが健康で、生きがいと安らぎのある社会の実現」を基本理念に、延岡市健康増進計画「健康のべおか21」を十五年（二〇〇三）三月に策定した。この計画では「一次予防（生活習慣の改善）の重視」「二次予防（早期発見・早期治療）の推進」「健康づくりの支援のための環境

整備」を基本方針に、栄養・食生活など七つの分野と三つの重点項目で構成し、市民一人ひとりが取り組むように提案するとともに、行政の健康づくり支援施策を具体的に掲げている。さらに、あらゆる関係機関や団体、企業、地域社会と連携しながら、個人の健康づくりを支援する体制づくりを目指してきた。

その後、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入した「予防」重視の医療構造改革が推進され、「健康日本21」や「健康みやぎ行動計画21」が見直されたことから、二十年（二〇〇八）三月に、「健康のべおか21」についても見直しを行い、国・県との整合性を図った。

このような施策を進める中、延岡市では地域医療を充実するために、医療における環境整備にも力を入れた。とりわけ市民の要望の強い夜間や休日の救急医療体制の拡充に努めた。十六年（二〇〇四）七月には、延岡市医師会病院の移転・新築にあわせて、「延岡地区夜間急病センター」が東本小路から出北六丁目に移転・新築され、開設者も延岡市医師会会長から延岡市長に変更し、施設名称も「延岡市夜間急病センター」とした。

そして、十七年（二〇〇五）には、日向地区との広域連携のもと、「延岡市夜間急病センター」において、三六五日制の小児科準夜帯（十九時三十分～二十三時）診療を開始し、二十年には、土曜日午後（十四時～十八時）の診療を開始するなど、診療体制の拡充を図ってきた。

また、全国的な医師不足の流れが、県北部地区の中核病院でも顕在化するようになった。その原因の一つが十六年に始まった「新医師臨床研修制度」であった。この制度は、臨床研修の多くが大学病院においてなされる従来の制度と異なり、医師免許を取得した者が、自由に自分で臨床研修病院を選択できるようにしたものである。これにより出身大学で臨床研修する医師が減少し、大学病院自体が医師不足に陥ったため、大学は派遣していた公立病院等の医師を引き揚げた。その結果、医師の派遣を受けていた病院は勤務医不足になり、病院内の休診科

が増加する事態を引き起こした。

さらに、産婦人科・外科・小児科などでは、医療事故等による訴訟リスクが増大したため、それらの診療科を目指す医師が減少する状況も顕著になり、将来の医療体制への影響が懸念される事態となっている。

このように地域医療の危機が叫ばれる中、延岡市では、市民団体による、安易な夜間や休日の救急受診の自粛や、かかりつけ医をもつことの推進等の啓発により、地域において医療を守ろうという気運が高まってきた。そのため、これらをしつかりとした理念を定めた活動として持続させるために、地域医療を守ることと市民の健康長寿を推進することを柱として、二十一年（二〇〇九）九月に「延岡市の地域医療を守る条例」を制定した。全国の市町村では、初めて制定された画期的な条例である。

なお、この条例は、市民・医療機関・市が総力を結集して、それぞれの役割のもとで地域医療を守るための取り組みを進めるとともに、みんなが健康長寿であるまちを目指すものであり、この条例の浸透に取り組んでいる。

一 地域医療を守る取り組みの推進

延岡市では、危機的な状況となった地域医療を守るために、平成二十一年（二〇〇九）一月に「地域医療対策室」を設置した。また、「地域医療を守る条例」の中で地域医療を守る活動の理念として、市や医療機関の責務のほかに市民の責務として、次の項目を掲げ浸透を図っている。

- 1 かかりつけ医（日常的な診療、健康管理を行う身近な医師）をもつよう努めること。
- 2 診療時間内に、かかりつけ医を受診し、安易な夜間及び休日の受診を控えるよう努めること。

3 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・その他の医療の担い手が、市民の命と健康を守る立場にあることを理解し、信頼と感謝の気持ちをもって受診すること。

二 健康長寿の推進

延岡市は「地域医療を守る条例」に基づく健康長寿の施策を推進するため、平成二十二年（二〇一〇）四月、新たに「健康長寿推進室」を設置した。また、同年同月「延岡市健康長寿推進市民会議」を産・学・民・官の二九団体により組織し、そこで、運動・食事・健診の三つの専門部会や、その正副部会長からなる代表者会議、さらには、五三名からなるワーキンググループにより、延べ三二六回の会議の中で行動計画の策定や情報の共有・伝達などを行った。

同年十二月には「健康長寿のまちづくり市民運動」として、「めざせ天下——健康長寿のべおか 1に運動、2に食事、3にみんなで健診受診」をスローガンに策定した行動計画が示された。併せて、市に対して健康長寿推進リーダーの委嘱や表彰、健康診査の見直し等の提言書が出された。

その提言書に基づき、二十三年（二〇一一）五月に各区長に、「健康長寿推進リーダー」を委嘱した。これにより、全市的な健康長寿推進体制が発足した。表彰制度の一つとして、ポイント特典制度を開始、健康づくり活動に対しポイントを付与し、抽選により賞品が当たる制度を創設した。

また、二十四年（二〇一二）四月には、「健康長寿のまちづくり」を推進していくことから、健康増進課の係の改編を行い、保健師および管理栄養士等の専門職を各地区に配置する地区担当制を導入し、係の名称も「総務

係・健康づくり第一係・健康づくり第二係」と改めた。

第二節 保健対策の充実

一 母子保健

延岡市では、関係機関・団体と連携して、「延岡市次世代育成支援行動計画」（平成十七年）に基づき、母子の健診や健康相談を充実し、乳幼児期からの「食育」を支援するとともに、子どもの感染症予防に努めてきた。

また、十七年（二〇〇五）度からは、「発達障害者支援法」の施行に伴い、乳幼児健診を行うに当たっては、児童の発達障がいへの早期発見に留意することとされている。

1 妊婦・乳幼児健康診査

(1) 妊婦健康診査

平成九年（一九九七）度から、各医療機関で、問診、血液検査等を実施している。

(2) 乳児健康診査

九年度から、各医療機関で、一般健康診査および精密健康診査を実施している。

(3) 五か月児健康相談および腎臓検診

九年度から、問診、身長・体重の計測、腎臓超音波検査、健康相談等を実施している。

(4) 一歳六か月児健康診査

昭和五十三年（一九七八）度から、問診、身長・体重の計測、一般健診、歯科健診（平成十四年度から希望者のみフッ素塗布を追加）を実施している。

(5) 三歳児健康診査

平成九年（一九九七）度から、問診、身長・体重の計測、尿検査、一般健診、歯科健診（十四年度から希望者のみフッ素塗布を追加）、個別相談等を実施している。

(6) 幼児むし歯予防事業

十七年度から、二歳児・二歳六か月児を、二十年（二〇〇八）度から、三歳児を対象に、歯科健診、フッ素塗布を実施している。

(7) 幼児眼科（視機能）検診

二十年度から、三歳八か月児を対象に、視力検査、屈折検査、両眼視（立体視）検査、眼位眼球運動検査、問診を実施。検診には「九州保健福祉大学視機能療法学科」が協力している。

五か月児健康相談及び腎臓検診状況、一歳六か月児健康診査状況、三歳児健康診査状況は、次の表1・表2・表3のとおりである。

第2章 医療・保健

表1 5か月児健康相談及び腎臓検診状況

区分 年度	対象者 (人)	健康相談				腎臓検診			
		相談者数 (人)	相談率 (%)	要指導者等 (人)	要指導率 (%)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要指導者等 (人)	要指導率 (%)
平成15	1,155	1,125	97.4	110	9.8	1,119	96.9	32	2.9
16	1,102	1,078	97.8	138	12.8	1,079	97.9	40	3.7
17	1,061	1,001	94.3	134	13.4	1,002	94.4	31	3.1
18	1,017	1,003	98.6	113	11.3	1,003	98.6	27	2.7
19	1,114	1,086	97.5	118	10.9	1,089	97.8	21	1.9
20	1,164	1,134	97.4	125	11.0	1,135	97.5	29	2.6
21	1,157	1,132	97.8	164	14.5	1,133	97.9	27	2.4
22	1,159	1,113	96.0	122	11.0	1,116	96.3	18	1.6
23	1,079	1,071	99.3	184	17.2	1,071	99.3	15	1.4

(資料：延岡市健康増進課)

表2 1歳6か月児健康診査状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	一般健診結果内訳			歯科健診結果内訳	
				所見なし (人)	要指導等		虫歯あり (人)	罹患率 (%)
					(人)	(%)		
平成15	1,237	1,163	94.0	862	332	28.6	34	2.9
16	1,142	1,058	92.6	740	389	36.8	40	3.8
17	1,128	1,070	94.9	757	401	37.5	35	3.3
18	1,090	989	90.7	810	208	21.0	38	3.8
19	1,052	983	93.4	716	267	27.1	41	4.2
20	1,064	1,016	95.5	731	285	28.1	33	3.3
21	1,186	1,117	94.2	808	309	27.7	41	3.7
22	1,173	1,129	96.2	705	424	37.6	27	2.4
23	1,122	1,066	95.0	584	482	45.2	15	1.4

(資料：延岡市健康増進課)

表3 3歳児健康診査状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	一般健診結果内訳			歯科健診結果内訳	
				所見なし (人)	要指導等		虫歯あり (人)	罹患率 (%)
					(人)	(%)		
平成15	1,254	1,108	88.4	674	434	39.2	518	47.1
16	1,222	1,109	90.8	636	473	42.7	542	48.9
17	1,250	1,112	89.0	681	431	38.8	520	47.4
18	1,230	1,097	89.2	698	414	37.7	469	42.8
19	1,200	1,063	88.6	827	236	22.2	362	34.2
20	1,182	1,043	88.2	712	331	31.7	388	37.3
21	1,114	996	89.4	752	244	24.5	370	37.2
22	1,110	1,000	90.1	750	250	25.0	342	34.3
23	1,140	1,064	93.3	711	353	33.2	319	30.2

(資料：延岡市健康増進課)

2 その他の母子保健事業

母子保健対策は、思春期から妊娠・出産・育児期、新生児期、乳幼児期のライフステージの中で、母子双方の健康の保持・増進を総合的に進めることを目指しており、その他の母子保健事業として、妊産婦健康相談や乳幼児健康相談、訪問指導、すこやかセミナー（両親学級）、心身発達相談・支援などを実施している。

また、予防接種法に基づく定期予防接種に加えて、平成二十二年（二〇一〇）度から国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」を活用し、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン（髄膜炎予防）・小児用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種について、全額公費助成による無料接種を実施した。

二 疾病予防対策

延岡市では、関係団体と連携し、生活習慣病の予防を促進するとともに、がん検診の受診率の向上を図ることや、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成など、感染症対策の充実にも努めている。

1 各種検診

(1) 肝炎ウイルス検診

満四十歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない市民を対象に、延岡市医師会や宮崎県健康づくり協会等に委託して実施している。

また、受診勧奨方策の一つとして、平成二十三年（二〇一一）度から、特定年齢の市民を対象に個別に通知し、自己負担無料で受診できる「個別勧奨事業」を実施している。

第2章 医療・保健

(2) がん検診

国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、特定年齢の市民を対象に、胃がん・子宮がん・乳がん・大腸がん・肺がん検診について、延岡市医師会や宮崎県健康づくり協会等に委託して実施している。

また、受診勧奨方策の一つとして、子宮がん・乳がん検診については、二十一年(二〇〇九)度から、大腸がん検診については、二十三年度から特定年齢者を対象に、無料クーポン券等を配布する「がん検診推進事業」を実施している。

なお、延岡市では、十八年(二〇〇六)四月から独自のがん検診として、五十歳以上の男性を対象とした前立腺がん検診を導入している。がん検診の年度別状況は、下記の表のとおりである。

表 がん検診の年度別状況 (単位：人・%)

区分 年度	胃がん検診				子宮がん検診				乳がん検診			
	受診者	精密を要する者	異常を認めない者	要精密者の比率	受診者	精密を要する者	異常を認めない者	要精密者の比率	受診者	精密を要する者	異常を認めない者	要精密者の比率
平成15	2,202	236	1,966	10.7	3,569	51	3,518	1.4	1,257	74	1,183	5.9
16	2,112	242	1,870	11.5	3,473	37	3,436	1.1	929	75	854	8.1
17	2,025	233	1,792	11.5	1,602	16	1,586	1.0	463	38	425	8.2
18	2,189	302	1,887	13.8	2,209	26	2,183	1.2	658	51	607	7.8
19	2,335	252	2,083	10.8	2,410	55	2,355	2.3	907	53	854	5.8
20	1,848	202	1,646	10.9	2,270	51	2,219	2.2	1,004	62	942	6.2
21	1,793	166	1,627	9.3	3,222	86	3,136	2.7	1,988	154	1,834	7.7
22	1,735	170	1,565	9.8	3,305	113	3,192	3.4	1,860	83	1,777	4.5
23	2,181	209	1,972	9.6	3,655	60	3,595	1.6	2,245	168	2,077	7.5

区分 年度	大腸がん検診				肺がん検診				前立腺がん検診			
	受診者	精密を要する者	異常を認めない者	要精密者の比率	受診者	精密を要する者	異常を認めない者	要精密者の比率	受診者	精密を要する者	異常を認めない者	要精密者の比率
平成15	3,147	340	2,807	10.8	4,726	250	4,476	5.3	-	-	-	-
16	2,978	315	2,663	10.6	4,805	156	4,649	3.2	-	-	-	-
17	2,780	260	2,520	9.4	4,519	108	4,411	2.4	-	-	-	-
18	3,819	322	3,497	8.4	6,129	97	6,032	1.6	1,069	91	978	8.5
19	4,342	389	3,953	9.0	6,756	108	6,648	1.6	1,020	91	929	8.9
20	3,957	335	3,622	8.5	7,265	117	7,148	1.6	943	92	851	9.8
21	4,584	424	4,160	9.3	7,417	22	7,395	0.3	1,078	83	995	7.7
22	4,835	421	4,414	8.7	7,723	67	7,656	0.9	1,445	138	1,307	9.6
23	6,286	526	5,760	8.4	8,159	40	8,119	0.5	1,908	187	1,721	9.8

(資料：延岡市健康増進課)

(3) 成人歯科健診

学校や職場で健診を受ける機会のない満十八歳以上の市民を対象に、延岡市歯科医師会に委託して実施している。

(4) 基本健診

十八年の医療制度改革において「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正された。これに伴い、二十年（二〇〇八）度から基本健診が廃止され、四十歳から七十四歳までの人については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健診および特定保健指導として、医療保険者に実施が義務付けられた。（この特定健診等の状況については、第四編第二章第一節の表5を参照）なお、

七十五歳以上の人についても、二十年度から、後期高齢者医療広域連合において、健康診査が実施されている。基本健診の年度別状況は、下記の表のとおりである。

2 健康相談

病気・生活習慣病の予防や家庭における介護などに関しても、健康管理センター・老人福祉センター・公民館で受け付け、保健師や看護師、管理栄養士等が相談に応じている。

なお、平成十六年（二〇〇四）から、専用電話による健康相談も随時受け付けを行っている。

3 訪問指導

生活習慣病の予防や家庭における介護予防などの指導をするために、保健師や看護師、栄養士、非常勤嘱託訪問指導員が、指導の必要な家庭に行き、訪問指導を実施している。

表 基本健診の年度別状況（単位：人）

年度	区分	受診者	異常を認めない者
平成15		5,117	1,017
16		4,818	1,055
17		4,493	1,036
18		5,746	1,166
19		6,023	1,169

(注) 平成20年度から特定健診に移行 (資料：延岡市健康増進課)

4 食生活改善の推進

生活習慣病の問題は、食生活が深くかかわっていることから、食生活改善推進員を養成するとともに食生活改善推進員連絡協議会に委託して、調理実習を伴う食生活改善地区活動を実施している。

三 こころの健康

宮崎県の平成二十二年（二〇一〇）における、一〇万人あたりの自殺死亡率は、二七・一人であり、前年比二・七人の減である。また、同年における延岡市の自殺死亡率は一九・八人で、前年比四・七人の減少であり、十八年（二〇〇六）の三〇・九人に比べると大幅な減少である。しかし、自殺数は、様々な要因で変化することも考えられ、自殺死亡率の今後の推移に注意しながら、対策を講ずる必要がある。

自殺の原因で多いのは健康問題や経済生活問題であるが、一つの原因や動機から自殺することは少なく、それらは、複雑に絡み合って起きている。死に至るまでに、不安定な心の状態が続き「うつ病」になって、自らの命を絶つていく人も少なくない。そこで、延岡市では、二十二年度から、地域自殺対策事業に取り組み、相談支援者の人材養成事業や市民一人ひとりができる自殺予防についての知識普及、および講演会の開催等に取り組んでいる。

自殺死亡率の年別状況は、下記の表のとおりである。

表 自殺死亡率の年別状況 (単位：人/10万人)

年	区分	延岡市	宮崎県	全 国
平成15		25.2	31.8	25.5
16		25.3	31.7	24.0
17		27.1	30.6	24.2
18		30.9	31.6	23.7
19		28.7	34.6	24.4
20		23.6	32.1	24.0
21		24.5	29.8	24.4
22		19.8	27.1	23.4

(資料：延岡保健所)

四 施設の活用と整備

市民一人ひとりが自ら適度な運動や休養、食事に心がけ、生活習慣病や認知症等の発症予防に努め、また、生きがいを持ちながら過ごすために、健康増進活動の拠点施設の活用を促進するとともに、それらの整備充実を図っている。

1 ヘルストピア延岡

「ヘルストピア延岡」(第三セクター(株)ヘルストピア延岡に委託)は市制施行六十周年記念事業として、平成六年(一九九四)にオープンし、二十一年(二〇〇九)度に外壁・屋根・プール塗装や売店改修、プラネタリウム室をミニライプシアターに改修、準天然温泉(光明石温泉)を導入するなど、施設のリニューアルを実施した。

この施設は、清掃工場の余熱を利用した温水プールや準天然温泉浴場を有し、レストランや休憩室等を備えた、心身ともにリフレッシュできる健康増進施設で、利用状況は、下記の表のとおりである。

表 施設利用者数 (単位：人)

年 度	利用者数
平成14	186,242
15	208,643
16	202,749
17	216,240
18	208,482
19	244,495
20	273,995
21	262,371
22	266,998
23	281,158

(資料：延岡市健康増進課)

第三節 医療体制の充実

一 医療体制

延岡市では、これまで地域医療を守るため、医療施設の整備や人材の確保、さらには育成・支援等に努めてきた。今後も市民が適切な医療が受けられるよう県や大学、医療機関と連携を図り、医療体制の充実に努めていくこととしている。

1 医師等の人材確保

(1) 延岡市医療機関新規開業促進補助事業

延岡市医師会の開業医の平均年齢は六十歳を超えており、医師の高齢化が進んでいる。さらに、市内の医師の絶対数も少ない状況にあることから、市内の医師数を増加させる手段として、市内での医療機関の新規開業を促進するための補助制度を、平成二十一年(二〇〇九)度に創設した。これにより二つの医療機関が新規開業し、夜間急病センターの深夜帯診療を含めた、延岡市の初期救急医療体制の充実に大きな力となっている。

(2) 医療従事者を旨指す人材育成事業

医療従事者を旨指す延岡市内の中学生や高校生を対象として、医療者の講演や医学生等との意見交換会を実施し、人材育成にも努めている。

(3) 延岡市と縁のある医師等への情報提供

延岡市出身者など、延岡市と縁のある医師や医学生に対して、延岡市の実情や医療機関の勤務医募集等の情報

及び「広報のべおか」を定期的に送付し、延岡市での勤務や開業を促すとともに、郷土愛の醸成を図っている。

(4) 延岡看護専門学校運営費補助

延岡市医師会が、人材確保を目的として運営している延岡看護専門学校の安定的な運営に資するため、補助金等の支援を行っている。

2 医療の連携体制

(1) 輪番制による医療の連携

平成二十年（二〇〇八）に、中核病院の消化器系内科の専門医が不在となったことから、二十一年（二〇〇九）二月から、延岡市医師会病院をはじめとした市内の医療機関が、消化管出血患者に当番制で対応する、消化管出血患者受入輪番制が開始された。

さらに、中核病院で神経内科の専門医が不在となり休診になったことから、脳梗塞患者への対応が必要となり、二十一年三月から、市内の医療機関のうち脳梗塞患者の治療に対応できる医療機関が、当番制で患者を受け入れる脳梗塞患者受入輪番制も開始された。

なお、これらの輪番制の運営経費は延岡市が負担するとともに、脳梗塞患者を適切に輪番病院に転送するため、延岡市夜間急病センターに搬送された脳血管障害患者の頭部CT画像を、専門医に転送して診断を受ける画像転送システムも導入した。

(2) 県北部市町村との連携

延岡市夜間急病センターにおける小児科診療については、県北部市町村が、経費を負担して運営を行っている。

二 救急医療体制

延岡市の救急医療体制については、在宅当番医や夜間急病センターと二次救急医療機関、県立延岡病院の救命救急センターで機能分担されており、初期救急医療・二次救急医療・三次救急医療とも、それぞれの救急医療施設で体制の充実に努めている。

特に初期救急医療体制については、体制の未整備部分があり、夜間に二次と三次の救急医療を受け持つ中核病院を軽症患者が安易に受診し、勤務する医師が疲弊する原因にもなっているとの指摘から、延岡市医師会の協力を得て、段階的に夜間急病センターの診療体制の拡充を図っている。

また、平成二十四年（二〇一二）には、宮崎大学医学部附属病院が救命救急センターを整備するとともに、「ドクターヘリ」を導入し同年四月から運航を開始した。これにより救急医療体制が更に充実するものと期待されている。

1 延岡市夜間急病センターにおける初期救急医療体制

(1) 運営体制

内科・外科については、医師会会員を中心に大学や医療圏域外の応援医師による当番制、小児科については、延岡市医師会および日向市東臼杵郡医師会の会員、さらには、宮崎大学や大分大学などからの派遣医師による当番制で運営されている。

(2) 診療時間

準夜帯（十九時三十分～二十三時）の診療は、毎夜、内科・外科・小児科で実施している。ただし、外科の土

曜日と日曜日については、市内の二つの医療機関が在宅当番医として対応している。また、深夜帯（二十三時～翌七時）の診療は、内科が水曜日・木曜日・金曜日・土曜日に実施し、外科は金曜日のみ実施している。

なお、土曜日の午後の診療は、内科と外科が十四時から十八時まで実施している。

2 日曜・祝日等在宅当番医制度等による初期救急医療体制

(1) 日曜・祝日等の内科・外科・小児科在宅当番医制度

日曜日・祝日・年末年始の昼間の初期救急医療は、在宅当番医制として延岡市医師会に業務委託し、医師会会員による当番制で、九時から十八時までの時間帯において診療が実施されている。診療を行う医療機関数は、通常期の内科と小児科については、二医療機関であるが、繁忙期においては三医療機関の体制で対応している。

なお、小児科診療の在宅当番医制については、平成二十三年（二〇一一）四月から、日向市東臼杵郡医師会と広域的な連携が開始されている。

(2) 日曜・祝日等歯科当番医制度

日曜・祝日・年末年始の歯科の救急については、九時から十二時まで、市内の歯科診療所が在宅当番医制で対応している。



夜間急病センター

三 医療関係の施設等

1 宮崎県立延岡病院

(1) 理念及び基本方針

宮崎県立延岡病院は、昭和二十三年（一九四八）、幸町に開院し、翌年、所在地の新小路に移転した。平成五年（一九九三）に全面改築に着工し、十年（一九九八）に竣工した。病院の理念として、患者さん本位の良質で安全な医療の提供を掲げている。また、基本方針として、地域の中核病院として質の高い医療提供や、二次・三次の救急医療の取り組み、地域社会に密着した保健医療活動の推進などを掲げている。

(2) 沿革（平成十五年～二十四年までの経緯）

平成 十七年（二〇〇五） 一月、(財)日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定

十八年（二〇〇六） 十一月、地域医療支援病院の承認を受ける

二十年（二〇〇八） 四月、DPC（入院費の一日当たり定額制）対象病院となる

二十四年（二〇一二） 四月、救命救急センター工事着手（二十五年三月竣工予定）

(3) 規模（平成二十四年四月現在）

・ 建築規模 「敷地面積三万八九〇七㎡、延床面積三万八〇二五㎡、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上七階、地下一階（塔屋二階）」

・ 病床数 「四六〇床（一般病床四五六床、感染症病床四床）」

・ 診療科目 「二四科 内科、心療内科、精神科、神経内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、脳

神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科・周産期科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、救命救急科、臨床検査科、病理診断科、栄養管理科、臨床工学科（神経内科、眼科は休診中）

・医師の数 「五四人」

・患者の状況「入院患者数 延べ二万二六二一人、外来患者数 延べ九万四三一人」（平成二十三年度）

2 延岡市医師会病院

(1) 理念及び基本姿勢

延岡市医師会病院は、昭和四十二年（一九六七）に創設以来、地域の医療水準の向上や人間性豊かな医療を提供することを理念として活動し、数々の実績を残してきた。現在、対話と思いやりのある医療や幅広い知識と確かな技術の導入、質の高い医療の提供、および地域の医療機関との連携などを基本姿勢として活動している。

(2) 沿革（平成十五年から二十四年までの経緯）

平成 十六年（二〇〇四）七月、所在地（出北）に新築移転（院内に延岡市夜間急病センター開設）

二十一年（二〇〇九）二月、延岡市医師会による消化管出血患者対応輪番制の開始

四月、延岡市医師会による脳梗塞患者対応輪番制の開始

二十三年（二〇一一）四月、日曜・祝日在宅当番医制の小児科で、日向市東臼杵郡医師会と連携

(3) 規模（平成二十四年三月現在）

・建築規模 「敷地面積一万八〇二㎡、延床面積六一五五・三五㎡、鉄骨鉄筋コンクリート造、地上五階建」

・病床数 「一〇八床」

・診療科目 「内科・外科・放射線科・リハビリテーション科を中心に、腎臓・肝臓病等を診療」
・医師の数 「八人」

・患者の状況「入院患者 延べ二万二六二八人、外来患者 延べ一万八九九九人」（平成二十三年度）

3 延岡市歯科医師会

延岡市歯科医師会は、平成二十四年（二〇一二）三月現在、会員数五四人で、地域歯科医療に関して予防のための意識啓発、相談、検診等の活動を行っており、市民へよりよい診療を提供するための努力が続けられている。

(1) 主な事業及び活動

- ・「歯と健康市民の集い」（よい歯コンクール、図画・標語募集、歯科検診・相談、フッ素塗布等）
- ・歯科保健事業（幼児歯科健診、成人歯科健診、在宅訪問歯科診療等）
- ・歯磨き運動育成事業（小学校対象、デイリー健康福祉事業団から助成）
- ・意識の高揚及び啓発活動（講習・講座・講演等への講師派遣、8020運動の啓発等）

(2) 沿革

昭和二十二年（一九四七）十二月、延岡市歯科医師会を設立

五十八年（一九八三）六月四日、第一回「歯と健康市民の集い」を野口記念館で開催

平成 十四年（二〇〇二） 歯科保健事業（一歳六か月・三歳児健診時、希望者にフッ素塗布）開始

二十二年（二〇一〇） フイリピン・バタングス州医師会と合同セミナーを開催、及び姉妹団体提携

二十三年（二〇一一） 十月、旧北方町、旧北川町、中東海、南一ヶ岡で県民健康・栄養調査を実施

二十四年（二〇一二） 一月、県歯科医師会主催「歯科保健研修会」を延岡市歯科医師会館で開催

4 延岡市西臼杵郡薬剤師会

延岡市西臼杵郡薬剤師会に加入している延岡市内の薬局は、平成二十四年（二〇一二）現在、六五軒で、処方せん発行に伴う医療分業（薬剤師が医者が発行した処方せんに基づき調剤するシステム）率は、六八・七五パーセントになっている。

(1) 主な事業及び活動

- ・地域住民の健康増進に関する事業（講座開設、講師派遣、意識・啓発、在宅医療への取り組み）
- ・薬事衛生及び公衆衛生の向上普及（健康フェア参加等を通じての関連情報伝達、災害緊急備蓄医薬品管理）
- ・医薬品等の試験検査、備蓄及び流通の適正化
- ・保険調剤業務（医療保険改正等の説明、お薬手帳の啓発）
- ・学校保健（学校における飲料水・プールの水等の水質管理、環境管理等、薬物乱用防止教室の開催）
- ・薬剤師の育成及び職能向上（延岡薬学会、生涯教育研修会、学会研修参加等）

(2) 沿革

- 昭和 三年（一九二八）五名の会員（初代会長 仲田又次郎）により、「県北薬剤師協会」設立
- 二十八年（一九五三）延岡市及び三北地区の会員によって、「延岡市薬剤師協会」設立
- 二十九年（一九五四）学校薬剤師の設置について、延岡市から正式に任命を受ける
- 四十六年（一九七二）「延岡市薬剤師会」と改称
- 平成 十七年（二〇〇五）西臼杵支部との統合により、「延岡市西臼杵郡薬剤師会」と名称変更
- 十八年（二〇〇六）医療機関の日曜日・祝祭日の診療に併せて、輪番制度の充実を図る

二十年（二〇〇八）宮崎市開催の第四十一回日本薬剤師会学術大会への協力

5 島浦診療所

延岡市立島浦診療所は、昭和四十五年（一九七〇）七月に島浦町に開設され、平成十三年（二〇〇一）三月に西港地区に移転・新築し、同年四月一日から診療を開始した。なお、診療所移転に伴い、前診療所は同年、医師専用住宅に改造し、赴任医師が居住している。

診療所の運営については、昭和五十一年（一九七六）に設置された「島浦区島浦診療所管理運営委員会」に委ねていたものを、六十三年（一九八八）三月制定の「延岡市立島浦診療所条例」により、「延岡市立島浦診療所管理運営委員会」に委託した。また、診療所の平均利用者数は、年間平均約四八〇〇人で、そのうち健康診断や予防接種等での利用数は、約六分の一である。

6 北浦診療所

北浦診療所は、昭和五十三年（一九七八）十二月、北浦町古江に「北浦町立北浦医院」として開設された。開設当時の病床数は一九床で、開設当初の診療は、日・祝日を除く、月曜日から土曜日まで行われた。平成二十一年（二〇〇九）度における外来患者数は、一万五七二五人（一日平均六五人）であった。本医院は、七年（一九九五）四月、「国民健康保険北浦診療所」と名称を変更したが、十八年（二〇〇六）二月、延岡市との合併により「延岡市国民健康保険北浦診療所」と名称を変更した。

本診療所は、五年（一九九三）度から十九年（二〇〇七）度まで、県派遣による医師の二人体制が続いたが、二十年（二〇〇八）四月に、医師不足のため県からの派遣医師が一人減らされた。市は独自で医師一人を雇用し二人体制を維持してきた。しかし、二十二年（二〇一〇）四月、県による医師の派遣が打ち切られ、医師は市雇

用の所長一人となった。

そのため、市長は、二十二年四月北浦町地域協議会に対し北浦診療所のあり方を諮問し、同年六月北浦町地域協議会は、市長に対し「所長の意向を尊重し、公設民営での運営」を答申した。同年十二月、市議会で、「延岡市国民健康保険北浦診療所条例」の廃止が可決され、二十三年（二〇一一）四月一日からの公設民営化が決定した。これにより、「延岡市国民健康保険北浦診療所」は、「北浦診療所」と名称を変更し、公設民営で運営されることになった。

第四節 延岡市斎場「いのちの杜」

悠久苑は昭和五十三年（一九七八）十月、北川町長井に建設され火葬業務を行ってきたが、施設の老朽化が進んでいることや機能面での充実を図る必要性が高かったため、新施設の建設が望まれていた。

このため候補地の選定など新施設整備に関する調査が進められ、熊野江区との度重なる協議により、平成二十年（二〇〇八）に、熊野江町湯崎浦地区を建設候補地とする案で、受け入れが決定した。二十一年（二〇〇九）度より、市に「新悠久苑建設室」が設置され、本格的に事業に着手することとなった。そして、新施設は二十四年（二〇一二）三月に総事業費約二三億円をかけて完成、市民を対象とした公募により決定した名称「延岡市斎場のいのちの杜」として、同年四月より運用を開始した。これにより悠久苑は、三三年間の役割を終えた。

「いのちの杜」は、敷地面積約九四〇〇平方メートル、建物面積約三四〇〇平方メートルで、火葬棟、待合棟

で構成され、大型車六台、小型車三六台が駐車できる駐車場が備えられている。火葬棟には、八基の大型火葬炉と三室の告別室などが配置されている。待合棟には、六〇人収容の待合ホールや七二人収容の大待合室、五室の待合個室などがあり、一〇キロワットの太陽光発電も設置されていて、その電力は、照明などに使われている。

また、施設整備の基本理念であった「いのちの公園」は、建築計画、植栽計画、延岡市にゆかりのある芸術家の協力によるアート計画により具体的に表現されるとともに、海が眺望できる公園は、正式に「いのちの公園」と名づけられた。「いのちの杜」は、故人を送るといふ本来の機能に加え、遺族が抱く喪失感を和らげ、悲しみをいやせる空間、いのちの尊さについて改めて考える場、想いをはせる施設としての利用が望まれる。

火葬場の使用状況、及び「いのちの杜」の施設全図は、次の表・図のとおりである。



「いのちの杜」待合ホール

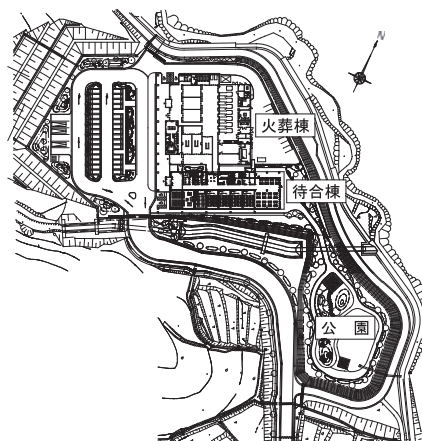
表 火葬場使用状況

(単位：件)

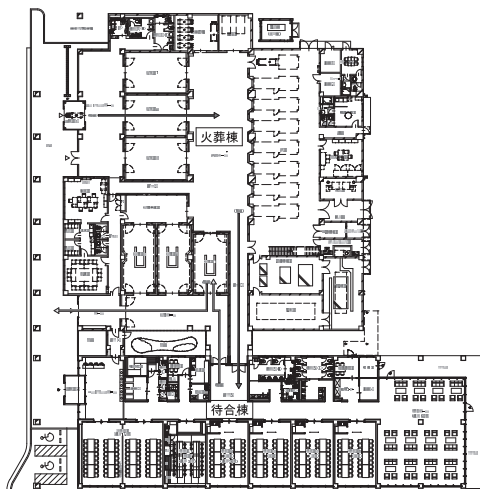
区分	年度		平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	市内	市外	1,075	1,130	1,150	1,210	1,377	1,364	1,354	1,423	1,506	1,503
大人	市内	177	166	179	162	51	44	46	52	47	46	46
	市外	5	1	3	4	7	3	4	4	4	3	0
小 人 (12歳未満)	市内	1	3	0	0	2	0	1	1	0	1	3
	市外	50	38	46	45	35	40	31	27	43	31	31
死産児	市内	18	15	17	16	10	12	8	6	12	11	11
	市外	2	0	1	4	0	3	1	3	1	3	3
改 葬 (5年以上)	市内	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0
	市外	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
改 葬 (5年未満)	市内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外	1,111	1,033	1,032	909	833	1,001	1,025	958	916	1,011	1,011
その他	市内	738	779	749	709	661	693	734	676	709	711	711
	市外	3,177	3,166	3,177	3,059	2,978	3,162	3,204	3,149	3,238	3,319	3,319
合計		9,457,700	9,580,900	9,776,400	9,747,300	9,302,800	9,356,000	9,364,200	9,601,200	10,053,700	10,081,200	10,081,200
使用料(円)												

(資料：延岡市市民課)

延岡市斎場 建物配置図
「いのちの杜」



延岡市斎場 「いのちの杜」
全体1階平面図（火葬棟・待合棟）



(資料：延岡市生活環境課)

第五節 市営墓地

市営墓地の区画数は、平成二十四年（二〇二二）三月現在、岡富公園墓地（特殊公園）が二五九六区画、西階公園墓地が二六三三区画となっている。一区画当たりの平均面積は、約二・五平方メートルで、一平方メートル当たりの使用料は二万円である。

年度別貸出件数と墓地使用料は、下の表のとおりである。

表 年度別貸出件数と墓地使用料

区分 年度	貸出件数 (件)	墓地使用料 (円)
平成14	20	1,386,600
15	19	1,139,200
16	20	1,298,200
17	12	719,200
18	12	685,200
19	26	1,828,400
20	22	1,067,800
21	13	698,200
22	19	1,042,800
23	18	1,041,800

(資料：延岡市生活環境課)

第六節 狂犬病予防

犬をペットなどの目的で飼育する場合は、市に登録し狂犬病予防法に基づき、年一回の狂犬病予防注射を受けなければならない。平成二十三年（二〇一一）度における、登録済の犬の合計頭数は約六〇〇〇頭で、年間四〇〇頭から五〇〇頭が新規に登録されている。

狂犬病予防等の状況は、次の表1・狂犬病予防関係業務状況、表2・犬による被害及び依頼の届出状況のとおりである。

第2章 医療・保健

表1 狂犬病予防関係業務状況

(単位：頭)

区分 \ 年度	平成 13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
登録頭数	641	524	512	504	471	362	552	487	402	419
注射頭数	4,714	4,540	4,580	4,492	4,523	4,711	4,658	4,626	4,434	4,327
不要犬引取頭数	292	274	248	150	208	151	100	88	99	83
捕獲頭数	227	217	214	212	159	174	142	141	121	131
返還頭数	30	29	38	39	18	28	44	9	69	47
処分頭数	481	443	408	316	332	289	187	145	135	120
咬傷犬頭数	9	18	7	12	10	12	7	7	10	9

(注) 上記の数は、延岡保健所管内

(延岡市、北方町、北浦町、北川町) の集計である。

(資料：延岡保健所「保健年報」)

表2 犬による被害及び依頼の届出状況

(単位：件)

区分 \ 年度	平成 13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
犬による咬傷事件	9	19	7	11	10	11	7	7	10	9
家庭環境の被害	305	285	247	313	291	332	314	94	297	248
家禽農作物の被害	12	6	9	10	5	4	2	10	0	3
公共物の被害	9	3	17	5	6	0	0	29	1	1
引取依頼	141	108	28	113	106	122	91	58	92	83
野犬掃とう依頼	48	22	139	103	100	138	85	131	57	54
計	524	443	447	555	518	607	499	329	457	398

(注) 上記の数は、延岡保健所管内

(延岡市、北方町、北浦町、北川町) の集計である。

(資料：延岡保健所「保健年報」)

第三章 水道事業

第一節 水道事業の現況と課題

一 現況と課題

延岡市の水道事業は、昭和二十七年（一九五二）四月一日に創設されて以来、約六〇年が経過した。その間、数次にわたる拡張事業を経て現在に至っている。

平成十六年（二〇〇四）策定の厚生労働省の「水道ビジョン」を受けて、市では二十一年（二〇〇九）三月に「延岡市水道ビジョン」を定めた。それは、二十一世紀中頃を見越した長期的な将来像を「安心な水、安定した給水、給水の持続」とし、課題として安全な水を供給するための体制の強化や水道未普及地区における水道整備、水道施設の耐震化、安定した事業経営等を挙げている。

表1 水道普及率の状況

区分 年度	行政区内 人口 (人)	水道給水人口(人)						未給水 人口 (人)	普及率 (%)
		上水道	簡易水道			飲料水 供給 (専用 含む)	水施設 設備 (含む)		
			公営	公営 (法非適用)	民営				
平成 14	125,537	116,685	2,570	-	0	168	119,423	6,114	95.13
15	124,812	116,232	2,556	-	0	168	118,956	5,856	95.31
16	124,057	115,676	2,541	-	0	168	118,385	5,672	95.43
17	133,157	115,062	10,698	-	84	730	126,574	6,583	95.06
18	136,379	114,070	10,709	3,387	84	1,148	129,398	6,981	94.88
19	135,232	113,508	10,475	3,286	81	1,068	128,418	6,814	94.96
20	134,428	112,876	13,831	-	81	1,036	127,824	6,604	95.09
21	133,616	112,790	13,014	-	82	1,193	127,079	6,537	95.11
22	132,854	113,445	12,954	-	81	1,156	127,636	5,218	96.07
23	131,868	113,551	12,494	-	76	1,125	127,246	4,622	96.49

(注1) 行政区内人口は各年度末の住民基本台帳人口 (資料：延岡市上下水道局)
 (注2) 公営(法非適用)の人数は、合併後の北川簡易水道分で平成20年度からは、公営分に含まれる。

第3章 水道事業

表2 配給水状況

(上水道)

区分 年度	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	年間配水量 (m ³)	年間給水量 (m ³)	有収率 (%)
平成14	116,685	48,269	17,795,609	15,542,965	87.34
15	116,232	48,815	17,678,233	15,449,478	87.39
16	115,676	49,227	17,181,113	15,598,654	90.79
17	115,062	49,592	16,939,754	15,396,041	90.89
18	114,070	49,728	16,585,743	15,150,694	91.35
19	113,508	50,154	16,365,194	15,056,654	92.00
20	112,876	50,431	15,920,818	14,716,464	92.44
21	112,790	50,508	16,107,452	14,729,813	91.45
22	113,445	50,768	16,010,908	14,549,912	90.87
23	113,551	51,138	15,659,985	14,281,453	91.20

(簡易水道)

区分 年度	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	年間配水量 (m ³)	年間給水量 (m ³)	有収率 (%)
平成14	2,570	962	314,844	302,917	96.21
15	2,556	968	307,141	295,746	96.29
16	2,541	972	294,279	286,464	97.34
17	10,698	4,047	1,239,374	1,044,376	84.27
18	10,709	4,060	1,287,098	1,088,562	84.57
19	13,761	5,253	1,682,159	1,377,466	81.89
20	13,831	5,246	1,704,643	1,379,683	80.94
21	13,014	5,283	1,685,286	1,387,765	82.35
22	12,954	5,285	1,656,757	1,368,950	82.63
23	12,494	5,274	1,668,393	1,372,740	82.28

(注1) 平成17年度から旧北方町・旧北浦町を含む。(資料：延岡市上下水道局)

(注2) 平成19年度から旧北川町を含む。

(注3) 平成20年4月浦城須美江地区一部給水開始。(平成21年3月全区域給水開始)

二十三年(二〇一一)度末の給水人口は、簡易水道などを含めて約一二万七〇〇〇人となっており、行政区内人口(約一三万人)に対する普及率は、九六・四九パーセントで、未給水人口は、約四六〇〇〇人となっている。水道普及率の状況は、前頁の表1、上水道及び簡易水道の配給水の状況については、次の表2のとおりである。

上水道施設等については、施設・設備の老朽化が進んでいるが、特に、石綿管の老朽化は漏水や破損事故の大きな原因となってきた。このため昭和六十二年（一九八七）から平成十四年（二〇〇二）までの間に、第一次・第二次・第三次と配管整備事業を行った。この結果、昭和六十二年度に、約七七パーセントであった有収率（収入のあった水量を給水した水量で除したもの）は、平成十六年度には、九〇パーセントを超え飛躍的な伸びを示しており、施設の効率化は着実に図られている。

また、老朽化した水源施設等の更新事業についても、中長期的な財政計画に基づいた事業計画を策定して、順次行っていく予定である。

新たに、二十一年度より、クリプトスポリジウム（腸管に寄生する原虫の一種で、人間にも感染し下痢・嘔吐の症状が出る）等の耐塩素性病原生物対策として、高度浄水施設整備に着手し、より一層安心して安全な水道水の供給に取り組んでいる。

第二節 配水管整備事業

平成十五年（二〇〇三）度から、段階的に老朽化した配水管及び送水管等の更新事業を行っており、併せて、厚生労働省の鉛の水質基準値改正に伴う、鉛給水管の更新事業にも取り組んでいる。



耐震化された古城配水池

第3章 水道事業

表1 配水管・送水管・導水管の敷設状況 (単位:m)

年度\区分	総延長	配水管	送水管	導水管
平成14	656,893	643,684	11,222	1,987
15	663,642	650,433	11,222	1,987
16	669,687	656,478	11,222	1,987
17	675,017	661,808	11,222	1,987
18	682,879	669,692	11,200	1,987
19	689,710	676,442	11,230	2,038
20	696,614	683,346	11,230	2,038
21	701,092	688,107	10,947	2,038
22	704,357	691,372	10,947	2,038
23	708,377	695,392	10,947	2,038

(資料：延岡市上下水道局)

配水管・送水管・導水管の敷設状況は表1、管種別配水管敷設状況は、表2のとおりである。

表2 管種別配水管敷設状況 (単位:m)

管種 口径	ダクタイル 鋳鉄管	鋳鉄管	石綿管	銅管	ビニール管	ポリエチレン管	計
補助管	213.00	0	0	0	76,914.07	2,678.20	79,805.27
75mm	60,079.94	0	0	1,937.06	97,874.08	10,074.90	169,965.98
100mm	153,808.95	0	0	2,015.37	89,301.29	2,008.10	247,133.71
125mm	330.00	0	0	40.10	33.70	0	403.80
150mm	85,646.51	0	0	1,889.35	13,773.40	1,505.40	102,814.66
200mm	44,585.40	0	0	2,819.00	1.00	2,373.90	49,779.30
250mm	12,173.80	0	0	1,156.50	0	151.20	13,481.50
300mm	10,613.20	0	0	890.80	0	280.00	11,784.00
350mm	1,754.10	0	0	0	0	0	1,754.10
400mm	3,157.10	0	0	227.20	0	0	3,384.30
450mm	1,277.90	0	0	70.00	0	0	1,347.90
500mm	9,792.20	0	0	458.50	0	0	10,250.70
600mm	1,478.50	0	0	58.00	0	0	1,536.50
800mm	1,798.00	0	0	152.50	0	0	1,950.50
計	386,708.60	0	0	11,714.38	277,897.54	19,071.70	695,392.22
比率 (%)	55.6	0	0	1.7	40.0	2.7	100

平成24年3月31日現在

(資料：延岡市上下水道局)

第三節 浄水方法の変更

上水道区域には三輪・古城・祝子・西階・細見の五水源があり、創設以来、清廉な地下水を取水し、塩素消毒のみを行い供給していた。しかし、より一層安全な水を供給するため、平成二十一年（二〇〇九）度から祝子水源地のクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策として、高度浄水施設整備に着手した。残りの水源も順次整備を行っていく予定である。

第四節 水道料金の改定

水道料金については、平成五年（一九九三）度に改定して以来、据え置かれたまま現在に至っているが、近年の少子高齢化や節水型社会への移行等による水需要の減少に起因して、料金収入が年々減少し、今後の水道事業経営は、ますます厳しくなっていくことが予想される。このため将来にわたり安定した経営を維持していくために、業務の民間委託や事業の平準化など、経営の合理化・効率化に取り組んでいく必要がある。

現行水道料金は表1、水道事業会計収支の推移は表2のとおりである。

表1 水道料金現行料金表

メーターの 口径	基本料金(1月につき)		従量料金	
	水量(m ³)	金額(円)	水量	金額
13mm / m	5 未満	582	(定額)	
	5 ~ 10	958	10m ³ を超える分の 1 m ³ につき	138円
	10 以下	1,123		
	25 以下	1,454		
	40	3,172	1 m ³ につき	
	50	5,465		
75	11,620			
公衆浴場用 従量料金			1 m ³ につき	92円

(注) 料金には消費税及び地方消費税は含まれていない。
使用量に応じて消費税及び地方消費税が加算される。

(資料：延岡市上下水道局)

表 2 水道事業会計収支の推移

年度 区分	(収益的収入及び支出)										(単位：千円)
	平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
収入	2,327,522	2,313,321	2,326,373	2,316,779	2,403,841	2,423,366	2,408,664	2,419,797	2,386,307	2,340,488	
支出	2,052,597	2,019,341	2,016,633	2,061,149	2,194,613	2,169,936	2,137,840	2,132,014	2,120,209	2,120,809	
差引	274,925	293,980	309,740	255,630	209,228	253,430	270,824	287,783	266,098	219,679	

年度 区分	(資本的収入及び支出)										(単位：千円)
	平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
収入	472,194	482,412	536,710	660,730	1,205,000	3,124,091	2,093,989	649,301	455,853	428,308	
支出	1,345,421	1,427,318	1,426,728	1,569,085	2,335,774	4,268,678	3,046,620	1,658,198	1,649,711	1,704,425	
差引	△873,227	△944,906	△890,018	△908,355	△1,130,774	△1,144,587	△952,631	△1,008,897	△1,193,858	△1,276,117	

(注) 資本的収入額が資本的支出額に不足する額は内部留保資金で補填した。

(資料：延岡市上下水道局)

第五節 簡易水道

旧延岡市内では、五つの簡易水道事業を行っていたが、平成十八年（二〇〇六）二月の一市二町（延岡市・北方町・北浦町）の合併と同時に、旧北方町・旧北浦町簡易水道事業に地方公営企業法を適用して統合、六つの簡易水道が追加された。二十年（二〇〇八）四月からは、旧北川町（十九年三月合併）の四つの簡易水道が、新延岡市の簡易水道に追加された。

また、二十二年（二〇一〇）度より、統合簡易水道事業に着手し、施設の更新、高度浄水装置、中央監視システム等の整備を行い、安全な水質と安定した水道水の供給体制を強化することとした。

各簡易水道には、それぞれ地方公営企業法を適用して、上下水道事業と一体化した事業運営を行っているが、企業としての経済性を保ちながら「安全でおいしい水の安定供給」を図り、経営の効率化を推進、健全な事業運営に努めている。

一 旧延岡市の簡易水道

島浦町の簡易水道は、昭和二十八年（一九五三）に、簡易水道として給水を開始した。その後、五十四年（一九七九）七月に対岸の熊野江地区に水源を求めて、海底送水管での給水を開始した。平成十九年（二〇〇七）度には、老朽化した海底送水管の更新を行った。熊野江町は、海岸沿いの井戸は塩分が多く、渇水期には井戸が枯渇することから、三年（一九九一）四月に簡易水道の建設に着手し、五年（一九九三）三月に完成した。黒岩地区は、井

戸水や表流水を水源にしていたが、渇水期には水不足になっていた。このため、元年（一九八九）に、農村総合モデル事業として簡易水道の建設に着手し、八年（一九九六）十一月に完成した。

上三輪町は、井戸水や谷間から引いた水を生活用水にしていたが、衛生問題や渇水期の水枯れ解消のため、十年（一九九八）度から簡易水道建設に着手し、十三年（二〇〇一）三月に完成した。浦城須美江地区は、水質問題や一部地域の水枯れ解消のため、十八年（二〇〇六）度から建設工事に着手、二十年（二〇〇八）度から部分給水を開始し、二十一年（二〇〇九）三月に総事業費七億五二〇〇万円をかけて完成した。

また、二十二年（二〇一〇）度より、島浦・熊野江・浦城須美江地区簡易水道を南浦地区簡易水道として統合する、統合簡易水道事業に着手した。

二 北方地区の簡易水道

上北方地区の簡易水道は、昭和五十四年（一九七九）度から給水を開始した。平成九年（一九九七）度からの三カ年事業で三つの水源地を確保し、十八年（二〇〇六）度からの四カ年で、主に老朽配水管の布設替を行った。下北方地区は、昭和四十六年（一九七一）から五十年（一九七五）にかけて創設された五つの簡易水道であったが、五十五年（一九八〇）に施設の統合を完了した。平成十五年（二〇〇三）からの三カ年事業では、急速ろ過槽を設置して水質対策を行ったほか、老朽化した管の更新を行った。屋形原地区の簡易水道は、計画給水人口二五〇人で昭和四十三年（一九六八）に給水を開始したが、現在の給水は小学校一校と二二戸であり減少している。また、平成二十三年（二〇一一）度より、上北方・下北方・屋形原地区簡易水道と狩底地区飲料水供給施設を、北

方地区簡易水道として統合する、統合簡易水道事業に着手した。

三 北浦地区の簡易水道

北浦地区は、五つの簡易水道を事業の効率化と一元化を図るため、昭和六十三年（一九八八）からの三カ年事業及び平成八年（一九九六）からの二カ年事業を経て施設を統合した。また、二十一年（二〇〇九）四月より、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策として、古江水源地に高度浄水装置を設置した。阿蘇地区の簡易水道は、昭和五十八年（一九八三）から給水を開始した。平成五年（一九九三）からは、施設の増強や区域拡張などの工事に取り組んでいる。三川内地区の簡易水道は、昭和五十三年（一九七八）に給水を開始したが、施設の老朽化に伴って漏水事故等が頻発し、平成十年（一九九八）からの三カ年事業で、配水、取水及び送水施設の更新を行った。

また、二十二年（二〇一〇）度より、北浦・阿蘇・三川内地区簡易水道を北浦地区簡易水道として統合する、統合簡易水道事業に着手した。

四 北川地区の簡易水道

北川中央地区の簡易水道は、昭和五十二年（一九七七）から給水を開始し、平成十年（一九九八）度には、四カ年事業で水源地の移設更新と配水管更新を行い、併せて野地区を給水地区に取り入れる整備を行った。八

戸地区の簡易水道は、昭和四十九年（一九七四）から給水を開始しているが、施設の老朽化が進んでおり、今後、整備を行っていく予定である。下赤・上赤地区の簡易水道は、三十八年（一九六三）から給水を開始し、平成十五年（二〇〇三）度から十七年（二〇〇五）に生活基盤近代化事業により、下赤水源地の浄水施設の更新と導配水管の更新を行った。多良田地区簡易水道は、九年（一九九七）度から十一年（一九九九）度までに、「二十一世紀水と緑のふるさとづくり」事業により整備を行い、十二年（二〇〇〇）四月に給水を開始した。また、二十三年（二〇一一）度より、北川中央・八戸・下赤上赤・多良田地区簡易水道を北川地区簡易水道として統合する、統合簡易水道事業に着手した。

第六節 良質な「天下一の水」

延岡市は、昔から「水郷のべおか」といわれ、市内を貫流する五ヶ瀬川をはじめ、四本もの大きな河川と水量豊かできれいな水に恵まれたところである。本市の水は、厚生省（現厚生労働省）の「おいしい水研究会」が、おいしい水の「水質要件」に挙げた目安を全て満たしていることから、延岡の水が自然で良質の地下水であるということが実証された。

そこで多くの人々にも知ってもらおうと、「天下一の水」の製造を企画し、水の製造を地元の業者に委託して平成十四年（二〇〇二）四月から販売を開始した。その後、美郷町の業者に委託し現在に至っている。「天下一の水」は、五ヶ瀬川沿いの水源地从ら原水を採水し、熱処理後五〇〇ミリリットルのペットボトルに詰め、年間一万二〇〇〇本を出荷している。

第四章 下水道事業

第一節 下水道事業の概要

延岡市は、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るために、土地利用状況や地理的状況を見ながら、公共下水道事業や農業集落排水事業、漁業集落排水事業、市設置型浄化槽設置事業の各種制度を用いて、汚水処理施設の整備や公共下水道事業区域の雨水施設整備に取り組んでいる。

公共下水道事業は、昭和二十七年（一九五二）に、岡富・川中・恒富排水区の約二五一ヘクタールについて事業認可を受け、排除方式を合流式により事業に着手した。その後、公共水域の水質をより重要視する観点から、排除方式を分流式で実施している。また、公共下水道事業の処理場として、妙田処理場と一ヶ岡処理場の二カ所を建設し、汚水処理を実施している。なお、合併により、北浦町の特定環境保全公共下水道処理区二地区が、新たに公共下水道区域に加わった。公共下水道事業の全体計画面積は、約二六五〇ヘクタール、事業計画面積は、約二一三〇ヘクタールとなっている。

農業集落排水事業は、旧延岡市で六地区（祝子・大野・行藤・差木野大峡・熊野江・小峰舞野）、旧北方町で一地区（川水流）、旧北浦町で三地区（古江・市振・中央）の計一〇地区で事業を実施している。旧延岡市では、

六十三年（一九八八）に祝子地区において事業に着手して汚水処理施設を建設し、平成三年（一九九一）に運転を開始して以来、十七年（二〇〇五）までに小峰舞野地区を除く五つの地区に汚水処理施設を建設し、各地区の汚水処理を実施している。旧北方町では、三年に川水流地区において事業に着手して汚水処理施設を建設、八年（一九九六）に運転を開始し、汚水処理を実施している。旧北浦町では、昭和五十六年（一九八一）に古江地区において事業に着手して汚水処理施設を建設、五十九年（一九八四）に運転を開始して以来、平成七年（一九九五）までに三つの汚水処理施設を建設し、各地区の汚水処理を実施している。

漁業集落排水事業は、旧延岡市で一地区、旧北浦町で一地区の計二地区で事業を実施している。旧延岡市では、七年に島浦地区において事業に着手して汚水処理施設を建設、十一年（一九九九）に運転を開始し、汚水処理を実施している。旧北浦町では、昭和六十三年に宮野浦地区において事業に着手して汚水処理施設を建設、平成二年（一九九〇）に運転を開始し、汚水処理を実施している。

市設置型浄化槽は、旧延岡市において、十八年（二〇〇六）から二十一年（二〇〇九）までの四年間に、農業集落排水事業小峰舞野地区の周辺に点在する農村集落地域において、市で合併浄化槽を設置し維持管理を行い、汚水処理を実施している。

このように、下水道事業は、創設以来六〇年間事業の拡大を行い、生活排水対策を図ってきたが、事業規模が大きくなり、年々、市の財政運営に大きな影響を与える要因になってきた。

そのため、経営の健全化や効率化に努め、経理内容の透明性や明確さの向上を図ることが求められた。これらの問題解決のため、十九年（二〇〇七）四月、下水道事業を官公庁会計から企業会計に移行し、組織についても、下水道事業に地方公営企業法を適用して、水道事業と組織の統合を図った。組織の名称は「上下水道局」とした。

その後、二十一年度からは、維持管理の効率化とコスト縮減を図るために、妙田処理場をはじめとする公共下水道施設の維持管理を包括的民間委託とした。

また、従来の下水道使用料で推移すると下水道事業の財政運営は厳しくなり、独立採算制に基づく経営を構築していくため、十九年六月に、下水道使用料を一四年ぶりに改定し、その後も、二十四年（二〇二二）四月に再び使用料の改定を行った。

下水道使用料および助成制度等は、下記の表のとおりである。

表 下水道使用料及び助成制度等

①下水道使用料		(平成24年4月1日改正・消費税は除く)		
汚水の種類	基本料金 (1カ月につき)		従量料金	
	汚水量	金額	汚水量 金額(1㎡につき)	
一般汚水	5㎡まで	611円	5㎡を超え 10㎡までの分	110円
			10㎡ 〃 20㎡ 〃	122円
			20㎡ 〃 30㎡ 〃	139円
			30㎡ 〃 40㎡ 〃	159円
			40㎡ 〃 50㎡ 〃	192円
			50㎡ 〃 100㎡ 〃	219円
			100㎡ 〃 500㎡ 〃	253円
			500㎡を超える分	289円
			100㎡までの分	76円
その他の汚水	-	-	100㎡を超え 500㎡ 〃	101円
			500㎡ 〃 1,000㎡ 〃	127円
			1,000㎡を超える分	153円
浴場汚水	10㎡まで	1,161円	10㎡を超える分	35円
②下水道事業受益者負担金				
土地の面積に対し		1平方メートル当たり	250円	
		1坪当たり	825円	
③ 私道共同排水設備設置助成制度				
私道を利用しなければ下水を排除できない宅地内排水設備設置義務者の異なる土地が2宅地以上あり、かつ、幅員が2メートル未満のものであって、当該宅地の宅地内排水設備設置義務者が共同して私道内共同排水設備工事を行う場合に、私道部分の工事費相当額を市が助成する。				
④ 水洗便所改造資金融資あっせん制度				
1. 融資金額	建物1棟の改造につき50万円を限度とする。ただし、特別な事情がある場合は、100万円を限度とする。			
2. 利率	毎年4月1日現在の長期プライムレート+0.3%とする。			
3. 利子補給	供用開始から1年以内のもの	100%		
	供用開始から1年を超え3年以内のもの	70%		
4. 償還期限	48カ月以内			

平成24年4月1日

(資料：延岡市上下水道局)

(注) プライムレート：有力企業に対する貸出し優遇金利

第二節 公共下水道事業

一 公共下水道事業の整備状況

公共下水道は、昭和二十七年（一九五二）以来、整備面積を拡大してきた。その普及状況は、平成二十三年（二〇一一）度現在、処理区域面積が一九三九・五ヘクタール、処理区域人口九万五六九五五人、普及率は七二・六パーセントとなっている。

また、施設面では、二十三年度末現在、污水管の延長は、四七五・二キロメートル、雨水管三七・七キロメートル、合流管五八・九キロメートルとなっている。ポンプ場については、中島町ポンプ場・須崎町ポンプ場・紺屋町ポンプ場など合わせて一〇カ所設置している。

下水処理場は、妙田と一ヶ岡、北浦町の阿蘇・直海の四カ所あり、予定処理区域は妙田が二六八六・一ヘクタール（小峰舞野農業集落排水区域を含む）、一ヶ岡が四七一・二ヘクタールとなっている。阿蘇・直海については、既に整備が完了しており、それぞれの処理区域は、八・二ヘクタール、四・六ヘクタールである。

なお、東海地区の整備を図る目的で、十四年（二〇〇二）九月には大武污水幹線工事に着手した。この工事は、五ヶ瀬川と大瀬川の河底に、シールド工法（シールドと呼ばれる鋼製の枠を進めながらトンネルを築く工法）の最新技術でトンネルを掘って污水管を通し、東海地区の污水を大武污水中継ポンプ場から妙田下水処理場へ圧送するもので、延長一一五三メートル、総事業費約一三億円をかけて、十七年（二〇〇五）三月末に完成した。

そのほか、岡富古川土地区画整理事業に併せて浸水対策として、二十三年九月に古川雨水ポンプ場を建設、ま

表1 公共下水道普及状況

区分 年度	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	普及率 (%)	水洗化率 (%)
平成14	1,630.6	88,438	70.4	81.6
15	1,657.8	89,409	71.6	83.7
16	1,693.7	89,895	72.5	85.1
17	1,773.0	91,656	68.8	85.5
18	1,819.9	93,244	68.4	87.1
19	1,856.2	94,051	69.5	88.8
20	1,885.0	95,161	70.8	88.8
21	1,917.5	95,586	71.5	89.5
22	1,918.3	95,630	72.0	89.4
23	1,939.5	95,695	72.6	89.4

(注) 外国人人口を除く

(資料：延岡市上下水道局)

表2 下水処理場の流入水量及び水質状況

区分	処理場	妙田下水 処理場	一ヶ岡下水 処理場	阿蘇 処理場	直海 処理場	説明
	現有施設能力(m ³ /日)	51,200	13,050	280	126	日最大
	全流入水量(m ³ /日)	38,201	7,731	77	53	日平均値
流入水質 (mg/ℓ)	BOD (計画水質値)	180 (190)	170 (200)	200 (160)	220 (140)	
	SS (計画水質値)	150 (130)	170 (140)	110 (160)	190 (140)	
	T-N	44	31	—	—	
	T-P	4.4	3.5	—	—	
放流水質 (mg/ℓ)	BOD (放流設定値)	3.7 (11)	3.9 (12)	2.0 (15)	3.3 (15)	
	SS	2	2	1	2	下水道排水 基準 ⁴⁰
	T-N	11	7.8	7.1	5.2	
	T-P	0.77	0.67	2.1	1.2	

(注) 平成23年度実績

(資料：延岡市上下水道局)

た、東海地区の汚水量の増加に伴い、汚水処理を円滑に行うために、同年同月に大武汚水中継ポンプ場の建設に着手した。

公共下水道の普及状況や下水処理場の流入水量及び水質状況等は、次の表1・表2のとおりである。

第4章 下水道事業

二 公共下水道事業の実績

公共下水道の事業には、補助事業と単独事業があり、平成十四年（二〇〇二）度から二十三年（二〇一一）度までの一〇年間の実績は、補助事業費の合計額が、約一二億四五〇〇万円、単独事業費の合計額が約四六億五六〇〇万円となっている。

また、十四年度から二十三年度までの一〇年間の使用料の収入総額は、約一三億三四〇〇万円、収納率の年平均は約九八パーセントである。

さらに、受益者負担金の収入実績は、同じ一〇年間の合計額が約二六億八八〇〇万円となっている。

公共下水道事業の年度別事業費は、下記の表1のとおりである。

また、使用料の年度別収入額および受益者負担金の年度別収入額は、次の表2・表3のとおりである。

表1 公共下水道事業の年度別事業 (単位：千円)

年度	区分	補助事業	単独事業	計
平成 14		1,811,878	899,253	2,711,131
15		1,288,757	646,984	1,935,741
16		1,708,672	610,841	2,319,513
17		1,069,666	522,043	1,591,709
18		1,000,191	703,184	1,703,375
19		914,700	316,865	1,231,565
20		1,299,500	226,539	1,526,039
21		787,866	240,477	1,028,343
22		1,111,436	234,983	1,346,419
23		1,152,716	255,070	1,407,786

(資料：延岡市上下水道局)

表2 使用料の年度別収入額

年度 \ 区分	収入額(円)	収納率(%)	備考
平成 14	879,173,410	97.5	
15	891,173,061	97.4	
16	926,160,654	97.4	
17	935,593,494	97.3	
18	936,950,416	97.3	
19	1,260,752,269	98.5	平成 19 年 6 月使用料改定
20	1,333,377,885	98.6	
21	1,373,832,618	98.9	
22	1,397,764,533	98.6	
23	1,398,817,010	98.6	

(資料：延岡市上下水道局)

表3 受益者負担金の年度別収入額

(単位：円)

年度 \ 区分	収入額	収納額累計
平成 14	113,431,450	2,281,840,938
15	47,711,320	2,329,552,258
16	32,904,360	2,362,456,618
17	44,139,320	2,406,595,938
18	58,596,440	2,465,192,378
19	47,143,480	2,512,335,858
20	78,230,520	2,590,566,378
21	40,217,140	2,630,783,518
22	35,592,700	2,666,376,218
23	21,792,070	2,688,168,288

(資料：延岡市上下水道局)

三 公共下水道事業の計画

「生活排水対策総合基本計画」（平成二十一年三月）に基づき、公共下水道事業として将来的に整備を行う区域を、公共下水道事業の全体計画区域として設定し、その区域から排出される下水量によって、污水管の口径や処理施設の能力を決定している。下水道整備は長期にわたるため、段階的な整備計画を策定する必要がある。全体計画のうち人口密集地域や水質保全等の必要度の高い地域について、県の同意を受け事業を実施している。

平成二十三年（二〇一一）度末現在の下水道整備実面積は、一九三九ヘクタールであるが、全体計画面積及び事業計画面積に対する整備率は、それぞれ七三・四パーセント、九一・一パーセントとなっている。

現在の污水管整備工事は、県から事業計画の同意を得ている地域（主に岡富古川、及び多々良土地区画整理事業地区内と稲葉崎処理分区）で実施している。事業地の拡大については、下水道事業を取り巻く厳しい社会情勢や財政状況から、費用対効果を検証しながら効率的な污水整備を図ることとしている。

今後、污水処理施設の未整備地区については、「生活排水対策総合基本計画」に基づき、地域の实情に応じた污水処理対策を講じる必要がある。また、妙田下水処理場等の污水処理施設については、老朽化した施設が多数あることから、長寿命化計画に基づいた計画的な施設の改築・更新を講じ、併せて耐震化や津波対策を図る必要がある。

さらに、供用開始が行われ、污水処理施設への接続が可能となった家庭に対しては、下水道事業への理解を得ながら接続の促進を図り、公共用水域の水質改善、居住環境の改善・向上を進める必要がある。



一ヶ岡下水処理場

表 下水道事業計画概要

区 分	全体計画	事業計画 (法改正により)	平成23年度末の 状況
目 標 年 次	平成 42 年	平成 27 年	
計画区域面積	(A) 2,735 ha	(B) 2,171 ha	(C) 1,939 ha
行政区域人口	(D) 105,000 人	(E) 125,000 人	(F) 131,868 人
処理区域人口	(G) 96,000 人	(H) 99,590 人	(I) 95,695 人
人口普及率	(G/D) 91.4 %	(H/E) 79.7 %	(I/F) 72.6 %
水 洗 化 率	-	-	89.4 %
整 備 率	-	(C/A) 70.9 %	(C/B) 89.3 %
ポ ン プ 場	12 カ所	12 カ所	10 カ所
処 理 場	4 カ所	4 カ所	4 カ所

平成24年3月31日現在
(注) 外国人人口は除く

(資料：延岡市上下水道局)

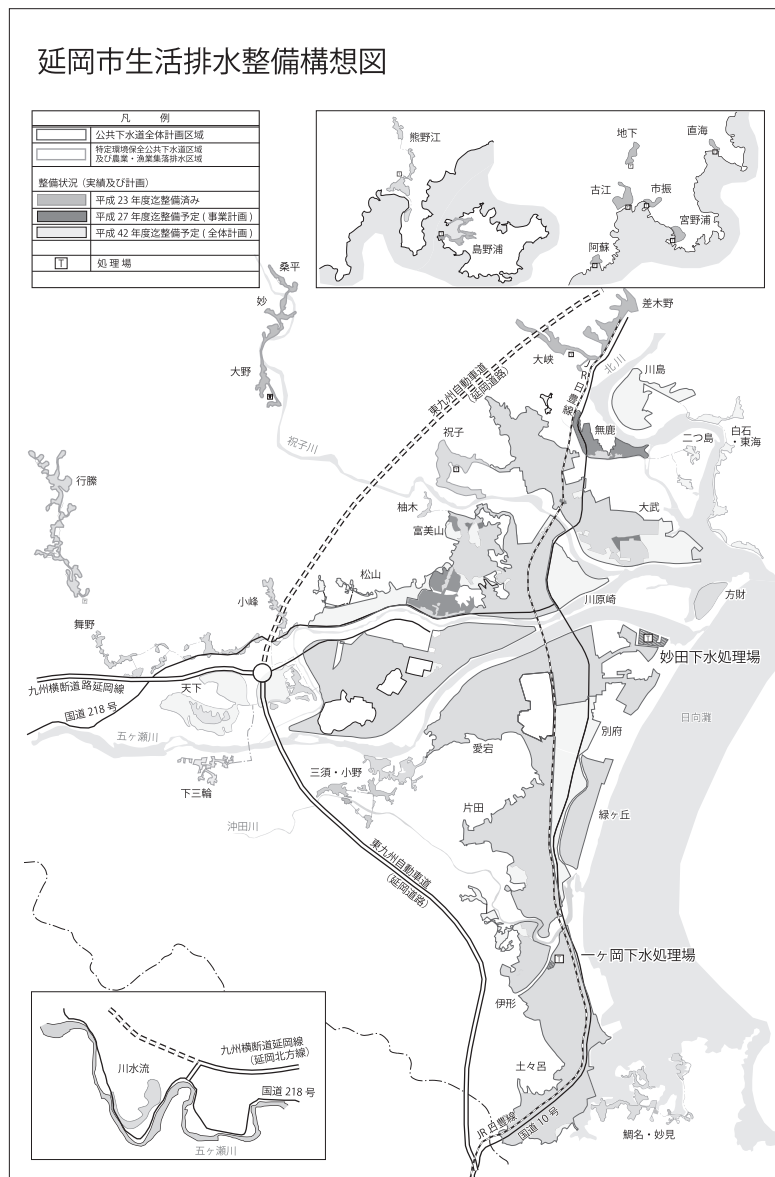
また、近年、台風の大規模化や局地的な集中豪雨の多発、山林の荒廃、農地の宅地化等から、雨水の流出量が増え、公共下水道事業区域内の浸水被害が増加傾向であり、雨水対策を図る必要がある。

下水道事業計画概要は、下記の表のとおりである。

また、延岡市生活排水整備構想図は、次頁の図のとおりである。

第4章 下水道事業

延岡市生活排水整備構想図



（資料：延岡市上下水道局）

第三節 集落排水事業

集落排水事業は、農業用排水や漁港・漁場の水質保全、農漁村集落の生活環境の改善を図ることにより、生産性の高い農業及び漁業の実現と活力のある明るい農漁村社会の形成を目的とした事業である。近年、家庭から排出される生活雑排水等の増加により、農業用排水路や漁港・漁場の水の汚れが進み、さらには汚水の滞留によって生活環境、周辺地域の水質への悪影響が指摘されたことから、対策として集落排水事業の整備が不可欠として事業に着手し、平成二十一年（二〇〇九）度までに集落排水事業は完了した。

なお、小峰舞野地区については、効率的な汚水処理を図るため、汚水処理施設を造らず、隣接する公共下水道区域に流末（管の最下流部）を接続する手法をとった。今後は、既存の汚水処理施設についても、公共下水道区域と隣接する場合は、汚水処理施設を廃止し、公共下水道に接続する手法を進めていくこととしている。

また、十八年（二〇〇六）度までの市町村合併により、下水道事業で所管する集落排水処理施設範囲（北浦町農業集落排水が三地区、漁業集落排水が一地区、北方町農業集落排水が一地区）が拡大した。なお、使用料は、公共下水道事業と同額にしている。

漁業集落排水事業整備実績は、下記の表1のとおりである。また、農業集落排水事業整備実績は、次の表2のとおりである。

表1 漁業集落排水事業整備実績

区分	旧延岡市管内	北浦町総合支所管内
処理区名	高浦処理区	宮野浦処理区
地区名	島浦地区	北浦町宮野浦地区
施工年度	平成7～12	昭和63～平成元
供用開始	平成11年4月1日	平成2年4月1日
事業費	1,351,287千円	353,226千円
計画汚水量	514.5 m ³ /日	286.3 m ³ /日
計画人口	1,950人	1,065人
計画戸数	469戸	323戸

（資料：延岡市上下水道局）

第4章 下水道事業

表2 農業集落排水事業整備実績

旧延岡市管内

区 分	祝子処理区	大野処理区	行勝処理区	大峽処理区	熊野江処理区	小峰舞野処理区
事業名	農業集落排水事業	農村整備モデル事業	農業集落排水緊急整備事業	農業集落排水事業	農業集落排水統合補助事業	農業集落排水事業(汚水処理施設整備交付金事業)
地区名	祝子・尾崎	大野・桑平・妙	行勝・上舞野	大峽・差木野	熊野江	小峰・高野・平田・舞野
施工年度	昭和63年～平成4年	平成4年～平成8年	平成7年～平成9年	平成10年～平成14年	平成13年～平成17年	平成16年～平成21年
供用開始	平成3年12月1日	平成8年12月1日	平成10年4月1日	平成14年4月1日	平成17年4月1日	平成22年4月1日
事業費	503,924千円	821,323千円	1,002,149千円	1,198,562千円	646,481千円	1,217,870千円
計画汚水量	297.0m ³ /日	189.0m ³ /日	127.0m ³ /日	381.0m ³ /日	203.0m ³ /日	498.0m ³ /日
計画人口	1,100人	700人	470人	1,410人	750人	2,110人
計画戸数	310戸	179戸	121戸	245戸	222戸	638戸

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市上下水道局)

北方町・北浦町総合支所管内

区 分	川水流処理区	古江処理区	市振処理区	地下処理区
事業名	農業集落排水事業	農業集落排水事業	農業集落排水事業	農業集落排水事業
地区名	北方町川水流	北浦町古江(浜中・本村・中野内)	北浦町市振	北浦町古江(地下)
施工年度	平成3年～平成7年	昭和56年～昭和63年	昭和59年～平成元年	平成4年～平成7年
供用開始	平成8年2月1日	昭和59年10月1日	平成元年4月1日	平成7年4月1日
事業費	1,025,019千円	553,258千円	486,742千円	654,000千円
計画汚水量	345.6m ³ /日	384.0m ³ /日	324.0m ³ /日	356.0m ³ /日
計画人口	1,280人	1,920人	1,210人	1,500人
計画戸数	337戸	379戸	277戸	323戸

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市上下水道局)

第四節 市設置型浄化槽事業

市設置型浄化槽事業は、農業集落排水事業地区の周辺に点在する農村集落地域において、農業集落排水事業と一体的に整備することで、周辺地域の公共用水域の水質保全と生活環境改善を図ることを目的とした事業である。

市設置型浄化槽事業は、平成十八年（二〇〇六）三月に地域再生計画の認定を受け、十八年度から汚水処理施設整備交付金事業として着手し、二十一年（二〇〇九）度に完成した。

なお、設置した合併浄化槽の維持管理は市が行うことから使用料を徴収し、使用料は公共下水道事業と同額にしている。

市設置型浄化槽事業の整備実績については、下記の表のとおりである。

表 市設置型浄化槽事業整備実績

事業名	市設置型浄化槽事業	
地区名	小峰町・高野町・平田町・舞野町・吉野町・貝の畑町・細見町・岡元町・小川町・上三輪町・中三輪町	
施工年度	平成18年～平成21年	
使用開始	平成19年1月	
事業費	73,439千円	
対象戸数	5人槽	7人槽
	37戸	47戸

（資料：延岡市上下水道局）

第五章 清掃事業

私たちは、大量生産、大量廃棄の社会経済システムの中で、物質的に大変豊かな生活を営んできた。しかし、こうした豊かな生活が、ごみ処理経費の増大や最終処分場のひっ迫などの廃棄物処理問題を引き起こしている。

この問題を解決していくためには、経済社会システムや生活スタイルを生産から流通、消費、廃棄に至るまで見直し、物の循環的な利用を促進して、潤いと安らぎのある社会・自然を次の世代に引き継ぐことが大切である。国では、平成十二年（二〇〇〇）五月、循環型社会の形成を目的とした「循環型社会形成推進基本法」を制定し、その具体的な取り組みの指針となる、様々なリサイクル法の整備を進めてきた。

延岡市においても、「第五次長期総合計画」の中で「豊かな自然と安全で快適な暮らしを守る環境づくり」を目標に掲げ、豊かな自然を守るために、環境への負荷を軽減した循環型社会の構築に取り組んでいる。この循環型社会の構築には、ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組むとともに、適正なごみ処理が必要となる。そこで、十八年（二〇〇六）四月より、ペットボトル・プラスチック製容器類の分別収集を開始した。二十一年（二〇〇九）四月からは、ごみ処理有料化を実施することに伴う、ごみの減量化等に取り組むとともに、同年四月より新清掃工場「夢の杜」の供用を開始し、適正なごみ処理を行っている。

今後、循環型社会の構築を更に進めていくためには、あらゆる場面で、市民・事業者・行政の連携が不可欠であり、

あわせて清掃施設の安全・安定的な運転管理が必要となる。そこで、二十三年（二〇一一）三月に作成した「一般廃棄物処理基本計画」においては、「市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化、資源化の推進」と「環境に配慮したごみの適正処理」の二つを基本方針に掲げ、それに基づいた様々な施策に取り組んでいる。

十五年（二〇〇三）以降における、ごみ処理の広域化の経過については、ダイオキシン類の削減対策や最終処分場の確保、ごみ処理コストの縮減に対応するために、十五年六月に県北一市六町（現在は合併により一市三町）による「ごみ処理広域化延岡・西臼杵ブロック協議会」を設立（二十一年五月解散）し、その後、延岡市・西臼杵郡衛生組合（日之影町・高千穂町・五ヶ瀬町）広域ごみ処理協定を新たに結び、現在に至っている。

第一節 ごみ処理事業

一 ごみ収集運搬・持ち込みの状況

延岡市では、家庭や事業者から排出されるごみ（一般廃棄物）を迅速かつ衛生的、また効率的に収集運搬するため、家庭系ごみについては、ステーション方式を採用し、一方、事業系ごみ（一般廃棄物）については、依頼により有料で収集運搬を行ってきた。しかし、平成十七年（二〇〇五）七月、市による事業系ごみ（一般廃棄物）の収集運搬を廃止して家庭系ごみとの差別化を行い、事業所の自己処理責任を明確にした。また、十八年（二〇〇六）四月より、旧延岡市域の家庭系ごみの収集運搬業務の一部を民間委託し、収集体制の効率化を図った。

ごみの円滑かつ適正な収集運搬の実施には、市民や事業所の協力が不可欠であり、市民には「延岡市ごみだし

第5章 清掃事業

表1 ごみの収集運搬の状況

区 分		収集主体・収集頻度			
		延岡	北方	北浦	北川
資 源 物	古 紙	新聞	直営 月2回	委託 月2回	委託 月2回
		段ボール			
		牛乳パック			
		本、雑誌、 チラシ、 紙箱類			
	古布	委託 週1回	委託 週1回	委託 週1回	
	びん				
	缶	直営 週1回	委託 週1回	委託 週1回	
	ペットボトル				
プラスチック製 容器包装					
燃やすごみ(可燃ごみ)	委託週2回	委託週2回	委託週3回	委託週2回	
燃やさないごみ(不燃ごみ)	委託 月2回	委託 週1回	委託 週1回	委託 月2回	
粗大ごみ					
臨時収集ごみ	委託(随時)				
小動物の死体	委託(随時)				

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市クリーンセンター)

表2 ごみの持ち込みの状況

区 分	事業者の区分	持ち込み時間	持ち込み方法
個人搬入	排出者	月～金 8時30分～17時	延岡市ごみだしルールブックに沿って分別し、市販の20ℓ～45ℓの透明袋に入れて排出する。古紙については、紐でしばる。
許可事業者 搬入物	許可事業者	土 8時30分～16時30分 (但し、土曜日については、12時～13時までは昼休み)	
埋立ごみ	排出者	日曜及び祝・祭日は休み	飛散流出しない方法で搬入する。
小動物の死体	飼主等		段ボール箱等に入れて搬入する。

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市クリーンセンター)

業者による収集運搬を原則としている。
 ルールブック」や「地区別ごみカレンダー」に従って、ごみ排出日や分別の徹底ができるよう周知を図っている。
 また、事業所にも市の分別基準に従って排出するよう協力を求め、その上で清掃工場へ直接搬入、もしくは許可業者による収集運搬の状況、及びごみの持ち込みの状況については、次の表1・表2のとおりである。

二 ごみ処理の状況（中間処理及び最終処分）

延岡市は、平成十八年（二〇〇六）六月より、県北地域のごみ処理に対応するため、新清掃工場の建設に取りかかり、二十一年（二〇〇九）四月から新清掃工場「夢の杜」の供用を開始し、安全で安定的な運転管理をするとともに、効率的で適正な廃棄物の処理を行っている。また、この新清掃工場は、廃棄物の処理だけでなく、廃熱利用により発電した電気や蒸気を「ヘルストピア延岡」（健康増進施設）等の周辺施設に供給するなど、エネルギーの有効利用に努めている。

ごみの最終処分については、現在、川島埋立場で行っているが、昭和五十五年（一九八〇）度の供用開始以来三〇年以上経過したことに加え、近年の台風や竜巻などの自然災害により、埋立残余容量が減少したことから、新最終処分場の建設が急務となっていた。

そこで平成十九年（二〇〇七）度に、新最終処分場の候補地の選定を行い、北方町笠下地区を候補地として決定した。処分場建設への地元同意を得て、二十年（二〇〇八）度から測量、各種調査、設計に順次取りかかり並行して用地取得にも着手、二十二年（二〇一〇）度に用地取得が完了し、二十三年（二〇一一）度に建設工事に着手、二十五年（二〇一三）度中の供用開始を予定している。

1 燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの処理

現在、延岡市が収集、または、直接搬入されたごみは、新清掃工場「夢の杜」で焼却処理及び破碎処理を行っている。焼却処理については、ごみ焼却施設で行っており、その処理能力は、一日当たり二一八トン、破碎処理

第5章 清掃事業

表2 ごみ処理関係施設の概要

(1) ごみ焼却施設

名称	延岡市清掃工場-夢の杜-
所在地	延岡市長浜町3丁目1954-3
所管	延岡市
処理能力	218t/日 (109t/日×2炉)
稼動開始	平成21年4月
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
建築面積	3,431.84㎡(工場棟のみ)
建設費	6,090,000千円(本体工事)

(2) 粗大ごみ処理施設

名称	延岡市粗大ごみ処理施設
所在地	延岡市長浜町3丁目1954-3
所管	延岡市
処理能力	せん断プレス：4t/5h 破砕機：40t/5h
稼動開始	昭和60年4月
処理方式	破砕、選別
建築面積	665.50㎡
建設費	313,221千円

(3) 最終処分場

名称	延岡市川島埋立場
所在地	延岡市川島町1244番地1
所管	延岡市
総面積	110,000㎡
埋立地面積	76,000㎡
埋立容量	644,500㎡
残余容量	39,228㎡(平成24年3月現在)
供用開始	昭和55年5月
埋立方式	管理型(サンドイッチ方式、セル方式併用)
浸出水の処理	回転円板、凝集沈殿、ろ過、活性炭吸着
建築費	905,348千円

平成24年4月1日現在 (資料：延岡市クリーンセンター)

については、粗大ごみ処理施設にて五時間で四〇トンとなっている。
 なお、燃やさないごみについては、粗大ごみ処理施設において資源物となる金属類を回収した後、破砕処理を行い、選別した金属類・可燃物・不燃物のうち、金属類は資源化を行い再度回収し、可燃物は新清掃工場で焼却処理し、残った不燃物は最終処分場で埋め立て処分をしている。埋め立てごみについては、粗大ごみ処理施設へ搬入し、ストックヤード(埋め立てごみの貯蔵場)に保管後、最終処分場で埋め立て処分している。
 ごみ処理関係施設の概要は、次の表のとおりである。

2 資源物の処理

資源物については、平成八年（一九九六）度の古紙の回収を手始めに回収品目の拡充を図り、現在、古紙（新聞・雑誌・段ボール等）、古布、びん、缶を第三セクターのリサイクルプラザ「ゲン丸館」で中間処理し資源化している。十八年（二〇〇六）四月より、分別品目に追加したペットボトル・プラスチック製容器類、及び二十一年（二〇〇九）四月より実施したプラスチック製包装については、民間委託業者の「一般廃棄物中間処理施設リサイクルセンター」で中間処理し資源化している。資源物の中間処理施設の概要は、次の表のとおりである。



リサイクルプラザ「ゲン丸館」

表 資源物の中間処理施設の概要

(1) リサイクルプラザ ゲン丸館

名称	延岡市リサイクルプラザ ゲン丸館
所在地	延岡市長浜町3丁目1954-3
所管	延岡市
処理能力	古紙・布（選別・圧縮）：19t/5h 缶類（選別・圧縮）：4.5t/5h びん類（選別）：6.5t/5h
稼働開始	平成8年12月
処理方式	選別、圧縮
建築面積	1,001.99 m ²
ストックヤード	処理前：びん・缶：342 m ² 処理後：びん・缶：95 m ² 古紙・布：172 m ²
建設費	508,953千円

(2) 一般廃棄物中間処理施設リサイクルセンター

名称	一般廃棄物中間処理施設リサイクルセンター
所在地	延岡市小野町4138-1
所管	民間事業者
処理能力	ペットボトル：0.3t/1h プラスチック製容器包装：0.5t/1h
稼働開始	平成18年4月
処理方式	破袋、手選別、圧縮・梱包
建築面積	1,395.00 m ²
ストックヤード	ペットボトル：300 m ² プラスチック製容器包装：300 m ²

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市クリーンセンター)

3 ごみの排出量

延岡市の燃やすごみ・燃やさないごみの排出量は、平成十七年（二〇〇五）度の約六万八〇〇〇トン（ピークに、十八年（二〇〇六）度以降は、資源物の分別拡充等により微減状態であったが、二十一年（二〇〇九）度はごみ処理有料化実施により、約四万一〇〇〇トンと大幅に減少した。

資源物量は、十七年度まで、ほぼ横ばいで推移していたが、十八年度は、ペットボトル・プラスチック製容器類を分別品目に追加したことにより、前年度と比較して約三〇パーセント増の約五四〇〇〇トンとなった。さらに、二十一年度は、ごみ処理有料化の実施とプラスチック製包装の分別品目の追加により、約六三〇〇トン増加した。なお、「一般廃棄物処理基本計画」に定める二十七年（二〇一五）度の数値目標については、「燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみ」の排出量は、二十年（二〇〇八）度比二〇パーセント減の四万四九二四トン、「資源物」は、二十年度比二五パーセント増の六三〇七トンとしている。

延岡市における、ごみの排出状況、中間処理及び最終処分のごみ処理の状況については、次の表1・表2・表3のとおりである。

表1 ごみの排出状況

(単位：t)

区分		年度										
		平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
燃やすごみ	延岡市	36,298	36,416	36,840	33,842	28,541	28,202	28,949	21,539	22,552	22,562	
	北方町	761	850	897	1,060	624	659	691	443	479	488	
	北浦町	362	1,060	1,077	1,134	939	946	955	675	669	672	
	北川町	1,144	979	1,213	974	898	671	678	463	477	490	
	許可業者、他	9,118	9,647	9,503	12,017	12,046	12,467	12,742	11,544	11,623	11,934	
	直接持込	2,443	2,308	2,805	4,915	4,149	3,470	2,503	4,356	5,297	5,180	
	小計	50,126	51,260	52,335	53,942	47,197	46,415	46,518	39,020	41,097	41,326	
	延岡市	3,274	3,126	3,369	5,618	2,870	2,011	2,391	1,047	1,373	1,552	
燃やさない(ごみ)	北方町	107	117	125	141	53	61	77	25	34	34	
	北浦町	71	124	105	121	55	57	43	27	39	41	
	北川町	82	96	147	77	85	37	55	35	36	36	
	許可業者	786	845	773	485	476	405	379	369	338	385	
	直接持込	2,797	2,702	3,044	4,743	5,149	4,187	5,119	656	828	928	
	土砂がれき・その他	3,125	3,923	3,272	2,732	1,356	1,763	1,573	39	12	76	
	小計	10,242	10,933	10,835	13,917	10,044	8,521	9,637	2,198	2,660	3,052	
	合計	60,368	62,193	63,170	67,859	57,241	54,936	56,155	41,218	43,757	44,378	
資源物	延岡市	古紙類	1,437	1,406	1,337	1,148	1,915	1,825	1,693	2,203	2,163	1,949
	びん類・缶類	555	544	476	449	610	526	515	722	665	665	
	ペット・プラ	-	-	-	-	368	362	357	807	843	818	
	小計	1,992	1,950	1,813	1,597	2,893	2,713	2,565	3,732	3,671	3,432	
	北方町	古紙類	107	100	104	110	88	84	86	91	87	
	びん類・缶類	52	51	46	47	39	36	36	29	30	27	
	ペット・プラ	-	-	-	-	17	11	10	18	17	16	
	小計	159	151	150	157	144	131	132	133	138	130	
	北浦町	古紙類	94	102	99	99	71	59	87	88	80	74
	びん類・缶類	41	54	41	35	42	37	35	23	18	16	
	ペット・プラ	-	-	-	-	12	13	13	15	10	9	
	小計	135	156	140	134	125	109	135	126	108	99	
	北川町	古紙類	102	101	100	105	125	108	108	103	101	90
	びん類・缶類	47	45	42	41	42	33	31	28	28	27	
	ペット・プラ	-	-	-	-	1	9	9	23	23	21	
	小計	149	146	142	146	168	150	148	154	152	138	
	許可業者	古紙類	13	15	14	114	142	101	80	50	47	30
	びん類・缶類	512	500	489	470	460	396	329	275	285	248	
	ペット・プラ	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	
	食物残渣、他	723	756	599	609	515	866	712	885	793	753	
	小計	1,248	1,271	1,102	1,193	1,117	1,363	1,121	1,215	1,128	1,033	
	直接持込	古紙類	930	964	849	791	617	570	589	758	724	683
	びん類・缶類	189	165	140	86	308	333	342	74	65	83	
	非鉄金属	-	-	-	-	-	-	-	111	147	142	
ペット・プラ	-	-	-	-	-	-	-	33	25	25		
オフィス古紙	17	18	14	18	16	13	14	12	12	12		
剪定枝	217	20	85	-	-	-	-	-	-	-		
小計	1,353	1,167	1,088	895	941	916	945	988	973	945		
合計	5,036	4,841	4,435	4,122	5,388	5,382	5,046	6,348	6,170	5,777		
排出量総計	65,404	67,034	67,605	71,981	62,629	60,318	61,201	47,566	49,927	50,155		

(資料：延岡市クリーンセンター)

第5章 清掃事業

表2 ごみ処理の状況(中間処理)

(単位:t)

区分		年度										
		平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
焼却施設	延岡市清掃工場	54,259	58,988	60,600	62,876	53,053	53,701	54,472	43,730	46,094	46,497	
	直接搬入可燃	51,466	55,800	56,749	57,880	51,153	50,704	50,752	43,273	45,341	45,630	
	延岡市	36,209	36,275	36,707	33,157	28,400	28,202	28,949	21,539	22,552	22,562	
	北方町	761	850	897	1,060	624	659	691	443	479	488	
	北浦町	362	1,060	1,077	1,134	939	946	955	675	669	672	
	北川町	1,144	979	1,213	974	898	671	678	463	477	490	
	西臼杵	1,429	4,681	4,547	4,623	4,428	4,289	4,234	4,253	4,244	4,304	
	直接搬入	2,443	2,308	2,805	4,915	3,818	3,470	2,503	4,356	5,297	5,180	
	許可業者、他	9,118	9,647	9,503	12,017	12,046	12,467	12,742	11,544	11,623	11,934	
	施設処理後可燃残渣	2,793	3,188	3,851	4,996	1,900	2,997	3,720	457	753	867	
	粗大ごみ処理施設	1,580	1,403	2,196	3,412	1,313	2,997	3,720	457	574	704	
	下水衛生センター(汚泥)	1,213	1,785	1,655	1,584	587	-	-	-	-	-	
	資源化施設	-	-	-	-	-	-	-	-	179	163	
	資源回収(焼却後金属)	-	-	-	-	-	-	-	73	70	-	
粗大ごみ処理施設	延岡市粗大ごみ処理施設	6,999	6,859	7,411	8,495	6,574	6,701	7,985	2,157	2,648	2,683	
	延岡市	3,064	2,941	3,193	2,899	2,213	1,954	2,312	1,045	1,373	1,552	
	北方町	107	117	125	141	53	61	77	25	34	34	
	北浦町	71	124	105	121	55	57	43	27	39	41	
	北川町	82	96	147	77	85	37	55	35	36	36	
	西臼杵	92	34	24	29	25	-	-	-	-	-	
	直接搬入	2,797	2,702	3,044	4,743	3,667	4,187	5,119	656	828	635	
	許可業者	786	845	773	485	476	405	379	369	338	385	
	資源回収	1,626	1,505	1,488	1,391	1,129	945	1,130	709	700	827	
	破碎前金属	104	117	112	84	126	111	219	252	223	273	
	破碎後金属	1,522	1,388	1,376	1,307	1,003	834	911	457	477	554	
	延岡市リサイクルプラザゲン九館	4,150	4,047	3,737	3,495	4,459	4,108	3,931	4,550	4,444	4,121	
	資源化施設	古紙類	2,683	2,688	2,503	2,367	2,958	2,747	2,643	3,288	3,206	2,913
		延岡市	1,437	1,406	1,337	1,148	1,915	1,825	1,693	2,203	2,163	1,949
北方町		107	100	104	110	88	84	86	86	91	87	
北浦町		94	102	99	99	71	59	108	88	80	74	
北川町		102	101	100	105	125	108	87	103	101	90	
直接搬入		930	964	849	791	617	570	589	758	724	683	
許可業者		13	15	14	114	142	101	80	50	47	30	
びん類・缶類		1,467	1,359	1,234	1,128	1,501	1,361	1,288	1,151	1,091	1,066	
延岡市		555	544	476	449	610	526	515	722	665	665	
北方町		52	51	46	47	39	36	36	29	30	27	
北浦町		41	54	41	35	42	37	35	23	18	16	
北川町		47	45	42	41	42	33	31	28	28	27	
西臼杵		71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
直接搬入		189	165	140	86	308	333	342	74	65	83	
許可業者	512	500	489	470	460	396	329	275	285	248		
非鉄金属	-	-	-	-	-	-	-	111	147	142		
資源回収	3,793	3,797	3,580	3,346	4,243	3,990	3,511	4,632	4,278	3,915		
古紙類	2,615	2,729	2,624	2,441	3,008	2,799	2,461	3,409	3,189	2,813		
びん類・缶類	1,132	999	898	840	1,129	1,086	913	1,114	966	982		
非鉄金属	46	69	58	65	106	105	137	109	123	120		
一般廃棄物中間処理施設 リサイクルセンター	-	-	-	-	398	437	434	945	965	933		
ペット・ブラ	-	-	-	-	398	437	434	945	965	933		
延岡市	-	-	-	-	368	362	357	807	843	818		
北方町	-	-	-	-	17	11	10	18	17	16		
北浦町	-	-	-	-	12	13	13	15	10	9		
北川町	-	-	-	-	1	9	9	23	23	21		
西臼杵	-	-	-	-	-	42	45	44	44	42		
直接搬入	-	-	-	-	-	-	-	33	25	25		
許可業者	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2		
資源回収(ペット・ブラ)	-	-	-	-	356	383	372	749	790	786		

(注1)ゲン九館に搬入している非鉄金属の平成14年度から平成20年度までの実績については、(資料:延岡市クリーンセンター)びん類・缶類の直接搬入分に合算して計上している。

(注2)平成22年度のゲン九館への搬入量及び資源回収量には、ゲン九館故障による別処理分も含む。

表3 ごみ処理の状況（最終処分）

（単位：t）

区分 年度	可燃性 ごみ	不燃性 ごみ	破 碎 不燃物	土 砂 ガレキ	焼却灰	ゲン丸館 残 渣	合 計
平成 14	89	210	3,793	3,125	4,548	180	11,945
15	141	185	3,951	3,923	4,873	167	13,240
16	133	176	3,727	3,272	5,183	148	12,639
17	685	2,513	3,888	2,732	5,483	124	15,425
18	－	2,073	4,132	1,356	3,955	146	11,662
19	－	57	1,058	1,755	3,024	109	6,003
20	－	79	643	1,573	2,528	88	4,911
21	－	2	376	39	2,459	87	2,963
22	－	－	1,269	12	2,294	68	3,643
23	－	－	1,487	76	2,492	61	4,116

（資料：延岡市クリーンセンター）



粗大ごみ処理施設

三 ごみ処理有料化とリサイクルの推進

1 ごみ処理有料化の状況

平成二十年（二〇〇八）「延岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正により、二十一年（二〇〇九）四月より、ごみ減量を目的とするごみ処理有料化を開始し、ごみの排出量に応じた処理費用負担の公平性を確保している。ごみ処理手数料の内容は、下記の表のとおりである。

2 リサイクルの推進状況

延岡市では、日常生活にともなって排出される一般廃棄物の資源再利用を促進し、貴重な資源を有効に活用するため、資源物の分別品目を拡充するとともに、再利用（リサイクル）などの取り組みを推進している。また、平成二十四年（二〇一二）七月から、古布の分別収集品目を拡充し、より一層のリサイクルの推進を図っている。

(1) 資源再利用奨励補助事業

古紙類・金属類等の有価物を回収した団体に対して奨励金を交付する事業を、昭和五十六年（一九八一）四月から行っている。補助金の対象は、家庭から排出される有価物を回収業者に売却した、市内の自治会・高齢者クラブ・親子会などに対し、各資源回収品目・量に応じて算出した額を交付している。

平成二十三年（二〇一一）度の補助金交付額は約四〇〇万円となっており、同年度三月末現在での参加団体数は、三四六団体となっている。

表 ごみ処理手数料の内容

区 分		内 容
家庭系	収集	指定ごみ袋大 (40ℓ) 1枚 40円 指定ごみ袋中 (20ℓ) 1枚 20円 指定ごみ袋小 (10ℓ) 1枚 10円
		粗大ごみ 粗大ごみ処理 手数料納付券 1枚 300円
直接持込(事業系含む)		搬入手数料 50kgごとに 200円

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市クリーンセンター)

資源再利用奨励補助事業の回収及び補助金の実績については、下記の表1のとおりである。

(2) 生ごみ処理機等購入費補助事業

家庭から排出される生ごみの減量を促進するため、四年（一九九二）九月より、生ごみ処理機等を活用し、生ごみを堆肥化する市民に対し、生ごみ処理等の購入費の一部を補助している。

生ごみ処理機等購入費補助事業の実績は、表2のとおりである。

(3) オフィス町内会事業

六年（一九九四）度に、オフィスから出るOA古紙の減量を図るため、延岡市内の官公庁・金融機関・民間の事業所が集まり「延岡オフィス町内会」を結成した。七年（一九九五）四月より、使用済みコンピューター用紙、コピー用紙等のOA古紙を、トイレトペーパー「おかえりなさい」に再生することにより、ごみの減量化を図っている。

オフィス町内会事業の実績は表3のとおりである。

表1 資源再利用奨励補助事業の回収及び補助金の実績

年度	区分	古紙類 (kg)	繊維類 (kg)	金属類 (kg)	小計 (kg)	ケース類 (個)	空き瓶 (本)	補助金 (円)
平成14年		864,000	3,000	80,000	947,000	1,932	193,000	4,459,500
15		948,000	3,000	80,000	1,031,000	1,566	164,000	5,273,600
16		988,000	4,000	82,000	1,074,000	1,689	149,000	6,124,100
17		903,609	2,556	53,640	959,805	1,392	172,555	4,796,500
18		916,838	1,400	31,625	949,863	1,225	152,469	4,992,200
19		904,942	692	34,405	940,038	867	129,543	5,202,300
20		895,662	231	47,204	943,097	993	119,996	4,675,000
21		1,024,107	154	69,178	1,093,438	850	97,901	5,098,000
22		808,010	40	64,098	872,147	857	95,639	3,984,500
23		823,624	121	7,533	831,278	759	83,600	3,921,300

(注) 整数以下四捨五入

(資料：延岡市クリーンセンター)

表2 生ごみ処理機等購入費補助事業の実績

(単位：基)

年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
交付基数	33	42	31	14	28	6	26	491	101	24

(資料：延岡市クリーンセンター)

表3 オフィス町内会事業の実績

(単位：t)

年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
古紙処理量	17	18	14	18	16	13	14	12	12	12

(資料：延岡市クリーンセンター)

第二節 し尿処理事業

表1 し尿処理施設の概要

名称	延岡市衛生センター
所在地	延岡市東浜砂町1496
所管	延岡市
敷地面積	5,800㎡
処理能力	し尿:68kl/日 浄化槽汚泥:97kl/日
稼動開始	平成3年4月
処理方式	一次処理 (嫌気性消化) 二次処理以降 (下水道投入)
脱臭処理方式	高中濃度臭気 (燃焼脱臭:清掃工場) 低濃度臭気 (イオン交換樹脂 吸着脱臭)

平成24年4月1日現在

(資料:延岡市クリーンセンター)

延岡市のし尿処理状況は、下水道の普及等により、し尿処理対象世帯が年々減少し、平成二十四年(二〇二二)三月三十一日現在、収集世帯数が二八四三世帯、処理量が四四六三キロリットルである。し尿収集運搬業務については民間に業務を委託し、衛生的かつ迅速な収集運搬に効率的に取り組んでいる。収集した後のし尿は、延岡市衛生センターにおいて、浄化槽汚泥と合わせて適切な処理を行っている。また、延岡市と北方町・北浦町・北川町との合併後、旧延岡市と旧三町とで異なっていたし尿処理手数料を、二十四年七月一日より統一した。

し尿処理施設の概要、及びし尿収集状況は、次の表1・表2のとおりである。

表2 し尿収集状況

区分	年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
収集世帯(世帯)		4,240	3,941	3,473	3,727	3,836	3,713	3,502	3,283	3,417	2,843
年間収集量(kl)		7,900	7,634	7,060	6,943	6,777	6,403	5,526	4,950	4,643	4,463
1日平均収集量(kl)		32	31	29	28	28	26	23	20	19	18
稼動日数(日)		244	246	243	244	245	245	243	243	243	244

(注)平成17年度実績から北方町・北浦町(平成18年2月20日合併)、(資料:延岡市クリーンセンター)平成18年度実績から北川町(平成19年3月31日合併)を含む。

第六章 環境保全

今や環境問題は地球規模で広がっており、経済・産業活動の拡大や人口増大などの要因から、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、野生生物種とその生息環境の減少、廃棄物の増加、新たな有害物質の出現などが懸念され、国際的にもその対策は急務とされている。

その対策の一つに、地球温暖化問題に対応するため、平成九年（一九九七）に採択された京都議定書（二〇〇五年に発効）があげられる。日本は、温室効果ガス（二酸化炭素・メタン・フロン類・亜酸化窒素など）の排出量について、二十年（二〇〇八）から二十四年（二〇一二）までの五年間、一九九〇年比で六パーセント削減の数値目標を目指している。

また、国は多様化する環境問題に対応するため、環境保全を図る政策や対応策の一つとして、環境基本計画などを各自治体に示してきた。現在、二十四年に定めた第四次環境基本計画に基づいて、各自治体においても環境対策が講じられている。この計画の中には、二十三年（二〇一一）三月十一日の巨大地震・巨大津波による東日本大震災が発生した、約二二六〇万トン（推計）にも及ぶ、がれき等の廃棄物の適正迅速な処理、さらに、福島第一原発の事故による放射性物質の除去についても、今後の課題と対策が述べられている。

延岡市では十一年（一九九九）三月に「延岡市環境基本条例」を定め、十三年（二〇〇一）には「延岡市環境

基本計画」を策定した。その後、十六年（二〇〇四）三月に認証取得したISO14001（国際標準化機構が発行する規格で、環境改善のための管理と手順、手法を標準化したもの）の仕組みを活用しながら、環境に配慮した自治体を目指し、市民・事業者・関係機関等と協力して、これまでに様々な施策を推進してきた。

そして、深刻化する地球温暖化の防止や生物多様性の維持（野生動植物種の減少抑制等）など、環境保全の取り組みをなお一層推進するために、「第二次延岡市環境基本計画」を二十三年三月に策定した。この計画では、本市が目指す環境像を「自然が創る豊かなまちを未来につなぐ環境都市のべおか」として掲げ、市が取り組むべき施策の内容や市民・事業者が環境に配慮すべき指針を示している。

十五年（二〇〇三）度以降における、環境行政（公害は後述）の主な歩みは、次のとおりである。

平成 十六年 三月 環境マネジメントシステム「ISO14001」の認証取得

四月 水質汚濁に係る環境基準における、公共用水域が該当する水質類型の改正（五ヶ瀬川

下流等がB類型から、水質の良いA類型に変更された）

十七年 四月 延岡市公共工事環境配慮指針及び延岡市グリーン購入指針の策定

二十年 三月 「第二次延岡市生活排水対策総合基本計画」の策定

二十三年 三月 「第二次延岡市環境基本計画」を策定。同時に「第二次延岡市環境基本計画自然環境

調査報告書」及び同調査のデータ集を発刊

七月 「ハマボウサミット」を開催（9日 カルチャープラザのべおか）

二十四年 四月 「延岡市環境保全率先実行計画（第4版）」を策定

九月 「北川湿原観察会」を家田湿原周辺で開催

第一節 自然環境の保全

一 生物の生息状況の把握及び保護・啓発

延岡市は、祖母傾山系の山々と東部のリアス式海岸、その間に広がる砂浜、五ヶ瀬川をはじめとする河川が造った平野部から成り立っている。このような豊かな自然環境の中で、多くの動植物が生息・生育し、里山や海、河川周辺では希少な生物も見付けることができる。

市では、これらの動植物の生息・生育環境を把握し、適切な自然環境の保全に活用するため、平成十一年（一九九九）度、旧延岡市内に生息・生育する動植物の調査を実施し報告書にまとめた。さらに、十八年（二〇〇六）から二十二年（二〇一〇）度まで、合併後の新延岡市で新たな調査をして報告書にまとめた。その調査の結果は「延岡市環境基本計画自然環境調査報告書」にまとめ、データを電子化して公表している。

また、公共工事等により動植物の生息地が破壊されるのを防ぐため、「延岡市公共工事環境配慮指針」を策定しており、二十四年（二〇一二）三月には、一市三町の合併後の新しい調査を基に「希少動植物生息区域図」を作成し反映させている。

このように、市では市民に対して適確な情報を提供するとともに、豊かな自然環境の体験や保全について、学習の場や機会を設け、また、市民団体等の活動についても支援している。二十三年（二〇一一）七月には、「ハマボウサミット」を市民グループと共同で開催、希少なハマボウ植物群などの観察会や講演会などを実施した。

二十四年九月には、北川町の湿原を巡る「北川湿原（家田湿原・川坂湿原）観察会」を、「家田川の自然を守る会」及び「川坂川を守る会」と共同で開催した。一方、市内の小学生を対象に水辺環境に親しむための環境学習会を開催するなど、環境教育の面にも力を入れている。

第二節 公害防止と生活環境の保全

国は、これまで公害に対する世論や住民運動の高まりを背景に、国民の生活環境を保全するために、公害規制の法案（昭和四十二年に制定し平成五年に廃止した公害対策基本法、平成五年制定の環境基本法など）を立法してきた。しかし、企業の多様な生産活動や大きな自然災害によって、新たな公害・環境問題も生じており、それに対応する環境政策と生活様式等の見直しの必要性が出てきている。とりわけ、東日本大震災に

よるがれきの処理問題や原発事故による放射性物質汚染問題の解決は、喫緊の課題である。

宮崎県では、昭和四十四年（一九六九）に「宮崎県公害防止条例」を制定し、四十六年（一九七二）には、宮崎県及び延岡市と旭化成㈱との間で公害防止協定を結び、情勢の変化により、その都度改定してきた。

延岡市では、公害問題に的確に対応するため、五十八年（一九八三）に「延岡市生活環境保護条例」を制定し、公害防止対策の強化を図った。公害防止協定は旭化成のみならず、市内の各種製造業者等とも協定を結んでいる。



北川湿原(家田湿原・川坂湿原) 観察会

- 平成十五年（二〇〇三）以降、一〇年間の本市における公害防止協定の状況等は、次のとおりである。
- | | | | |
|---|---------------------------------|-------------|----|
| ① | 旭有機材工業(株)との公害防止に関する協定の改定 | 平成十五年（二〇〇三） | 二月 |
| ② | 旭化成(株)の分社化に伴う、各社との公害防止に関する協定を締結 | 同 年 | 十月 |
| ③ | (有)オイルリサイクルとの公害防止に関する協定の改定 | 同 年 | 十月 |
| ④ | 旭食材(株)と公害防止に関する協定を締結 | 十七年（二〇〇五） | 六月 |
| ⑤ | 旭化成(株)との公害防止に関する協定の一部改正 | 十八年（二〇〇六） | 四月 |
| ⑥ | 小倉屋昆布食品(株)と公害防止に関する協定を締結 | 同 年 | 四月 |
| ⑦ | A・Kメンブレン製造(株)と公害防止に関する協定を締結 | 十九年（二〇〇七） | 三月 |
| ⑧ | 佐藤焼酎製造場(株)と公害防止に関する協定を締結 | 二十年（二〇〇八） | 六月 |
| ⑨ | 威徳工業(株)と公害防止に関する協定を締結 | 同 年 | 十月 |
- 公害苦情件数の推移や内訳、苦情発生源の用途地域別件数は、表1・表2・表3のとおりである。

第6章 環境保全

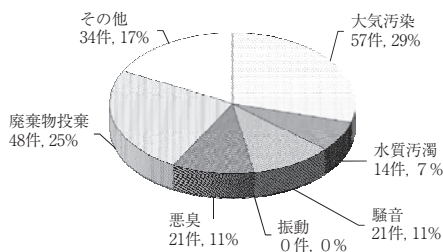
表1 公害苦情件数の推移

(単位：件)

区分	年度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23
大気汚染		10	18	28	17	21	46	75	71	57
水質汚濁		4	4	1	4	9	16	22	24	14
騒音		6	12	17	31	22	17	26	23	21
振動		2	2	1	3	1	1	3	1	0
悪臭		7	12	26	17	19	27	34	39	21
廃棄物投棄		20	30	36	56	39	29	86	77	48
その他		5	4	7	7	19	14	24	13	34
合計		54	82	116	135	130	150	270	248	195

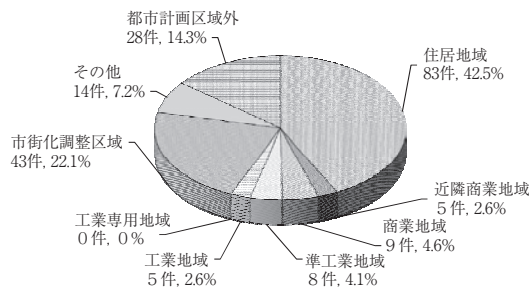
(資料：延岡市生活環境課)

表2 公害苦情の内訳（平成23年度）



(資料：延岡市生活環境課)

表3 公害苦情発生源の用途地域別件数（平成23年度）



(資料：延岡市生活環境課)

一 大気環境の保全

1 大気汚染

大気汚染に関する規制は、昭和四十三年（一九六八）に制定された「大気汚染防止法」に基づき知事の権限になっており、規制の対象となる工場・事業場の規制や大気の測定は県が行っている。

延岡市内の大気汚染の現状については、主な汚染物質である SO_2 （二酸化硫黄）、 NO_2 （二酸化窒素）などは、全ての測定局で環境基準を満たしており良好な状態が続いているが、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダント（窒素酸化物や揮発性有機化合物などが紫外線を受けて生成されるオゾンなどの酸化性物質の総称）は、環境基準を満たしていない。光化学オキシダントについては、県と連携して情報収集や市内各地点における常時測定と監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令時には、市民へ迅速な情報提供を行い、健康被害の防止に努めている。

また、ダイオキシン類の大気の汚染状況については、平成十二年（二〇〇〇）度から延岡市庁舎屋上などで調査を行っているが、経年的にいずれも環境基準を満たしており良好な状態を保っている。

さらに、地球規模で進行するオゾン層破壊や酸性雨問題の解決に貢献するため、フロン回収破壊法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づいて、フロン類などのオゾン層破壊物質の適正処理についての普及啓発の推進や、酸性雨に対するモニタリングを継続して行っている。

現在、自動車台数の増加に伴う、自動車排出ガスによる大気汚染が懸念されている。そのため、市では自動車の排出ガス対策として、鉄道やバス等の公共交通機関や自転車の利用促進、エコドライブの普及推進、低公害車の

第6章 環境保全

表 延岡市内大気汚染の環境基準による達成状況 (単位：日)

測定項目	評価項目	年度	測定局				
			延岡商業高校	旭中学校	延岡保健所	延岡青朋高校	新延岡自排局
SO ₂	短期的評価	21	0	0	0	0	0
		22	0	0	0	0	0
		23	0	0	0	0	0
	長期的評価	21	○	○	○	○	○
		22	○	○	○	○	○
		23	○	○	○	○	○
NO ₂	長期的評価	21	○	○	○	○	○
		22	○	○	○	○	○
		23	○	○	○	○	○
SPM	短期的評価	21	-	-	1	1	1
		22	-	-	0	0	0
		23	-	-	1	0	2
	長期的評価	21	-	-	○	○	○
		22	-	-	○	○	○
		23	-	-	○	○	○
Ox	短期的評価	21	109	91	91	-	-
		22	53	43	22	-	-
		23	57	8	29	-	-
CO	短期的評価	21	-	-	-	-	0
		22	-	-	-	-	0
		23	-	-	-	-	0
	長期的評価	21	-	-	-	-	○
		22	-	-	-	-	○
		23	-	-	-	-	○

(注1) 短期的評価については環境基準を満足しなかった日数 (資料：宮崎県)

長期的評価については ○：環境基準適合 ×：環境基準不適合

(注2) 新延岡自排局は、新延岡自動車排出ガス測定局のこと (出北設置)

導入促進を図っている。延岡市における大気汚染の環境基準による達成状況は、次の表のとおりである。

2 騒音・振動

騒音や振動については、それぞれ騒音規制法（昭和四十三年）と振動規制法（昭和五十一年）で規制されており、延岡市では「延岡市生活環境保護条例」（昭和五十八年）でそれらを規制し、市民の良好な生活環境を確保するように努めている。

延岡市における騒音・振動についての苦情は、騒音を中心に発生しているが、その主な発生源は、製造事業所や建築・土木工事現場、商店、飲食店、家庭などである。市では具体的な取り組みとして、地域ごとの利用実態に応じて、騒音・振動に関する適正な区域指定を行い、工場・事業場からの騒音・振動や深夜営業店におけるカラオケや音響機器からの騒音を抑制するために、必要に応じて適切な防音・防振対策の実施を指導している。

また、自動車騒音対策については、国や県と連携して、低騒音舗装や緑地帯の設置などの道路対策を促進するようにしている。今後、高速自動車網の広がりにより、新たな騒音苦情も予想され、情報収集等に努める必要がある。

近隣騒音については、市民に対して周辺の住民に迷惑となるような騒音（冷暖房機・ペット・楽器等の大きな音）を出さないよう、マナー向上のための普及啓発にも力を入れている。

発生源別の騒音苦情の経年変化および振動苦情の経年変化は、次の表1・表2のとおりである。

3 悪臭
 平成二十三年(二〇二一)度の悪臭苦情件数は二一件で、製造事業所および畜産業などからの悪臭による苦情が多い。市では悪臭防止法(昭和四十六年)や延岡市生活環境保護条例に基づき、工場・事業場から出る悪臭物質の発生の防止に努めている。

表1 騒音苦情の経年変化 (単位: 件)

年度 \ 発生源	製造事業所	建築・土木工事	家庭生活	商店・飲食店	交通・運輸機関	その他	計
平成18	12	6	2	3	1	7	31
19	2	14	2	1	2	1	22
20	2	8	0	3	2	2	17
21	5	6	6	2	0	7	26
22	1	15	2	1	0	4	23
23	2	7	5	3	0	4	21

(資料: 延岡市生活環境課)

表2 振動苦情の経年変化 (単位: 件)

年度 \ 発生源	製造事業所	建築・土木工事	家庭生活	商店・飲食店	交通・運輸機関	その他	計
平成18	0	1	0	0	2	0	3
19	0	1	0	0	0	0	1
20	0	1	0	0	0	0	1
21	0	1	0	0	2	0	3
22	0	1	0	0	0	0	1
23	0	0	0	0	0	0	0

(資料: 延岡市生活環境課)

また、生活排水からの悪臭対策として、合併浄化槽の設置や適正な維持管理について普及啓発に努めている。畜産施設からの悪臭については、県や関係機関と連携したきめ細かな対策を講ずるとともに、指導の徹底を図っている。

市で測定している工場から発生する悪臭（アンモニア）については、二十三年度は、規制基準を100パーセント達成しており良好な状態である。

二 水環境の保全

1 水質

河川、海域などの公共用水域の水質については、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法に基づき「環境基準」が定められている。平成二十三年（二〇一一）度は、河川二八地点、海域一〇地点において、水質調査を行った。

その結果、代表的な汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）及びCOD（化学的酸素要求量）については、浜川中橋のみ基準を超過したが、その他の地点では環境基準を満たしていた。

公共用水域水質測定の結果は、次の表のとおりである。

表 公共用水域水質測定結果

河川 流域名	採水地点	類型	pH			DO			BOD(COD)			SS(油分等)			大腸菌数		
			最大	最小	m/n	平均	最大	最小	m/n	75%値	最大	最小	m/n	平均	最大	最小	m/n
北川	船渡橋	A	7.6-7.2	0/4	7.4	11.8-9	0/4	9.9	<0.5-<0.5	0/4	<0.5	<1-<1	0/4	<1	7.0×10 ² -2.2×10 ³	3/4	2.2×10 ⁴
	雁谷大橋	A	7.5-7.1	0/4	7.3	10-7.4	1/4	8.6	0.5-<0.5	0/4	<0.5	4-<0.1	0/4	3	2.2×10 ¹ -1.3×10 ²	2/4	6.3×10 ³
	龍田橋	A	7.7-7.3	0/4	7.5	11.8-5	0/4	9.7	<0.5-<0.5	0/4	<0.5	<1-<1	0/4	<1	1.3×10 ⁸	3/4	4.5×10 ³
	上塚橋	A	7.5-7.3	0/4	7.4	11.8-9	0/4	9.9	<0.5-<0.5	0/4	<0.5	<1-<1	0/4	<1	2.8×10 ⁵	2/4	1.5×10 ³
	水代橋	A	7.2-7.0	0/4	7.2	10.8-5	0/4	9.5	1.4-<0.5	0/4	<0.5	<1-<1	0/4	<1	2.4×10 ¹ -1.3×10 ²	2/4	6.8×10 ³
大瀬川	鹿小路橋	A	7.6-7.1	0/12	7.3	11.6-4	1/12	9.0	1.0-<0.5	0/12	0.6	1-<1	0/12	1	3.3×10 ¹ -1.1×10 ²	5/12	1.1×10 ³
	水尻	A	7.8-6.9	0/12	7.4	11.7-6	0/12	9.1	1.5-<0.5	0/12	0.5	2-<1	0/12	1	7.9×10 ² -2.1×10 ³	7/12	2.5×10 ³
	上祝子橋	AA	7.2-6.9	0/4	7.1	12.9-0	0/4	10	0.9-<0.5	0/4	0.5	2-<1	0/4	1	1.7×10 ¹ -1.4×10 ¹	3/4	7.2×10 ²
	養平橋	AA	7.8-7.0	0/12	7.2	12.8-8	0/12	10	0.8-<0.5	0/12	0.7	<1-<1	0/12	<1	4.9×10 ¹ -5.0×10 ¹	11/12	9.3×10 ²
	小山橋	A	7.9-6.8	0/12	7.2	11.7-9	0/12	9.5	1.1-<0.5	0/12	0.6	1-<1	0/12	1	7.9×10 ¹ -2.3×10 ²	10/12	1.2×10 ³
五ヶ瀬川	祝子大橋	A	7.3-6.6	0/12	7.1	11.7-3	2/12	9.0	1.0-<0.5	0/12	0.6	2-<1	0/12	1	3.3×10 ¹ -7.0×10 ²	11/12	7.5×10 ³
	合流点左岸	A	8.2-7.2	0/12	7.7	12.8-7	0/12	10	0.9-<0.5	0/12	0.8	3-<1	0/12	2	1.1×10 ¹ -4.9×10 ¹	7/12	4.9×10 ³
	大瀬橋	A	7.9-7.2	0/12	7.7	11.8-4	0/12	9.5	0.8-<0.5	0/12	0.5	3-<1	0/12	1	7.9×10 ¹ -3.3×10 ²	9/12	2.8×10 ³
	笠下	A	8.1-7.3	0/12	7.7	11.8-7	0/12	9.7	0.6-<0.5	0/12	0.5	3-<1	0/12	1	9.4×10 ¹ -3.3×10 ²	7/12	2.4×10 ³
	上南方橋	A	7.9-7.3	0/12	7.6	11.8-5	0/12	9.8	0.9-<0.5	0/12	0.5	3-<1	0/12	2	4.9×10 ¹ -2.1×10 ²	6/12	1.6×10 ³
浜田川	松田橋	A	8.0-7.0	0/12	7.4	11.8-2	0/12	9.5	0.8-<0.5	0/12	0.6	7-1	0/12	2	1.7×10 ¹ -9.4×10 ¹	11/12	5.2×10 ³
	方野岸壁	A	7.7-6.9	0/12	7.3	10.7-2	1/12	8.4	1.1-<0.5	0/12	0.7	10-<1	0/12	2	4.9×10 ¹ -1.7×10 ²	9/12	7.4×10 ³
	浜川中橋	D	8.0-7.3	0/12	7.6	10.6-8	0/12	8.3	2.7->0.5	1/12	0.7	4-1	0/12	2	7.9×10 ¹ -2.3×10 ²	10/12	1.2×10 ⁴
	笹目新橋	B	7.6-7.0	0/12	7.3	10.3-8	1/12	7.3	4.1->0.5	3/12	2.8	12-1	0/12	4	4.9×10 ¹ -3.3×10 ²	5/12	1.4×10 ⁴
	土々呂突堤	A	8.4-8.0	1/12	8.1	8.3-6.6	5/12	7.7	2.5-0.8	1/12	1.9	N/D-N/D	0/12	N/D	7.0×10 ⁰	0/12	8.7×10 ³
延岡湾	熊水突堤	A	8.4-8.0	1/12	8.1	8.3-6.6	5/12	7.7	2.5-0.8	1/12	1.8	N/D-N/D	0/12	N/D	1.1×10 ⁵	1/12	1.5×10 ²
	須喜江湾突堤	A	8.4-8.1	1/4	8.3	7.8-6.8	1/4	7.5	1.5-0.5	0/4	1.3	-	-	-	3.3×10 ³ -2	0/4	8.6×10 ¹
	熊野江湾突堤	A	8.4-8.0	1/4	8.2	7.8-6.7	1/4	7.5	1.6-0.6	0/4	1.2	-	-	-	2.8×10 ⁵	0/4	1.1×10 ²
	阿蘇突堤	A	8.4-8.1	1/4	8.2	7.9-6.3	2/4	7.4	1.2-0.6	0/4	1.1	-	-	-	4.3×10 ⁰	0/4	1.3×10 ¹
	市振突堤	A	8.4-8.0	1/4	8.2	7.8-5.8	3/4	6.8	1.5-0.8	0/4	1.2	-	-	-	1.7×10 ⁰	0/4	5.2×10 ¹
宮野浦突堤	A	8.4-8.0	1/4	8.2	7.5-5.8	3/4	6.9	1.4-0.7	0/4	1.3	-	-	-	1.4×10 ⁰	0/4	4.1×10 ¹	

(資料：延岡市生活環境課)

平成23年度

2 排水処理

市では、公共用水域の良好な水質を保全するため、「水質汚濁防止法」（昭和四十五年）や「下水道法」（昭和三十三年）に基づき、県と協力して水質汚濁物質の排出源となる工場・事業場（畜産業を含む）からの排水を監視するとともに、必要に応じて指導するなど、効果的な排水対策を推進している。

また、「延岡市生活排水対策総合基本計画」に基づき、公共下水道の計画的な整備に努めるとともに、周辺部においては地域に合った排水処理として、農業集落排水処理施設や漁業集落排水処理施設を整備している。さらに、同計画に基づき、合併浄化槽の設置費に対する助成を実施することにより、その普及促進を図っている。同時に、合併浄化槽の適正な維持管理の実施とその意識を高めるため、広報活動による啓発を実施している。

未水洗化世帯に対しては、戸別訪問による公共下水道や集落排水処理施設への接続を推進するとともに、広報や「下水道の日」のイベント開催を通じた普及啓発にも努めているところである。

三 地下水・土壌・地盤環境の保全

1 地下水

市では、県と協力して地下水の監視を継続して実施するとともに、汚染地域においては浄化対策について指導助言を行うようにしている。

旭化成(株)は、地下水汚染問題について、工場内の汚染源の撤去やバイオ法による分解処理を行うなど、浄化対策を進めるとともに工場内の地下水のモニタリング調査を実施し、地下水の浄化状況を確認している。

2 土壌

健全な土壌環境を維持するため、市は県と協力して「土壌汚染対策法」（平成十四年）に基づき、土壌汚染の防止に努めている。工事業者に対しては汚染区域の把握に努めるとともに、必要に応じて対策の指導を行っている。

また、環境に優しい農業の推進のため講習会を通じて、減農薬・減化学肥料栽培など環境に優しい農業の普及促進を図っている。さらに、ゴルフ場においても、農薬や化学肥料の適正な使用を促進するため、公害防止協定等に基づく使用状況報告書の提出や水質検査など、定期的な監視測定を行っている。

3 地盤沈下

市内においては、これまで地盤沈下による大きな環境問題は起きていないが、地盤沈下などを未然に防止するため、必要な情報収集と適切な情報提供を行うようにしている。

四 その他の環境保全

1 アスベスト（石綿）

アスベストは、耐熱性や絶縁性に優れていることから、古くから建造物の断熱材や絶縁材として使われてきた。しかし、アスベストの粉塵を一定量吸い込むと、後に、肺がんになることは論文等で指摘されていた。現在、アスベスト製品の製造は禁止されているが、建築物等に使われた吹き付けアスベストなどが残されており、今後、それらを解体するときに飛散するアスベストの排出量の対応が懸念されている。

全国的にアスベスト問題が取り上げられた平成十七年(二〇〇五)

以降、延岡市内の事業所などにおいても、石綿の使用状況や従業員
の健康状況などを独自に調査して、周知するなど対策を講じてきた。

また、十七年八月には、大瀬児童公園にある蒸気機関車にアスベ
ストが使われていることが分かり、市は十八年(二〇〇六)六月議
会で解体撤去を決めたが、全国の鉄道ファンの設置継続の要望もあ
り、アスベストの除去を行い保存することになった。

その後、市では管轄の施設等に対して、吹付けアスベスト等の実
態調査をし、その結果に基づいて、アスベストの除去等を行ってき
た。今後も、民間の事業所や市民に対しても適切な指導を行っていく。

第三節 地球環境保全の取り組み

一 温室効果ガスの削減

延岡市は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市が行う事務事業で排出される温室効果ガスを抑
制し、地球温暖化の防止に寄与することを目的として「延岡市環境保全率先実行計画」を策定し、環境負荷の軽
減に向けた取り組みを推進してきた。当初の計画期間が終了し、温室効果ガスの排出についての市を取り巻く環



大瀬児童公園の蒸気機関車

境が大きく変わったことを考慮して、平成二十一年（二〇〇九）四月に「延岡市環境保全率先行計画（第3版）」を策定した。温室効果ガスの削減目標として、市の事務事業に係る温室ガスの総排出量を二十三年（二〇一一）度までに、基準年度（十六年・十七年度の総排出量の平均値）の総排出量より八パーセント削減することを目標にして取り組んだ。

その結果、二十二年（二〇一〇）現在、基準値より一〇・五パーセント削減することができた。この減少は、二十一年度から、ゴミ処理有料化と容器包装プラスチック類の回収による焼却量の減少、及び同年四月から稼働した新清掃工場の廃熱を利用した発電による買電力量の減少が大きな要因である。

また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」により、市長部局は二十二年十月に特定事業者に指定された。そのため、市が行う事務事業で使用されるエネルギーの使用量を削減するために、年平均一パーセント以上のエネルギー使用原単位の削減を目標とし「管理標準」を定めた。

第四節 環境保全意識の高揚

一 市民と協働した環境保全活動

環境問題は、全ての人々が役割を分担しながら取り組むことが必要で、市民・事業者・行政が一体となった環境保全意識の高揚が求められている。そのため、延岡市においては、環境学習や環境教育、環境保全活動、環境情報の提供などを充実させることで、なお一層、環境保全意識が高まっていくことを目指している。

1 環境学習・環境保全活動

- (1) 生涯学習活動における環境に関する学習内容の充実、及び市民や企業、団体と連携した環境学習の推進
- (2) 家庭教育学級・女性学級、市民大学等における環境学習の推進
- (3) 小中学校の各教科および「総合的な学習の時間」等における環境教育や環境学習の推進
- (4) 児童生徒や市民を対象にした環境学習や環境保全活動の推進

- ① 不法投棄問題の学習や議論、視察などを行う「環境子ども会議」の推進
 - ② 企業や学校、地域での「地球温暖化防止活動」の推進
 - ③ 「子どもエコクラブ」への参加の推進と関係機材提供の支援
 - ④ 高学年児童を対象にした「夏休みごみ体験ツアー」や児童生徒対象の「水辺環境調査」の推進
 - ⑤ 児童生徒の省エネ活動や環境美化の関心を促すための「グリーンカーテン」の推進
 - ⑥ 各自治体・団体向けのごみ処理施設（清掃工場等）を活用した環境学習の推進
- (5) 環境月間（毎年六月）、環境の日におけるイベント（平成二十三年は六月五日に開催）の充実
 - (6) 「クリーンアップ宮崎」や「延岡アースデイ」等への参加促進
- ## 2 講師派遣・地域人材の活用等
- (1) 地球温暖化防止アドバイザー派遣事業の活用
 - (2) 地域や職場における出前講座などへの講師派遣
 - (3) 環境に関する体験的な学習を進める地域人材の発掘・活用

3 情報提供

- (1) 市立図書館における環境関連書籍の充実や環境月間における環境読本の展示など
- (2) 環境情報に関するホームページの充実



企業・商店街協賛のエコ祭典



市立図書館の環境読本の展示

第七章 エネルギー

第一節 エネルギーの現況

エネルギーは、日常生活を営む上で欠かすことのできないものであり、生産活動や消費活動など、あらゆる社会活動を維持していくために重要なものである。平成二十三年（二〇一一）三月末現在、我が国で使用されている第一次エネルギーは、石油（四〇％）・石炭（二三％）・天然ガス（一九％）の化石燃料が、八二パーセントを占めており、そのほか、原子力（一一％）や水力（三％）、その他（太陽光・風力・地熱等）の再生可能エネルギー（四％）などがある。

我が国のエネルギーは、昭和四十八年（一九七三）の第一次オイルショックや、五十四年（一九七九）の第二次オイルショック、その後の温暖化ガス排出量の増大、平成十七年（二〇〇五）における国際法「京都議定書」の発効などを契機に、石油を主体とするエネルギー供給構造が見直され、原子力や再生可能エネルギーの利用促進が図られるようになった。

ところが、二十三年（二〇一一）三月十一日に発生した、東日本大震災の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故により、原子力は安全性の面から国民の信頼が損なわれた。また、電力・ガス・石油などのエネルギーに大

きな混乱が生じ、エネルギー政策やエネルギーシステムの見直しの必要が出てきた。特に、原子力発電については「中長期的に依存度を可能な限り引き下げていくという方向性を指すとともに、省エネルギーの徹底的な推進、再生可能エネルギーの開発・普及の強力な推進が必要である」（「エネルギー白書二〇一一」 経済産業省）という。いずれにしても今回の原子力発電所の事故に伴い、エネルギー需要のあり方について、事故の検証結果を踏まえ、見直していくことが必要である。

この福島第一原子力発電所の事故に起因して、二十四年（二〇一一）七月、ほとんどの原子力発電所が稼働を停止（大飯原発三号機及び四号機は七月再稼働）して、夏季の電力需要に対応する供給能力の不足が見込まれた。国は、「第六回電力需給に関する検討会合」および「第八回エネルギー・環境会議」において、「計画停電は不実施が原則だが、今後、万が一実施せざるを得ない場合に備え、計画停電の準備を進めておく」ことを示した。そのため、各電力会社は、万一の備えとして計画的停電の対策・準備を進めた。

九州電力㈱においても、セーフティネットとしての計画停電について、国と連携を図りながら検討を行った。そして、計画停電の実施を回避すべく、電力の安定供給の確保に努めるとともに、家庭・事業所・官公庁等に対しては節電の協力を求めた。それぞれが節電目標を設定したり、こまめに節電したりした結果、二十四年の夏季においては、計画停電は実施に至らなかった。

第二節 延岡市の主なエネルギーの使用状況

一 電 力

延岡市の平成二十三年(二〇一一)度現在の使用電力構成は、家庭用が約二一パーセント、卸売業・病院・娯楽・教育等の業務用が約一一パーセント、農林水産業・建設業・製造業・公共工事等の産業用が約六八パーセントであり、産業用が主体を占める。

家庭用電力は、オール電化住宅の建設や日常生活における電気温水器・IH器具・エアコンなどの使用によって、一〇年前と比べて約三二パーセント増えている。業務用電力も、スーパーなどの大型小売店やコンビニなどの増加、病院施設の拡張、教育産業の進展、娯楽業の興隆によって増加している。

九州電力(株)は沖繩を除く九州全域に運用・供給しており、日常生活の営みや産業の進展に大きな役割を果たしている。二十二年(二〇一〇)の九州電力の電力構成比は、石油(七%)・石炭(二七%)・LNG(液化天然ガス)(一九%)・原子力(三九%)・水力(五%)・地熱(一%)・新エネルギー(太陽光発電・風力発電等)(二%)である。

同社は、電力の安定供給や地球環境問題、節電対策など、電気事業としての公益的役割を果たしていくとともに、より一層の経営効率化を目指している。そのために、負荷平準化、効率向上などの電気のコストダウン、電源ベストミックス、発電長期計画、電力輸送設備強化などの電力安定供給推進、および地球温暖化の防止、地球環境との共生、省資源リサイクルの促進などの環境問題の課題に取り組んでいる。

旭化成㈱の自家発電は、火力発電（石炭・重油・バイオマス燃料 最大出力一三万一五〇〇kw）、内燃力発電（最大出力二万六九五〇kw）、水力発電（最大出力五万五八九〇kw）からなっており、他に熱源として利用する副生蒸気量を含めて、電源ベストミックスを図りつつ発電を行っている。また、温室効果ガスとコストの削減を図るため、三基ある火力発電のうち、第二発電所の燃料を重油から木質バイオマスに替えて、いわゆる「バイオマス発電所」の建設に、二十二年着工し、二十四年（二〇一二）八月に完成した。

一方、東日本大震災以降、風力発電や太陽光発電などの新エネルギーが、注目されるようになった。

延岡市北方町の「ETOランド速日の峰」には、十一年（一九九九）三月に完成した風力発電施設が一基ある。

この風力発電施設は三枚のプロペラ形の翼を回転させて発電させるしくみで、最大発電量は七五〇キロワットである。二十二年度における年間発電量は、約八二万キロワットで、約一六万キロワットを「ETOランド速日の峰」で消費し、残りの電気は九州電力に売電している。



「ETOランド速日の峰」の風力発電施設

二 都市ガス

延岡市の都市ガスは、宮崎ガス(株)によって供給されている。平成二十三年(二〇一一)現在、市街地のほとんどの区域に供給されており、全市導管延長(本支管)は約二八九キロメートル、供給戸数は二万一一六戸である。供給区域拡張は、十八年(二〇〇六)から野地町方面が拡張され、現在も住宅地向けの工事が行われている。普及率(供給区域内世帯数に対して)は、約七三パーセント(市街地は八〇%以上)である。供給量の総量は、近年横ばい傾向にある。

宮崎ガス(株)では、十年(一九九八)、延岡地区における都市ガスの天然ガスへの転換を県内で最初に終え、化石燃料のなかでも極めてクリーン(二酸化炭素や窒素酸化物が少なく硫黄酸化物はゼロ)なエネルギーを提供している。原料が石炭・石油・LPG(液化石油ガス)から天然ガスへと変遷していくことで、都市ガスのシボルとして地元市民に親しまれていた貯蔵タンク有水式ガスホルダー二基(昭和二十七年設置は二〇〇〇m³、三十四年設置は五〇〇〇m³)は、歴史的役目を終え、平成二十三年三月に解体撤去された。

同社では、今日の節電・省エネという時代の要請のなかで、燃料電池(エネファーム)と太陽光発電のW発電システムや、太陽熱と高効率給湯器(エコジョーズ)のW給湯システムの提案をしている。また、電力のピークカットに寄与するガス空調やコージェネレーション(熱電供給)の提案など、エネルギーの高効率利用・地球環境保護という、低炭素社会に向けた事業にも、進んで取り組んでいる。

さらに、二十二年（二〇一〇）四月には「ガスの情報館のべおか」を開設し、多くの市民が最新のガス機器を体感できるようにするとともに、料理教室などにも利用・活用できるようにしている。都市ガスを安心・安定して使えるように、保安やサービス体制の充実を図るとともに、経営全般にわたる合理化に努め、公益事業としての使命を果たすべく努力がなされている。

三 液化石油ガス

液化石油ガス（LPガス・プロパンガス等）は、低級炭化水素（プロパン・ブタン等）を主成分とする混合物を液化したもので、その物理的・化学的性質から、液体で貯蔵し気体で消費することができる。また、それは、窒素酸化物や硫黄酸化物などの排出量が、極めて少ないクリーンなエネルギーで発熱量も高い燃料である。

延岡市では、液化石油ガスは(社)宮崎県LPガス協会延岡支部に加入する三〇の販売所によって供給されており、平成二十三年（二〇一一）度は、二万八一九五戸に、六一〇七トンのLPガスが供給された。供給戸数及び供給量は年々減少傾向にある。

主要エネルギー使用量の推移（電力・都市ガス・液化石油ガス）は、次の表のとおりである。

表 主要エネルギー使用量の推移（電力・都市ガス・液化石油ガス）

区分	年度										
	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
電力使用量 (MWH)	1,520,892	1,605,173	1,656,047	1,720,441	1,715,556	1,732,519	1,646,458	1,569,741	1,623,524	1,579,846	
家庭用(電灯)(含御路灯等)	259,947	257,959	266,266	318,291	318,854	333,202	329,159	328,715	346,660	337,769	
業務用電力	124,485	128,899	141,873	171,739	177,187	180,022	176,052	173,589	175,545	168,858	
産業用(主体)電力	1,136,460	1,218,315	1,247,908	1,230,411	1,219,515	1,219,295	1,141,247	1,067,437	1,101,319	1,073,219	
九州電力	191,577	192,068	242,839	283,537	257,773	279,766	237,980	220,512	244,515	201,303	
旭化成(発電量)	944,883	1,026,247	1,005,069	946,874	961,742	939,529	903,267	846,925	856,804	871,916	
都市ガス											
導管総延長(m)	278,015	279,641	280,217	281,009	283,311	285,133	286,637	287,863	288,425	288,671	
設備戸数	22,463	22,546	22,540	22,599	22,688	22,605	22,629	22,705	22,617	22,609	
供給戸数	21,298	21,393	21,354	21,330	21,230	20,945	20,724	20,554	20,343	20,116	
(内) 家庭用	19,221	19,328	19,298	19,261	19,218	18,977	18,790	18,686	18,517	18,385	
供給量(千m ³)	6,633	6,701	6,898	6,911	7,333	7,490	7,552	7,425	7,539	7,418	
(内) 家庭用	3,638	3,616	3,517	3,458	3,415	3,363	3,302	3,231	3,312	3,231	
液化石油ガス											
供給戸数	33,371	33,145	32,550	32,138	29,279	31,126	30,247	27,683	29,332	28,195	
供給量(トン)	6,968	7,035	6,754	6,969	6,235	6,968	6,768	6,022	6,228	6,107	

(注1) 平成14年以降については、分冊不能電力使用料は除いている。
 (注2) 九州電力営業所の統廃合により、平成17年度以降は、日之影町、高千穂町、五ヶ瀬町の電力使用量分を含んでいる。
 (注3) 都市ガスの導管総延長(m)については、家庭への引き込み管を除いている。

(資料：九州電力㈱延岡営業所、旭化成㈱延岡支社、宮崎ガス㈱、④宮崎県LPガス協会延岡支部)

第三節 省資源・省エネルギーの動向

社会生活や経済活動に欠かすことのできない資源・エネルギーは、資源の有限性（再生能力の限界）と許容環境の有限性という二つの制約のもとにあり、このような状況の中で資源・エネルギーを減少・枯渇させないためにも、社会の物質循環の確保、資源の消費抑制、環境負荷の低減を図る循環型社会の形成・定着が急がれている。日本における、省資源・省エネルギー（省エネ）については、一九七〇年代の二度のオイルショックや平成二年（一九九〇）以降の温室ガスの削減を始めとする地球環境問題、十六年（二〇〇四）以降の原油価格高騰、二十三年（二〇一一）の東日本大震災（福島第一原発の事故を含む）などと、密接に関係しながら議論されてきており、その上で、法の整備や財政金融政策の充実などが図られてきた。

国では、十二年（二〇〇〇）に「循環型社会形成推進基本法」によって基本的な枠組みを示し、「資源有効利用促進法」や「改正廃棄物処理法」の施行によって資源の有効利用の実現を図り、循環型社会の形成に努めてきた。省エネについては、石油危機を契機として昭和五十四年（一九七九）に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）を制定、それ以降、改正をしながらエネルギー資源の有効な利用の実現、及び循環型社会形成に向けての行動が進められてきた。

延岡市は、省エネ法に基づく特定業者に該当するため、エネルギー使用状況等の定期的な報告や中長期計画の提出など、エネルギー使用の合理化に関する様々な義務を、事業所等に課すことができるようになった。

また、東日本大震災を契機とする電力供給不足に対しては、国（資源エネルギー庁）は「夏季・冬季の省エネ

ルギー対策」を示し、各電力会社は節電目標を要請し、事業者・家庭がそれぞれ節電に取り組んだところである。延岡市では、平成十一年（一九九九）に「延岡市環境基本条例」を施行し、この条例に基づき、「延岡市環境基本計画」（十三年）、第二次「延岡市環境基本計画」（二十三年）が策定された。この第二次環境基本計画は、世界的に深刻化する地球温暖化の防止や低炭素社会づくり、生物多様性の保全などについて、身近な環境保全の取り組みを一層推進するために策定された。また、この二次計画の対象期間は、二十三年度から二十七年（二〇一五）度までの五年間である。

さらに、この計画では、本市がめざす環境像を「自然が創る豊かなまちを未来につなぐ環境都市のべおか」として掲げ、市が取り組むべき施策の内容や市民・事業者が、それぞれの立場で環境に配慮すべき指針を示している。本市では、二十一年（二〇〇九）四月に運転を開始した新清掃工場「夢の杜」において、一般廃棄物の焼却で発生した蒸気や、廃熱利用により発電した電気を周辺施設に供給するなどエネルギーの有効活用を図っている。

また、市の管理する新しい施設などでは、自然エネルギーを利用した太陽光発電システムを導入している。二十年（二〇〇八）二月に完成した消防庁舎では、屋上に太陽光発電システムを設置しており、年間約一万二〇〇〇キロワットの発電量を見込んでいる。そのほか、二十四年（二〇一二）三月に完成した新しい火葬場「いのちの杜」でも、待合棟に太陽光発電システムを取り入れており、公立学校の校舎においても、それが設置される学校も出てきた。

なお、九州電力(株)延岡営業所管内で、太陽光発電システムを設置している民間住宅は、約二四〇〇棟で全体の約五パーセントである。

市内での省資源・省エネの活動、及びそれに係わる活動は、家庭・学校・市民団体・企業・行政等で広く取り組まれており、その内容は、環境問題全般、省資源・省エネ、ゴミ減量・リサイクル等の学習啓発活動と、家庭内廃棄物等の具体的なリサイクル事業活動、さらには、自然エネルギー利用に関する活動事業へと広がっている。その中から、新聞や広報誌等に記載された、いくつかの活動・事業を紹介する。

一 省資源・省エネ・環境保全活動

1 延岡アースデイ

平成六年（一九九四）に始まった「延岡アースデイ」は循環型社会形成（クリーンなまちづくり、リサイクルのまちづくり）及び河川保護のための森づくりを目的に設立されたもので、具体的な実践活動と啓発活動が地道に続けられている。

二十四年（二〇一二）三月十一日開催の「第十九回延岡アースデイ」は、五ヶ瀬川流域を中心に県北二四カ所で行われた。当日は東日本大震災発生から一年を迎えた日でもあり、野田町の小峰グラウンド（水辺の公園）にて全員で犠牲者に黙とうをささげた後、それぞれの場所で活動に入った。

この第十九回は「この地球を、命きらめく緑の地球に」をスロー



松の苗木の植樹

ガンに、約三〇〇〇人が植樹や間伐、清掃活動、不法投棄物の撤去などに取り組んだ。

2 リバーフェスタのべおか

「リバーフェスタのべおか」は、「ふるさと川の再発見」を合言葉に、子どもたちが川に親しみ、安全に楽しく遊ぶ方法を身に付けることをねらい、毎年開催している。リバーフェスタのべおか実行委員会は、平成六年（一九九四）に設立、河川資料館「リバーパル五ヶ瀬川」に事務局を置き、会員約九〇名で環境保全活動に取り組んでいる。

「第十八回リバーフェスタのべおか」は、二十三年（二〇一一）八月に大瀬川河川敷で開催され、多くの子どもたちが参加した。段ボールの底をベニヤ板で補強し、防水シートをかぶせたDボートを川に浮かべて遊んだり、エコグッズの工作（牛乳パックのおもちや）を楽しんだりしながら、自然・社会環境について学んだ。

3 こどもエコクラブ

次世代を担う子どもたちが、地域において仲間と一緒に自主的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全への高い意識を醸成することを支援するために、平成七年（一九九五）度から環境庁（省）において、小中学生を対象に「こどもエコクラブ」事業が実施されている。全国におけるクラブ登録数は、二十四年（二〇一二）四月現在、約四四〇団体で、メンバー数は約二万人である。

延岡市内の「こどもエコクラブ」は、二十三年（二〇一一）現在、「イオン延岡チアーズクラブ」をはじめ、四団体が登録されており、省エネ活動や環境学習活動に取り組んでいる。

4 菜の花を植える活動

平成十三年（二〇〇一）春、全国の「菜の花」で結ばれた人々が、滋賀県新旭町（現、高島市）に集い「菜の

花プロジェクト」の体験交流を通して、全国各地に資源循環型社会を広げることを確認した。それ以降、「菜の花を植える活動」は、省資源・省エネの活動として全国に広がってきた。

延岡市では「NPO法人五ヶ瀬川流域ネットワーク」（リバーパル五ヶ瀬川）が、休耕期の田園を利用して菜の花を植え、子どもたちに自然に触れる経験と「資源循環サイクル」の理解を図る活動を企画した。二十二年（二〇一〇）十一月に、一二八〇本の「菜の花」の苗を、東海東小学校の東側の休耕期の田園に植え、二十三年（二〇一一）六月に、同校の六年生と二年生で刈り取った。刈り取った菜種は九月に搾り、菜種油は同校の給食の調理に使用した。

5 グリーンカーテン

グリーンカーテンとは、ゴーヤーやアサガオといったツル性植物を茂らせることで、日陰を作る取り組みである。室温を下げてエアコンの使用を減らし、二酸化炭素の排出量を削減することで、地球温暖化の抑制対策の一つとして期待されている。

㈱ケーブルメディアワイワイでは、平成二十二年（二〇一〇）開局二〇周年をきっかけに、延岡本社及び日向局にグリーンカーテンを設置し、延岡市の小学校一校にゴーヤーの苗とネット、プランター等を寄贈した。二十三年（二〇一一）には、小学校一四校、中学校六校に苗やネットなどのグリーンカーテンのセットを寄贈した。これらの学校では、グリーンカーテン設置の活動を通して、児童生徒に省資源・省エネや環境保全に対する関心を持たせている。

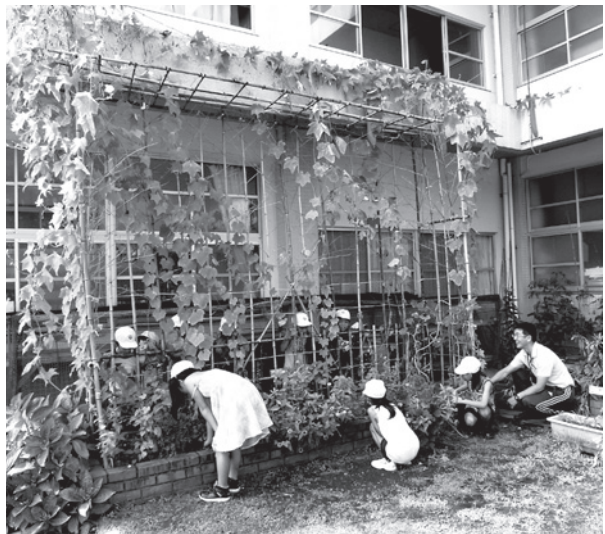
なお、延岡市内の小・中学校における、「グリーンカーテン設置活動」の実施状況は、二十四年（二〇一二）五月末現在、約三〇校（延岡市教育委員会調査）である。一方、一般家庭においても、節電や暑気の軽減対策と

して、グリーンカーテンの活用は、徐々に広がっている。

以上、延岡市内における省資源・省エネ・それに係わる環境保全などについての主な活動を採りあげたが、そのほか、地区の行事や各種団体・グループ、PTAなどでも、広く継続的に取り組まれている。

また、延岡市では、「生涯学習オールガイド」で、各企業・事業所などの主催する省資源・省エネなどの出前講座を紹介し、市民に受講をすすめている。

一方、「延岡市生涯学習人材バンク」に登録している指導者の中には、省資源・省エネ、古紙・古布を活用した小物作り（タオル、ハンカチ、マイバック等）や環境に優しいガーデニング、環境紙芝居などについて、多岐にわたって献身的に指導をしている人もいる。



ヘチマのグリーンカーテン